## 令和4年第2回吉田町議会定例会

# 吉田町議会会議録

令和4年6月1日 開会

令和4年6月20日 閉会

吉田町議会

## 令和4年第2回吉田町議会定例会会議録目次

## 第 1 号 (6月1日)

○町長挨拶
○開会の宣告····································
○会議録署名議員の指名
○会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
○諸報告について
○議会閉会中の委員会活動報告8
○議案第35号~議案第41号の一括上程、説明11
○第5号報告、第6号報告の報告18
○散会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 2 号 (6月3日)
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○議事日程の報告
○議案第40号の質疑、討論、採決2 2
○散会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 3 号 (6月16日)
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○議事日程の報告2 9
○一般質問
中 田 博 之29
平 野 積38
山 内 均
八 木 栄
盛 純一郎80
蒔 田 昌 代······95
○散会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・104

### 第 4 号 (6月20日)

○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・105
○議事日程の報告105
○議案第35号の質疑、討論、採決105
○議案第36号の質疑、討論、採決106
○議案第37号の質疑、討論、採決109
○議案第38号の質疑、討論、採決109
○議案第39号の質疑、討論、採決110
○議案第41号の質疑、討論、採決110
○議員派遣について111
○議会閉会中の継続調査について111
○町長挨拶1 1 2
○議長挨拶1 1 2
○閉会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 1 2

#### 開会 午前 9時00分

○議長(大石 巌君) 改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和4年第2回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

O議長(大石 巌君) 開会に当たりまして、町長から御挨拶をお願いします。 町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

**〇町長(田村典彦君)** おはようございます。本定例会、どうぞよろしくお願いします。

**〇議長(大石 巌君)** ありがとうございました。

\_\_\_\_\_\_

#### ◎開会の宣告

○議長(大石 巌君) ただいまの出席議員数は13名であります。ただいまから、令和4年第 2回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

\_\_\_\_\_

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長(大石 巌君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定によりまして、1番、福世義己君、2 番、楠元由美子君を指名します。

\_\_\_\_\_

#### ◎会期の決定

○議長(大石 巌君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日6月1日から6月20日までの20日間といたしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 [「異議なし」の声あり]

〇議長(大石 巌君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日6月1日から6月20日までの20日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりで ありますので、御了承願います。

#### ◎諸報告について

〇議長(大石 巌君) 日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

最初に、監査委員から例月出納検査及び定期監査の監査結果報告書が提出されております。 写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議員派遣結果についてでありますが、議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、系統議長会関係、その他に関することについてでありますが、5月30日月曜日、東京都内の東京国際フォーラムにおいて、令和4年度町村議会議長・副議長研修会が開催されました。

この研修会は、議会の重責を担う議長等を対象に、住民の代表機関として町村議会が果たすべき役割の重要性や課題について研修を実施し、それぞれの議会の一層の活性化に資することを目指して行われたものです。東京大学名誉教授、大森 彌氏による「町村議会のあるべき姿」と題した講演が、また、大正大学社会共生学部教授、江藤俊昭氏による「町村議会議員報酬について」と題した講演が、そして、上智大学法学部教授、三浦まり氏による「地方議会とハラスメント」と題した講演が行われました。

5月31日火曜日、令和4年度静岡県地方議会議長連絡協議会定期総会及び第1回政策研修 会が静岡市内で開催されました。

定期総会では、令和3年度静岡県地方議会議長連絡協議会事業実績及び歳入・歳出決算について、また、令和4年度静岡県地方議会議長連絡協議会事業計画及び歳入・歳出予算について審議が行われ、原案のとおり可決され、そのほか、令和5年度からの事業及び負担金の見直しについて協議をいたしました。

また、政策研修会では、株式会社中井俊裕カーボンニュートラル研究所代表取締役社長、中井俊裕氏による「カーボンニュートラル実現に向けた地域モデルの開発」と題した講演がありました。

次に、本定例会へ説明員として委任または嘱託され出席する者の職・氏名を一覧表として お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

続いて、町長行政報告を行います。

お聞き取りのほど、よろしくお願いします。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

**〇町長(田村典彦君)** 令和4年第2回吉田町議会定例会の開会に当たりまして、町政運営の 概要等について御報告申し上げます。

平成23年3月11日に発生し、東北地方を中心に未曽有の災害をもたらした東日本大震災以降、当町では、失われた安全と安心を取り戻すべく、1,000年に一度の大津波に対応した津波防災まちづくりを強力に推し進めてまいりました。この津波防災まちづくりの最重要施策であり、当町の悲願でもありました11.8メートルの防潮堤のかさ上げ工事が川尻海岸において完了し、また併せて、国が整備を進めておりました河川防災ステーションと町の水防センターも同時期に完成しましたことから、5月14日に国土交通省と合同で駿河海岸防潮堤川尻工区完成式及び大井川川尻地区河川防災ステーション完成式を開催いたしました。この式典の開催に当たり、安倍元総理、川勝静岡県知事をはじめ、地元選出の国会議員、町議会議員各位、自治会役員の皆様など約100人の方に御臨席をいただき、盛大に防潮堤をお披露目できましたことは、当町の歴史に残る出来事でありますとともに、町が強力に推し進める津波防災まちづくりに対しまして、国や県から非常に関心を持っていただいているあかしであると思っております。これも、ひとえに町議会議員をはじめ地元住民、関係者の皆様の御理解と御協力のたまものであると思っております。この場をお借りしまして心から感謝を申し上げます。

式典当日は、2日間降り続いた大雨が直前にやむという奇跡に加え、空高くそびえる富士山がくっきりと姿を現し祝福するというすばらしい日となり、御臨席いただきました皆様と共に壮大な防潮堤が完成した喜びを分かち合うことができました。このことは、町民の皆様の脳裏に深く刻まれた大津波に対する不安を払拭し、皆様と一緒に安全・安心な町づくりを進めていく新たな一歩になったものと確信した次第でございます。

このたび完成いたしました川尻海岸防潮堤と大井川川尻地区河川防災ステーション内の水防センターは、完成式同日から供用を開始しております。アスファルトで舗装した防潮堤の天端部分はウォーキングやサイクリングを楽しむことができ、水防センターにつきましては、水害時の活動拠点となるほか、平常時はシーガーデンシティ構想の一端を担うにぎわいの場として防潮堤の天端を行き交う人の休憩スペースや、富士山、駿河湾、伊豆半島などの眺望を楽しむことができるスペースとして整備したものでございますので、ぜひとも多くの皆様に御活用をいただき、お楽しみいただければと思っております。

当町の津波防災まちづくりは、まだ道半ばでございます。こうして川尻海岸防潮堤が完成した今、次は吉田漁港を含む住吉地区の整備を急ピッチで進め、1,000年に一度の大津波を食い止める強固な防潮堤を一日でも早くこの町の沿岸部全域において完成させるべく、今後も引き続き、国・県の御支援をいただきながら、日本一安全で安心できる町を築くため、全力を尽くしてまいります。

そして、その安全・安心とにぎわいづくりを一体的に進めるシーガーデンシティ構想の取組を加速させ、豊かで勢いがあり心を魅了する町の実現に向かって邁進してまいります。

それでは、令和4年度に入り、2か月が経過しました本年度事業の進捗状況につきまして 御報告申し上げます。

初めに、災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに関連する事業のうち、令和4年度 総合防災訓練につきまして御報告申し上げます。

本年度の総合防災訓練は、静岡県、島田市、牧之原市、川根本町及び吉田町の共催により、

9月4日に実施が予定をされております。当町におきましては、吉田中学校のグラウンドをメイン会場として、中央小学校や吉田漁港、町健康福祉センター、防災公園などにも訓練会場を設け、自主防災会や多くの町民の皆様に参加していただけますよう、現在、訓練内容や方法などについて県や関係機関と協議し、準備を進めているところでございます。当日は、消防署や警察署、自衛隊に協力をいただく救助訓練、災害協定に基づく道路啓開訓練や緊急物資の搬送訓練などを予定しており、この大規模地震を想定した訓練を通じて、町の防災力向上を図ってまいります。

次に、消防団消防車両の更新についてでございます。

南海トラフ地震などの大規模地震や全国各地で発生している風水害などの大規模自然災害に備えるため、地域防災において消防団が担う役割はますます重要になってきております。この地域防災の要である消防団の災害対応能力の向上を図るため、本年度は、老朽化した消防団第2分団及び第4分団の消防積載車を更新する予定で事務を進めております。5月9日に入札を実施し、契約予定者が決定しましたので、本議会定例会に財産の取得に関する議案を上程させていただいております。

次に、治水対策推進事業についてでございます。

県が主体となって策定しました坂口谷川水災害対策プランに基づき、町では現在、住吉地区における浸水被害の軽減に向けて対策を進めております。本年度は、宮裏川河口部に設置されている3号ポンプを増強するための設計業務契約を5月に締結しましたので、早期の完了に向けて業務を進めてまいります。

また、2級河川湯日川流域につきましても、近年多発している大雨などによる浸水被害の 軽減に向け、浸水原因の調査や治水対策を検討するための業務委託を発注する準備を進め ているところでございます。

次に、河川改修事業についてでございます。

大幡川及び大窪川につきましては、河川の流下能力を高めるため、国の交付金を活用しながら河川改修事業を実施しております。本年度は、令和3年度の繰越事業として進めております大窪川改修工事につきまして、3月に契約を締結し、出水期明けの11月に現場施工に着手できるよう準備を進めております。

次に、交通安全対策事業についてでございます。

町では、昨年7月に策定しました吉田町子供の移動経路における交通安全プログラムに基づき、子供たちが安心して道路を利用することができるよう、交通安全対策を進めております。本年度の主な対策といたしましては、川尻地内の町道高畑高島線において、8月からグリーンベルトの設置工事に着手できるよう準備を進めております。

続きまして、誰もが健康で生き生きと暮らせるまちづくりに関連する事業のうち、新型コロナワクチン接種につきまして御報告申し上げます。

新型コロナワクチン接種につきましては、希望する方への3回目の接種を1月から開始し、12歳以上の方を対象とした3回目接種を進めるとともに、保護者の同意が得られました5歳から11歳までの小児への初回接種も並行して進めているところでございます。

現在は、3回目の接種率が全町民の65.0%に達しており、小児への接種につきましては、対象者の30%の方が1回目の接種を完了しております。今後も引き続き、吉田町総合体育館を会場とした集団接種を核として希望する方への接種を進めてまいります。

こうした中、国からは3月25日及び4月28日付の通知により、地方自治体に対して新型コロナワクチンの4回目接種の体制確保を進めるよう要請がございましたので、町では、接種券の発送準備や医療従事者の調整など、急ピッチで準備を進めてまいりました。その後、5月25日付で予防接種関係法令の一部改正及び厚生労働大臣から4回目接種の指示があり、この4回目接種につきましては、60歳以上の方や18歳から59歳までのうち基礎疾患を有する方、重症化リスクが高いと医師が認める方で、いずれも3回目接種から5か月を経過した方を対象とし、ファイザー社及び武田モデルナ社のワクチンを使用して実施するものとされたところでございます。

町といたしましては、6月中旬から接種を開始できるよう計画をしており、集団接種を核 として町内クリニックでの個別接種や高齢者施設における巡回接種で補完する形で、希望 する方が遅滞なく安全に接種できるよう体制の確保に努めてまいります。

次に、こども発達支援事業所すみれにおける新たな相談支援サービスの提供についてでご ざいます。

こども発達支援事業所すみれでは、4月1日から相談支援専門員を配置し、地域課題の解決や適切なサービス利用に向けたケアマネジメントの提供など、心身の発達に特性がある児童の健やかな成長を総合的に支援しております。現在は、保護者への相談支援を充実させるため、利用者を中心に発達や子育ての困り事をはじめ、保育・療育における心配事、休日の過ごし方などについて聞き取り、必要に応じて病院や関係機関へ同行するとともに、福祉サービスの利用方法などを具体的に御案内しているところでございます。

今後、こども発達支援事業所すみれが悩みを抱える保護者の身近な相談の場となり、地域の中核的療育施設として保育、医療、保健などの関係機関と連携しながら包括的に児童発達支援センターの機能を担っていけるよう努めてまいります。

次に、コロナ禍における生活支援に関する対策についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国では生活に困窮する皆様を支援するための給付制度が創設され、町において、令和3年度の住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり10万円を給付する臨時特別給付金給付事業を実施しております。この事業では、給付の対象となる方に2月から確認書を送付して実施するプッシュ型の給付と、昨年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、住民税非課税世帯と同様の状況にある家計急変世帯の申請による給付を実施しており、5月30日時点で、住民税非課税世帯の83%に当たる1,479世帯、1億4,790万円の給付を行ったところでございます。

さらに、国では、コロナ禍における原油価格・物価高騰等により、真に生活に困っている 皆様への追加支援措置として、本年度新たに住民税非課税となった世帯についても1世帯 当たり10万円のプッシュ型給付を行うとともに、1月以降の家計急変世帯についても引き 続き申請を受け付けるなど、給付対象者を拡充する運用改善が4月28日に決定されたとこ ろでございます。今回新たに対象となる令和4年度の住民税非課税世帯には、7月下旬に 確認書を送付する予定で準備を進めております。

これと並行し、国において低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を 給付することが決定され、当町においては、低所得の子育て世帯のうち、ひとり親世帯以 外の児童に1人当たり5万円のプッシュ型給付を行うとともに、新型コロナウイルス感染 症の影響を受けて収入が減少し、令和4年度の住民税均等割が非課税である者と同様の状 況にある家計急変者の申請による給付も実施いたします。プッシュ型給付の対象者には、 7月上旬に確認書を送付する予定で準備を進めております。

これらの対象となる皆様が一日でも早く給付金を受給することができ、日常生活を維持するための一助となりますよう、引き続き迅速に事務を進めてまいります。

続きまして、魅力あふれる多様な交流を生むまちづくりに関連する事業のうち、シーガー デンシティ構想につきまして御報告申し上げます。

本年度は、シーガーデンシティ構想における川尻海岸エリアの整備の推進に向け、県営吉田公園南側の約3.1~クタールの未利用地を活用するため、現地確認や法規制などの調査についての業務委託を6月中に発注し、整備に必要な基本計画を作成する予定でございます。次に、ふるさとよしだ寄附金についてでございます。

町では、昨年度、全国の寄附者の皆様から9億4,348万円ものふるさとよしだ寄附金をいただいており、令和2年度の寄附額である7億645万円と比べ、約34%の増額となりました。昨年度は、ふるさと納税の受付サイトを増やしたほか、事業者の皆様に御協力をいただき、寄附者のニーズに沿った魅力ある返礼品の取扱いを開始したことや、シティプロモーションと連動した効果的なウェブ広告を掲載したことなどが寄附額の増加につながったものと捉えております。

本年度も引き続き町内事業者の皆様と連携をし、これまで以上に寄附者の皆様のニーズに沿った返礼品を取り揃え、寄附額の増加を図るとともにさらなる産業振興を推進してまいります。

次に、町内道路整備事業についてでございます。

中央幹線につきましては、通学路にもなっておりますことから、歩行者の安全を確保する ための歩道整備に向け、5月に測量設計業務の契約を締結したところでございます。今後 は、業務の進捗を図りながら用地調査の準備を進めてまいります。

大幡川幹線につきましては、5月に道路線形検討業務の契約を締結したところでございまして、今後も地元の皆様と意見交換を重ねながら、道路計画線の決定に向けて事業を進めてまいります。

三軒屋西の宮線につきましては、現在、測量設計業務を進めているところでございます。 引き続き、地権者の皆様の御協力をいただきながら事業の進捗を図ってまいります。

次に、橋梁維持補修事業についてでございます。

町では、橋梁の適切な維持管理のため橋梁の点検業務を実施しており、点検結果に基づく 補修設計や補修工事も進めております。

昨年度におきましては、町に代わって国土交通省中部地方整備局が修繕を進めておりました古川橋の工事が3月に完了したことから、4月21日に国から県へ完成図等の引き渡しが行われました。本年度は、東名高速道路に架かる北原東橋のほか3橋につきまして中日本高速道路株式会社に委託し、点検業務を実施してまいります。また、片岡地区の愛宕歩道橋、川尻地区の大幡川幹線排水路第2号橋梁の補修工事は、出水期明けの11月に着手できるよう発注の準備を進めてまいります。

続きまして、次代を担う心豊かな人を育むまちづくりに関連する事業のうち、吉田町教育元気物語 TCPTriwnsPlanの本年度における主な事業につきまして御報告申し上げます。

初めに、ICT環境の充実として進めている事業についてでございます。

国が進めておりますGIGAスクール構想の一環として、これまで町内全ての小中学校の教室へWi-Fi環境の整備を進めてまいりましたが、本年度は各校体育館へのWi-Fi環境の整備を予定しており、この整備に必要な設計業務委託契約を4月に締結いたしました。今後は、この設計業務を7月末までに完了させ、本年度中に整備を終える予定でございます。

そのほかのICT環境の整備につきましては、中学校用の電子黒板を新たに23台と、小学校用のクロームブックを60台整備する予定で現在準備を進めております。また、町内小中学校の教職員が端末を授業で有効に活用できるようにするため、昨年度から信州大学の佐藤和紀准教授の御協力をいただきながら各種研修会を開催しており、本年度も同様に様々な研修会を開催する予定でございます。既に4月5日に管理職研修会を、4月20日には第1回全教職員研修会をいずれもオンラインにより開催したところでございます。

次に、コミュニティ・スクールの整備についてでございます。

4月から町内全ての小中学校に学校運営協議会が設置され、学校、家庭、地域とのさらなる連携の強化に向けたコミュニティ・スクールが導入されました。4月1日には、教育委員会が同協議会の委員及びコミュニティ・スクールディレクターを委嘱するとともに、4月26日に中央公民館において第1回目のコミュニティ・スクールディレクター連絡会を開催し、各校の今後の取組内容やコミュニティ・スクールディレクターの事務手続の確認を行いました。また、先月中旬頃から下旬にかけて、第1回学校運営協議会が各学校において開催され、それぞれが本年度進めていく取組について協議を行いました。

本年度は、TCP Triwns Planの下支えとなるICT環境をさらに充実させるとともに、コミュニティ・スクールを効果的に活用していくことで、プランの目的でもあります子供、教職員、保護者の3者共益で魅力ある教育の実現に努めてまいります。

続きまして、豊かな自然と共生するまちづくりに関連する事業のうち、上水道事業につきまして御報告申し上げます。

上水道の整備につきましては、静岡県生活基盤施設耐震化等補助金を活用し、配水管の耐震化を進めており、現在は配水池から応急給水拠点となる避難所までの配水本管布設替えの測量設計業務を実施しているところでございます。

今後は、川尻配水系水道施設整備のための基礎検討業務や老朽管の布設替えなど6件の工事を予定しており、早期に発注できるよう準備を進めてまいります。

次に、公共下水道事業についてでございます。

公共下水道事業の施設整備につきましては、社会資本整備総合交付金を活用し、国庫補助 事業として事業を進めております。

管渠につきましては、川尻南部汚水幹線工事、取付管設置工事、マンホールポンプ場電気設備更新工事を計画しておりますが、このうち、川尻南部汚水幹線工事の一部につきましては、債務負担行為の活用により既に工事に着手しており、取付管設置工事につきましても5月に発注を済ませたところでございます。

浄化センターにつきましては、ストックマネジメント計画に基づく沈砂池・管理棟の建築 設備、電気設備、水処理設備の改築工事や総合地震対策計画に基づく浄化センター自家発電 機設備工事を予定しておりますが、これらの工事につきましても早期の発注に向けて準備を 進めてまいります。 そのほか、下水道全体計画及び事業計画の見直し業務やストックマネジメント計画策定の ための点検や調査、診断業務を引き続き実施するほか、下水道使用料の改定に向けて下水道 料金等審議会を開催し、下水道経営の効率化や健全化に取り組んでまいります。

以上、本年度事業の進捗状況を御報告させていただきました。

新型コロナウイルスの感染が拡大し、これまで当たり前だった日常が一変してから2年以上の時が経過し、いつになったら元どおりの生活ができるようになるのかと、不安やいらいらを募らせる日々を送られていることと思います。これまでウイルスは変異を繰り返し、いまだ収束の兆しは見えておりませんが、このような状況においても、町は経済の回復やにぎわいを創出し、少しずつコロナ以前の状態に戻すべく前へ前へ事業を進め、町で開催するイベントなどは徹底した感染対策を講じながら、できる限り実施する方針でございます。

4月29日はみどりのオアシスまつり、5月29日には凧揚げまつりを開催し、町内外から多くの皆様に御来場いただいたところでございます。いずれも3年ぶりの開催でございましたが、イベントは大変盛況で、会場内には訪れた皆様のたくさんの明るい笑顔があふれておりました。

今後も引き続き、新型コロナワクチン接種を核とした感染拡大防止策をしっかりと進めながら、コロナ禍においても町民の皆様の安全を確保し、子育て支援や教育、健康づくりといった暮らしを支える安心に加え、楽しみやにぎわいを提供する各種施策も着実に展開してまいります。

議員各位をはじめ町民の皆様におかれましては、こうした町の取組に対して御理解をいただき、今後、より一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、本議会定例会の行政報告といたします。

O議長(大石 巌君) ありがとうございました。

\_\_\_\_\_

#### ◎議会閉会中の委員会活動報告

**○議長(大石 巌君)** 続きまして、日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を委員長からお願いをします。

初めに、総務文教常任委員会委員長、お願いします。

8番、山内 均君。

[総務文教常任委員会委員長 山内 均君登壇]

〇総務文教常任委員会委員長(山内 均君) 総務文教常任委員会から閉会中の調査活動について報告します。

総務文教常任委員会での所管事務調査、国民健康保険事業について。

令和4年4月15日13時30分から15時13分まで、委員7人、事務局2人の出席で委員会を開催した。協議事項は、所管事務調査、国民健康保険事業について。

- 1、国民健康保険制度について、町民方の回答を基にまとめた。
- (1)被保険者の種別について。

医療保険制度の概要です。保険の種類には、職域保険、職場を単位にしている保険と、地域保険、住所地を基盤としている保険があり、国民健康保険はここに入る。職域保険には健

康保険組合、大企業で働く人が入る保険と、全国健康保険協会、通称協会けんぽと呼ばれている、大企業に入っていない人で会社に勤めている人や中小企業で働く人が入る保険がある。また、船員保険や公務員や教職員が入る共済組合に分かれている。地域保険には、各市町ごとに国民健康保険があり、自営業の人や無職の人、年金受給者、会社員で会社の健康保険に入れないなど、他の保険に入っていない全ての人が加入する皆保険制度を確認した。

(2)国民健康保険と他の保険制度との連携について。

市町村国保、協会けんぽ、組合健保、共済組合の比較では、加入者平均年齢では国保が一番年齢構成が高い。加入者一人当たりの医療費は、年齢構成に伴って医療費も一番高くなっている。被保険者の推移に関しては、年々減少している。要因としては、少子高齢化があるが、75歳以上の人が増えても後期高齢者に移動するばかりで減少していく。被保険者の減少が医療費も同時に減っていけば大きな問題はないが、医療費が増えてしまうと一人当たりの負担が大きくなるので、場合によっては税率を上げるなどの対応が迫られるようになることを確認した。

(3)平成30年度からの制度の広域化の要因について。

国民年金制度を守り続けていくために、平成30年4月から県も加わって制度の広域化が始まった。メリットは、医療費が急激に上がって財政が大きくなっても全額県から交付される。デメリットは、医療費だけで見ると低いが所得も高い。医療費指数も少し高いということで、県へ納める納付金は高くなってしまっている。

以上のことを確認し、次回委員会を5月20日に開催することを決定して委員会を閉会した。 令和4年5月20日、13時30分から16時18分まで、出席、委員7人、事務局2人の出席で委 員会を開催した。協議事項は、国民健康保険事業について。所管事務調査は、国民健康保険 事業について。

協議事項は、1、前回4月15日の委員会で作成した国民健康保険制度のまとめについて。

①医療保険の概要、国民健康保険と他の保険の連携、②吉田町国民健康保険事業の保険加入状況や給付の状況、③医療費の状況などにそれぞれグラフの添付を行い、文言の修正や委員からの質問と町民方の回答を精査し、委員会としての最終まとめを行った。

次回は、6月14日に委員会を開催することを決定し、閉会をした。

以上が、総務文教常任委員会の報告です。

○議長(大石 巌君) 報告が終わりました。

委員長に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(大石 巌君) 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会委員長、お願いします。

6番、蒔田昌代君。

〔産業建設常任委員会委員長 蒔田昌代君登壇〕

**○産業建設常任委員会委員長(蒔田昌代君)** 6番、蒔田昌代です。

産業建設常任委員会から議会閉会中の委員会活動について及び所管事務調査報告書の取りまとめについて報告をいたします。

産業建設常任委員会は議会閉会中に委員会を2回開催いたしました。

令和3年6月の委員会で、所管事務調査として活力あふれる産業振興のまちづくりを決定し、これまで委員会で調査・研究を進めてまいりました。その調査結果を取りまとめ、調査結果報告書を5月31日に議長に提出をいたしました。

報告書の発表をもって報告とさせていただきます。

お手元に配付してあります委員会の報告書を御覧ください。

1ページ目。

- 1、調査事項。活力あふれる産業振興のまちづくりについて。
- 2、調査の目的。第5次吉田町総合計画後期基本計画(2020~2023)は、第5次吉田町総合計画において掲げる「人が集い 未来へはばたく 魅力あふれるまち 吉田町」を実現するための基本理念に沿って掲げた施策の大綱について、後半の4年間の具体的な取組の方向性を示すものである。この計画も2年目を迎え、残された期間において、目指すべき基本構想の将来都市像により近づけるようにしなければならない。そこで、施策の大綱第3章「活力あふれる産業振興のまちづくり」において、各分野における分野の主な目標の進捗度や施策の4年後の姿の現実味など、将来都市像の具現化に資するための調査・研究をする。
  - 3、期間。調査・研究が終了するまで。
  - 4、調査の経過。別紙のとおり。
  - 5、調査結果。別紙のとおり。
  - 6、まとめ。別紙のとおり。

別紙、3ページを御覧ください。

4、調査の経過は、3ページから7ページとなっております。

令和3年6月7日から令和4年5月18日まで、12回の委員会を開催いたしました。

議会閉会中の委員会についてですが、4月18日と5月18日に両日とも吉田町役場4階第2 会議室において、出席者、議員6名、番外1人、事務局2人で行われました。

内容については、表にまとめてありますので御覧ください。

続いて、5、調査結果。調査結果は8ページから18ページになっております。

当委員会では、第5次吉田町総合計画後期基本計画(2020~2023)の第3章「活力あふれる産業振興のまちづくり」において、第3章を構成する分野(農業、水産業、商工業、観光、新産業、企業誘致、雇用・就業対策)における分野の主な目標の進捗度や施策の4年後の姿の現実味などについて調査することとした。

調査は、担当課から調査項目の説明を聴取、また、必要に応じて書類、資料等の提出を要求した。

質問事項は、「分野の主な目標値」の設定理由と進捗度と各施策の方向性の進捗状況についての2つに分類して、当局に回答を求めた。

そうした調査の結果から、農業、水産業、商工業、観光の4つの分野について、委員会と しての意見をまとめた。表については、担当課の資料と回答を参考にしたものであるので御 覧ください。

- 6、まとめについて。6、まとめは、お手元の資料の19ページになります。まとめについては、読み上げてまいります。
- 6、まとめ。後継者問題や新型コロナウイルスによる影響など、当町のみならず全国的な問題により、計画達成に苦慮されていることは承知しているが、各分野に共通していえるの

は、その取り組み方について変えていく必要があることである。計画達成に向けて様々な事業を行っているが、それがうまくいかないことについての分析が不十分なままである。

改善を重ねながら業務を進めてはいるようだが、その改善策が最善であるのか、PDCA サイクルにおけるチェック機能をより働かせ、実行した事業のどこがいけなかったのか、そ のために新たにこれを行うという流れをつくってもらいたい。

その流れの中で「活力あふれる産業振興のまちづくり」のための施策を行い、「人が集い 未来へはばたく 魅力あふれるまち 吉田町」を実現すべく取り組んでほしい。

以上で、産業建設常任委員会の報告といたします。

〇議長(大石 巌君) 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大石 巌君) 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

\_\_\_\_\_\_

#### ◎議案第35号~議案第41号の一括上程、説明

**○議長(大石 巌君)** 続いて、会議規則第35条の規定によりまして、日程第5、第35号議案 から日程第11、第41号議案までの7議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

**〇町長(田村典彦君)** 令和4年第2回吉田町議会定例会に上程をいたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、専決処分事項承認について3件、条例の一部改正について2件、補正予算について1件、財産取得について1件の合計7件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第35号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて(吉田町国民健康保険税条例の 一部を改正する条例)でございます。

本議案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布されることに伴いまして、同日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同法同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等賦課額に 係る賦課限度額を引き上げることなどの所要の改正を行うものでございます。

第36号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて(吉田町税条例の一部を改正する条例)でございます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和4年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴いまして、同日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同法同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正としましては、地方税法等の一部を改正されたことに伴い、宅地等に対して課す 固定資産税の特例措置に対応することなどの所要の改正を行うものでございます。

第37号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて(吉田町都市計画税条例の一部 を改正する条例)でございます。

本議案は、第36号議案と同様に、地方税法等の一部を改正する法律などが令和4年3月31日に公布されたことに伴いまして、同日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同法同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、地方税法等の一部を改正されたことに伴い、宅地等に対して課す都市計画税の特例措置に対応することなどの所要の改正を行うものでございます。

第38号議案は、吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関し、令和4年度においても国の財政支援が継続される旨が示されたことに伴い、引き続き、一定程度収入が減少した被保険者に対し保険税の負担軽減を図るため、所要の変更を行う内容の条例改正をお認めいただこうとするものでございます。

第39号議案は、吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、第38号議案と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に関し、令和4年度においても国の財政支援が継続される旨が示されたことに伴い、引き続き、一定程度収入が減少した被保険者に対し保険料の負担軽減を図るため、所要の変更を行う内容の条例改正をお認めいただこうとするものでございます。

第40号議案は、令和4年度吉田町一般会計補正予算(第1号)についてでございます。

本議案は、令和4年度の一般会計歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ3,013万3,000円を 追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ119億7,913万3,000円とする補正予算をお認めいた だこうとするものでございます。

第41号議案は、令和4年度消防積載車の取得についてでございます。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、消防積載車2台を指名競争入札により契約金額2,816万円、株式会社ケイショウ車体代表取締役、高橋憲和と売買契約を締結し、取得することにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

以上が上程いたします7議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

なお、今回の議会定例会に上程いたします第40号議案の令和4年度吉田町一般会計補正予算(第1号)につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金事業におきまして、国の施策に呼応したコロナ禍における物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対する支援に係る事業を含んでおり、早急に事業着手する必要がございますことから、早急に議決をお願いしたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(大石 巌君) 町長から提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いします。

初めに、防災課長、お願いします。

防災課長、柳原真也君。

[防災課長 柳原真也君登壇]

**〇防災課長(柳原真也君)** 防災課でございます。

本議会に上程いたします第41号議案 令和4年度消防積載車の取得について御説明申し上げます。

提出議案の17ページ、18ページと参考資料ナンバー6を御覧ください。

本議案は、消防団が使用する消防積載車2台を取得することにつきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

取得する品目は、消防積載車。契約の方法は、指名競争入札による契約。契約の金額は、 2,816万円。契約の相手方は、静岡県静岡市葵区流通センター11番4号、株式会社ケイショ ウ車体代表取締役、高橋憲和でございます。

参考資料ナンバー6の1ページは、入札結果表でございます。

令和4年5月9日月曜日午後1時30分から吉田町役場2階町民ホールにおきまして、当該消防積載車の指名競争入札を執行いたしました。入札の結果、株式会社ケイショウ車体が金額2,560万円で落札しましたので、落札価格に100分の10を加えた金額2,816万円で5月13日に仮契約を締結しております。

参考資料ナンバー6の2ページは、消防積載車の概要書でございます。

事業名は、令和4年度地震・津波対策等減災交付金事業、吉田町消防団消防積載車整備。 事業目的は、老朽化した消防団の消防積載車を更新することにより、消防団の災害対応能力 の向上を図るものでございます。事業の内容は、吉田町消防団第2分団及び第4分団の消防 積載車を更新するもので、令和5年3月20日までに吉田町役場へ納入することとしているも のでございます。

以上が、第41号議案の説明でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(大石 巌君) 次に、財政管理課長、お願いします。

財政管理課長、八木邦広君。

〔財政管理課長 八木邦広君登壇〕

**〇財政管理課長(八木邦広君)** 財政管理課でございます。

財政管理課からは、第40号議案 令和4年度吉田町一般会計補正予算(第1号)について 御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、令和4年度吉田町一般会計補正予算(第1号)の1ページを御覧ください。

まず、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,013万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ119億7,913万3,000円とするものでございます。

また、第2項にございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただこうとするものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございますが、引き続き、その詳細を別冊の説明書に沿っ

て御説明いたします。

令和4年度吉田町一般会計補正予算(第1号)に関する説明書の3ページを御覧ください。 まず初めに、歳入から御説明いたします。

14款国庫支出金につきましては2,718万3,000円の増額でございます。その内訳でございますが、まず、1項2目衛生費国庫負担金におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金1,170万4,000円を増額するものでございます。

次に、2項3目衛生費国庫補助金におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制 確保事業費438万6,000円を増額するものでございます。

次に、8目子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金におきましては、国のコロナ禍における物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援に伴う子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金(ひとり親世帯以外分)1,109万3,000円を計上するものでございます。

4ページを御覧ください。

次に、15款県支出金につきましては、15万円を増額するものでございます。これは、2項2目民生費県補助金におきまして、国のコロナ禍における物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援に伴いまして、子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金(ひとり親世帯分)15万円を計上するものでございます。

次に、20款諸収入につきましては、280万円を増額するものでございます。これは、5項2目雑入におきまして、地域防災組織育成助成事業に係るコミュニティ助成事業助成金280万円を増額するものでございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

5ページを御覧ください。

3款民生費につきましては、1,124万3,000円の増額でございます。これは、5ページから6ページにかけての2項1目児童福祉総務費におきまして、国の施策に呼応した低所得の子育て世帯への支援に係る子育て世帯生活支援特別給付金事務費(ひとり親世帯分)を6万5,000円、また、子育て世帯生活支援特別給付金事業費(ひとり親世帯以外分)を1,084万2,000円、そして、これらの事業に係る時間外勤務手当として職員人件費33万6,000円をそれぞれ計上するものでございます。

なお、これらの事業に係る経費につきましては、全額、国及び県からの補助金を財源にするものでございます。

次に、7ページを御覧ください。

4款衛生費につきましては、1,609万円の増額でございます。これは、1項2目予防費におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制事業費について、予防接種委託料など新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に係る経費として1,609万円を増額するものでございます。

8ページを御覧ください。

次に、9款消防費につきましては、280万円の増額でございます。これは、1項5目災害対策費におきまして、地震対策費について、歳入のところで御説明いたしました地域防災組織育成助成事業に係るコミュニティ助成事業助成金につきまして、このほど、実施主体である一般財団法人自治総合センターから助成の決定を受けましたことから、今回、コミュニテ

ィ助成交付金280万円を増額するものでございます。

以上が、第40号議案 令和4年度吉田町一般会計補正予算(第1号)についての内容でございます。

なお、今回の補正予算のうち、3款民生費の2項1目児童福祉総務費につきましては、国の施策に呼応したコロナ禍における物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対する支援に係る事業でございまして、できる限り早急に事業着手する必要があると考えております。このため、この補正予算につきましては、早期議決お願いさせていただこうとするものでございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(大石 巌君) それでは続きまして、税務課長、お願いします。

税務課長、中村真也君。

〔稅務課長 中村真也君登壇〕

**〇税務課長(中村真也君)** 税務課でございます。

本議会に上程いたしました第36号議案、第37号議案について御説明申し上げます。

第36号議案、第37号議案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和4年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、第36号議案 吉田町税条例の一部を改正する条例、第37号議案 吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同法同条第3項の規定に基づき御承認をお願いするものでございます。

初めに、第36号議案 専決処分事項の承認を求めることについて(吉田町税条例の一部を 改正する条例)から御説明申し上げます。

提出議案の4ページから7ページまでと参考資料ナンバー2を御覧ください。

今回の主な改正につきましては、固定資産税に関わる課税標準の特例措置の新設、住宅改修工事に伴う固定資産税の減額規定の整備、宅地等に対して課する固定資産税の特例措置への対応でございます。

参考資料により御説明申し上げますので、参考資料の1ページを御覧ください。

第48条第9項及び15項の改正は、地方税法の項ずれによる改正でございます。

2ページを御覧ください。

第73条の2の改正は、地方税法第382条の2ただし書の規定が、また、第73条の3の改正は、地方税法第382条の3ただし書の規定が追加されたことに伴い、規定を整備したものでございます。これらは、登記簿上の住所に関する措置でございます。

附則でございます。

附則第10条の2第2項は、わがまち特例で定める割合の規定で、法律改正に併せて改正するものであります。

続いて、附則第3項から4ページの第22項までの改正は、地方税法の項ずれによる改正で ございます。

附則第23項の改正は、固定資産税に関わる課税標準の特例措置の新設になります。特定都 市河川浸水被害対策法における特定都市河川等の指定を受けた場合において、民間事業者等 が設置及び管理する雨水貯留浸透施設を対象とした課税標準の特例措置の規定を法規定の新 設に併せて新設するものでございます。特定河川流域内の浸水被害を防止・軽減させる目的 で整備された雨水貯留浸透施設について、指定の3年間、わがまち特例により課税標準を3分の1とし、税制支援を講じるものでございます。

次の附則第24項の改正も固定資産税に関わる課税標準の特例措置の新設になります。貯留機能保全区域の指定を受けた土地に関わる課税標準の特例措置の規定を法規定の新設に併せて新設するものでございます。都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる土地を貯留機能保全区域として県の指定を受けた場合に、当該土地に関わる固定資産税について指定後3年間、わがまち特例により課税標準を4分の3とし、税制支援を講じるものでございます。

続いて、附則第10条の3第8項及び5ページ、第10項の改正は、新築住宅等に対する固定 資産税の減額規定について、省エネ改修工事を行った住宅に関わる特例が拡充されたことに 伴い、規定を整備したものでございます。

6ページを御覧ください。

附則第12条の改正は、宅地等に対して課する特例措置について、令和4年度に限り商業地等に関わる課税標準額の上昇幅を法改正に併せて2.5%とするものでございます。

附則でございます。

第1条において、本条例は地方税法等の施行期日に併せ、施行期日を令和4年4月1日と しております。

第2条においては、固定資産税に関する経過措置について定めております。

続きまして、第37号議案 専決処分事項の承認を求めることについて(吉田町都市計画税 条例の一部を改正する条例)について御説明申し上げます。

提出議案8ページから11ページと参考資料ナンバー3を御覧ください。

今回の主な改正につきましては、都市計画税に関わる課税標準の特例措置の新設、宅地等に対して課する都市計画税の特例措置への対応でございます。

参考資料により御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

附則でございます。

附則第2項、第3項、第4項及び4ページの第16項の改正は、地方税法の項ずれによる改正でございます。

1ページに戻りまして、附則第5項は、課税標準の特例措置の新設になります。これは、 先ほど税条例の一部改正におきまして御説明させていただきましたが、固定資産税と同様、 貯留機能保全区域の指定を受けた土地に関わる課税標準の特例措置の規定を法規定の新設に 併せて新設するものでございます。貯留機能保全区域として県の指定を受けた場合に、当該 土地に関わる課税標準を指定後3年間、4分の3とし、税制支援を講じるものでございます。

続いて、附則第6項及び2ページから3ページにかけて第8項から第15項は、法律改正に 併せて改正するもので、条例の項ずれの整備でございます。

再度、1ページに戻りまして、附則第7項は、これも先ほど税条例の一部改正におきまして御説明させていただきましたが、宅地等に対して課する特例措置について固定資産税と同様、令和4年度に限り商業地等に関わる課税標準額の上昇幅を法改正に併せて2.5%とするものでございます。

4ページを御覧ください。

附則でございます。

第1項は、施行日を地方税法等の施行期日に合わせ、令和4年4月1日と定めるものでございます。

第2項では、経過措置を定めております。

以上、第2回議会定例会に上程いたしました議案2件について御説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長(大石 巌君) それでは続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、門田万里子君。

〔町民課長 門田万里子君登壇〕

〇町民課長(門田万里子君) 町民課でございます。

町民課からは、第35号議案と第38号議案の吉田町国民健康保険税条例の一部改正に係る2 議案につきまして、説明申し上げます。

初めに、議案書の1ページ及び2ページを御覧ください。

第35号議案 専決処分事項の承認を求めることについて(吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)につきまして説明申し上げます。

本議案は、令和4年度税制改正の大綱が令和3年12月24日に閣議決定され、国民健康保険税の賦課限度額の見直しが示されたことに伴い、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日から施行されることとされたことから、吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定に基づき御報告させていただき、併せて御承認をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、議案書の3ページと参考資料ナンバー1の新旧対照表を併せ て御覧ください。

今回の改正は、中間所得層の負担緩和を図るため、高所得層にも応分の負担を求め、より 負担能力に応じた負担となるよう賦課限度額を引き上げるものでございます。

まず、第2条におきまして、第2項の基礎課税額の限度額を「63万円」から「65万円」に 改め、同条第3項の後期高齢者支援金等課税額の限度額を「19万円」から「20万円」に改め るものでございます。

次に、第23条におきまして、さきの第2条第2項及び第3項の改正に合わせ、基礎課税額の限度額を「63万円」から「65万円」に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を「19万円」から「20万円」に改めるものでございます。

また、附則により、この条例の施行期日を令和4年4月1日からと定めるとともに、改正後の規定は令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適応し、令和3年度分までの国民健康保険税については、従前の例によることと適応区分を定めるものでございます。

以上が、専決処分事項の承認を求めることについて(吉田町国民健康保険税条例の一部を 改正する条例)でございます。

続きまして、議案書の12ページを御覧ください。

第38号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明申し上げます。

本議案は、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者の負

担軽減を図るため、令和2年度、令和3年度と、国費による財政支援の基準に基づき、国民健康保険税の減免措置を講じてまいりましたが、今般、令和4年度におきましても国の財政支援の継続が示されたことから、当町におきましても、減免適用期間を延長し対応するため、吉田町国民健康保険税条例の一部を改正することをお認めいただこうとするものでございます。

改正内容につきましては、議案書の13ページと参考資料ナンバー4の新旧対照表を併せて 御覧いただきたいと存じます。

吉田町国民健康保険税条例附則第15項中、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」 に改め、附則により、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は令和4年4月1日か ら適応することとするものでございます。

以上が、町民課から上程いたしました2議案の内容でございます。御審議のほど、よろし くお願い申し上げます。

○議長(大石 巌君) それでは続きまして、福祉課長、お願いします。

福祉課長、鈴木尚雄君。

[福祉課長 鈴木尚雄君登壇]

〇福祉課長(鈴木尚雄君) 福祉課でございます。

福祉課からは、第39号議案 吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の14ページ、15ページ、参考資料はナンバー5を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少することが見込まれる被保険者に対しましては、令和2年度及び令和3年度において介護保険の第1号保険料の減免を行ってまいりましたが、令和4年度においても国の財政支援が継続される旨が示されました。本議案は、この財政支援の継続に伴い、吉田町介護保険条例の一部改正を行うものでございます。

内容は、附則の第9条第1項の減免の対象となる保険料の納期限につきまして、令和5年3月31日まで延長するものでございます。また、附則により、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第9条第1項の規定は令和4年4月1日から適応するものでございます。

以上、福祉課からの議案につきまして御説明申し上げました。よろしくお願いいたします。 〇議長(大石 巌君) 以上で、説明が終わりました。

#### ◎第5号報告、第6号報告の報告

○議長(大石 巌君) 日程第12、法令に基づく報告を行います。

第5号報告 専決処分事項の報告について(和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて)及び第6号報告 令和3年度吉田町繰越明許費繰越計算書(一般会計)の報告についての2件について、各担当課長から順次報告をお願いします。

初めに、総務課長、お願いします。

総務課長、太田順子君。

[総務課長 太田順子君登壇]

#### ○総務課長(太田順子君) 総務課でございます。

総務課からは、第5号報告 専決処分事項の報告について(和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて)の御説明を申し上げます。

議案書19ページから23ページまでを御覧いただきたいと思います。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した事項につきまして、同法 同条第2項の規定に基づき、議会に御報告させていただくものでございます。

今回、専決処分した事項は、物損事故及び道路瑕疵による損害賠償額を定めることに係る 4事案でございます。

議案書の20ページを御覧ください。

1つ目の事案は、本年5月11日に専決処分したものでございます。

相手方は、御覧の方でございます。

事故の概要としましては、本年3月28日、片岡地内において除草作業中に小石が飛び、隣接する民地内に駐車されていた軽自動車2台のフロントガラスを破損させたものでございます。

和解の内容でございますが、損害金額は22万4,488円。過失割合は、町が100%、相手方がゼロ%でございます。

損害賠償の額は22万4,488円でございます。

続きまして、議案書の21ページを御覧ください。

2つ目の事案は、本年5月16日に専決処分したものでございます。

相手方は、御覧の方でございます。

事故の概要としましては、令和3年12月3日午後3時30分頃、相手方車両が駐車場から住 吉地内の町道横山森下線へ進入したところ、道路側溝の隙間に落輪し、フロントバンパーを 損傷したものでございます。

和解の内容でございますが、損害金額は5万9,276円。過失割合は、町が30%、相手方が70%でございます。

損害賠償の額は1万7,782円でございます。

続きまして、議案書の22ページを御覧ください。

3つ目の事案は、本年5月16日に専決処分したものでございます。

相手方は、御覧の方でございます。

事故の概要としましては、令和3年12月13日午後6時頃、相手方車両が住吉地内の町道沖田樋泉線を走行中に道路の陥没に落輪し、右側前輪のタイヤ及びホイールを損傷したものでございます。

和解の内容でございますが、損害金額は7万5,240円。過失割合は、町が70%、相手方が30%でございます。

損害賠償の額は5万2,668円でございます。

続きまして、議案書の23ページを御覧ください。

4つ目の事案は、本年5月16日に専決処分したものでございます。

相手方は、御覧の方でございます。

事故の概要としましては、本年4月6日午前8時30分頃、相手方車両が川尻地内の町道大幡川尻2号線を走行中に道路の陥没に落輪し、左側後輪のタイヤ及びホイールを損傷したも

のでございます。

和解の内容でございますが、損害金額は1万7,490円。過失割合は、町が30%、相手方が70%でございます。

損害賠償の額は5,247円でございます。

なお、これら4事案の損害賠償の額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険の適用 となり、保険から全額が負担されるものでございます。

以上が、総務課からの報告事項1件の御説明でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(大石 巌君) それでは続きまして、財政管理課長、お願いします。

財政管理課長、八木邦広君。

〔財政管理課長 八木邦広君登壇〕

**〇財政管理課長(八木邦広君)** 財政管理課でございます。

財政管理課から第6号報告 令和3年度吉田町繰越明許費繰越計算書(一般会計)の報告 についてといたしまして、令和3年度の一般会計繰越明許費につきまして御報告申し上げま す。

議案書の24ページ、25ページを御覧ください。

この報告は、令和3年度吉田町一般会計補正予算におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度、令和4年度に繰越しして使用できる経費をお認めいただきましたものにつきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を調整して御報告させていただくものでございます。

計算書の内容につきましては、議案書の25ページを御覧ください。

令和3年度一般会計予算において、繰越明許費を設定させていただいた事業は繰越計算書 内の表内にある4事業でございます。

それでは、それぞれの内容につきまして御説明申し上げます。

まず、2款3項の戸籍・住民基本台帳事務費でございます。これは、転出・転入手続のワンストップ化に係る住基システムの改修委託料として352万円を繰越しして執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金、社会保障・税番号制度に係るシステム整備費補助金352万円でございます。

次に、3款1項の職員人件費でございます。これは、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に係る時間外勤務手当として101万9,590円を繰越しして執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金101万9,590円でございます。

次に、3款1項の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費でございます。 これは、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付に係る事業費として1億6,890 万3,058円を繰越しして執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定 財源として国庫支出金の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金1億6,890万3,058円でございます。

最後に、8款3項の大幡川改修事業費でございます。これは、大幡川水系大窪川の河川改修に係る委託料及び工事請負費として5,089万7,000円を繰越しして執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金の社会資本整備総合交付金1,400万円、町債3,330万円、そして、一般財源359万7,000円でございます。

以上が、令和3年度一般会計において繰越明許費を設定させていただいた事業の概要でございますが、これら事業の翌年度繰越合計額は2億2,433万9,648円となるものでございます。また、その財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金1億8,744万2,648円、町債3,330万円、そして、一般財源が359万7,000円でございます。

以上が、第6号報告 令和3年度吉田町繰越明許費繰越計算書(一般会計)の報告についての内容でございます。これをもちまして報告を終わります。

〇議長(大石 巌君) 報告が終わりました。

\_\_\_\_\_\_

#### ◎散会の宣告

○議長(大石 巌君) 以上で本日の日程は全て終了しました。 御協力いただき、ありがとうございました。 本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前10時36分

#### 開議 午前 9時00分

#### ◎開議の宣告

○議長(大石 巌君) 改めまして、おはようございます。

本日は定例会3日目でございます。

ただいまの出席議員は13名です。

これから本日の会議を開きます。

\_\_\_\_\_\_

#### ◎議事日程の報告

○議長(大石 巌君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

\_\_\_\_\_\_

#### ◎議案第40号の質疑、討論、採決

**○議長(大石 巌君)** 日程第1、第40号議案 令和4年度吉田町一般会計補正予算(第1号) についてを議題とします。

これから第40号議案についての質疑を行います。

最初に、歳入全体についての質疑を行います。引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、 また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いいたします。

質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(大石 巌君) 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(大石 巌君) 質疑なしと認めます。

次に、4款衛生費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

**〇12番(平野 積君)** 新型コロナウイルスワクチン接種体制事業費1,609万円についてです。

今回の補正は4回目接種の事業費で、対象は60歳以上の方及び18歳から59歳までの基礎疾 患をお持ちの方、9月30日までに4回目接種を受けることができる方で、当町では約9,400 人くらいワクチン接種ということなんですけれども、私のことを考えますと、私も3回目受けて副作用もほとんどないんですけれども、感染が落ち着いていることもあって、4回目はいいかなというふうに思っているところがあります。

ここからは想像なんですけれども、そういう方が少なからずいらっしゃるのではないかというふうに思っております。加えて、4月から5月までの大人を接種するというのはそんなに増えていないですよね。4月時点と5月時点を比べるとそんなに大人は増えていないということも考えると、入手したワクチンが予想よりも接種する人が少なくて、下手すれば廃棄するような結果にならないかというようなことを懸念しているわけです。

そういうことにならないように、ワクチンの入手の数量コントロールというのはどのよう に行っているのでしょうかということをお伺いしたい。

- 〇議長(大石 巌君) 健康づくり課長、増田稔生子君。
- **〇健康づくり課長(増田稔生子君)** 健康づくり課でございます。

新型コロナワクチンそのものについてですが、こちらのワクチンの供給は、開始当初から 国が確保をして、それを分配するというような形を取っております。

国が供給したワクチン数を都道府県の人口や今までのワクチン接種の記録システム、VRSというシステムがありますが、そこから接種者数を見込んで、まず都道府県に分配をする。割り当てられた都道府県の、当町でいうと静岡県がそれぞれの市町の接種状況を見てまず割り当てをする。それをそれぞれの市町が都道府県から、これでどうですかといったものを町の今の在庫量であるだとか、接種率であるだとか、そういうものを見込んで、これだけくださいと。最終的に、都道府県がそれぞれ市町の割当量を決めて、それが配送されてくるというものがルールで決まっています。それを全てV-SYSというワクチンの接種円滑化システムという厚労省が構築したシステムがあるんですが、それを基に行っております。それを月に二、三回繰り返して行います。

今、やっているのは、4回目接種の第1クール、第2クールという形で、いつまでに確保量を決定する、それをシステムに入力する、配送がいつまでですということで、そういった形で一遍にワクチンをこちらが要求して全て頂くということではなくて、その都度その都度状況を見ながらワクチンの配送をしてもらう量というものをやり取りしております。

しかしながら、このワクチン接種体制の確保というところで、予約枠をつくった場合に予約枠が確保できるだけのワクチンがないと、予約枠を空けることができないということで今までもやってまいりました。そうした中で、今、議員がおっしゃったように、例えば1回目、2回目の後半、3回目の後半になると、予約枠が空き始めるというような状況が起こってきております。そのときのワクチンのコントロールは大変難しくて、今回も4回目の最初のワクチンのコントロールよりも、9月30日間近のワクチンのコントロールが難しくなるのではないかというふうに予想はしております。

さらに、今、国からの指示は9月30日までですので、ワクチンの配送される日にちというのが7月までははっきりわかっておりますが、それ以降は国からは示されておりませんので、それ以降、あるかないかも今の段階で分かりません。そうしますと、7月の予定を組んだときに、ある程度ワクチンを確保しておかないとという準備が必要になります。

現在、町にあるワクチンなんですが、ファイザー社のものについては全て9月30日以降が 有効期限になっています。モデルナ社については9月で切れるものもございます。 今回の4回目接種に当たって、国が確保して供給するというふうに言っているワクチンの量ですが、ファイザー社よりモデルナ社のほうが供給量が多いということが要望として入っております。そういった中で、まず、モデルナ社を使っていこう、であるだとか、個別接種はワクチンの性状上、ファイザー社のほうが使い勝手がいいもんですから、そういったところで体制を整えていくんですが、やはり余剰ワクチンというものがある程度生まれるのではないかなというふうに想定はしております。

それは、当町だけではなくて全国に起こる状況ではないかなというふうに考えておりますので、やはり時期を見て、国のほうから、それを通じて県から、どのようにしなさいといったような指示があるのではないかなというふうに考えておりますので、なるべくワクチンを無駄にしないようにということは、今までと同じようにやっていきたいとは思っていますが、確かにコントロールは難しくなっていくというふうに思っております。

以上です。

○議長(大石 巌君) ほかに質疑はありませんか。

5番、山口一博君。

**〇5番(山口一博君)** 5番、山口です。

今の課長の答弁の中で、有効期間というお話があったもんですから、そのことについてお聞きしたいと思うんですけれども、ファイザー社製のワクチンは、去年の9月に有効期間が6か月から9か月に延びまして、今年の4月に9か月から12か月に延びたというような、厚労省のほうからも伝達が行っていると思うんですけれども、そういった薬事上問題がなければ有効期間を延ばしてもいいよというふうなことをちょっと聞いたことがあるんですけれども、そういったデータとか安全性というのは確かに大丈夫なのかなとちょっと町民目線でお聞きしたいと思うんですけれども、そのあたり大丈夫なんでしょうか。

- 〇議長(大石 巌君) 健康づくり課長、増田稔生子君。
- ○健康づくり課長(増田稔生子君) 健康づくり課でございます。

議員おっしゃるように、ワクチンの有効期限が延びてきているということは、製薬会社、それからの報告を受けて、国が薬事承認の中で認めたものになります。その承認の中では、温度管理、それぞれの市町にある超低温冷凍庫の管理であるだとか、それが大前提になります。

当町におきましても、国が示している保管の方法を取っておりますので、特段、当町だけの安全性がどうなのかだとか、そこが不安になるだとか、そういった認識は持っておりませんが、とにかく国が示したとおり、超低温冷凍庫の管理については、停電が起きてもいいような蓄電器を備えたりだとか、職員が毎日温度のチェックを土日も含めてやっておりますので、そこにつきましては安全であるというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 5番、山口一博君。
- **〇5番(山口一博君)** 今の件は了解しました。

この事業費1,609万円は、4回目のワクチンの接種のための事業費ということだったんですけれども、普通に3回目、4回目という言葉が出てきているんですけれども、去年の5月から接種が始まったときには、2回打てばOKじゃないかなということで、3回目、4回目になってくると、今後も続いていくんではないかなというんですけれども、この予算を取っ

た話の中ですと、今、国全体でも20代、30代の接種率も低くなっていますし、多分、当町でも20代、30代は減っておりますし、今、同僚議員のほうも4回目はどうしようかなというふうに考えている方が、私の周りでも副反応というんですか、注射接種されて強い痛みがあったので3回目、4回目は考えようという方が非常に多くなっている中で、平野議員から今日新しく資料を頂いたものの中で、1回目、2回目が87%以上(5歳以上)、しかし、3回目は67.3~4%というふうにあって、ぐんと落ちてきているんですけれども、この予算の中で3回目、4回目を周知するというんですか、接種してくださいという言葉は、町では特別に何かやることはあるんでしょうか。

- 〇議長(大石 巌君) 健康づくり課長、増田稔生子君。
- **〇健康づくり課長(増田稔生子君)** 健康づくり課でございます。

議員の御質問は、恐らく接種勧奨の方法をどのようにするのかということでお答えをさせていただきたいと思います。

国のほうでは、4回目接種については、60歳以上の3回目を接種した方及び18歳から59歳の基礎疾患がある方ということで、大変対象を狭めております。それから、今、20代、30代の接種率が全国的に低いということは話題になっておりますが、65歳以上のまず接種率を見てみると、当町は県内の中でも高い数値となっておりますので、60歳以上の方につきましては全員に通知をさせていただいて、その中でワクチン接種の意義と、やはり国がつくった資料を基にお知らせをしていきたいというふうに考えております。

それから、4回目接種の目的についてですが、国が今回4回目接種の目的というところに 重症化予防ということを明記しております。ですので、その重症化予防というところをお知 らせしながら接種を進めてまいりたいと思っております。

あと、18歳から59歳の基礎疾患がある方については、医療機関と連携をしまして、町内の 開業医の先生方のところに基礎疾患を有する方はこういう人ですよだとか、4回目接種に当 たっては申請が必要ですよといったポスターを貼っていただいております。それと併せて、 先生方にも4回目接種の対象者の説明をするとともに、それをかかりつけの患者さんにどの ように接種を勧めるかといったところは、かかりつけの先生の判断とそれぞれその方との考 え方で話を進めてくださいということで、2方向で接種勧奨を進めているということになり ます。

以上です。

○議長(大石 巌君) ほかに質疑はありませんか。

それでは、次に、9款消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番(増田剛士君) 9番、増田です。

コミュニティ助成金についてお伺いいたします。

この助成金につきましては、今回は4町内会ということで聞いてございます。特に、この4件については防災資機材ということで聞いてございますが、我が町は津波防災まちづくりということでやってきていて、4件の申請があったということなんですが、この広報とかそういったことに関してどのようなことをされていて、なおかつ4件しかなかったよという話なのか、いや、実はもうちょっとあったんだけれどもというところがあるのか、その点につ

いてお伺いします。

- 〇議長(大石 巌君) 防災課長、栁原真也君。
- **〇防災課長(柳原真也君)** 防災課でございます。

まず、今回の助成事業の対象になったところというのは3件でございます。

これにつきましての周知の方法になるんですけれども、こちらにつきましては、まず、一般社団法人の自治総合センター、こちら、県のほうから申請の内容が町のほうに届くような形になりまして、そちらのほうを町のほうから各町内会の会合のほうに周知のほうさせていただいて、それから町のほうに出して申請のほうを上げていただくというような流れで、事業のほうを進めさせていただいてございます。

毎年、同じような流れで事業を進めさせていただいておりまして、それこそ令和4年度、 今年度につきましては、申請のほうを上げていただいているところが3件で、それが丸々そ のまま採択をされたというような状況でございます。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 9番、増田剛士君。
- ○9番(増田剛士君) 採択に関して、これはもう本当にうわさなんであれなんだけれども、当たった当たらないということを言われます。その当たった当たらないということに関して、町としてこういった申請の仕方をしたら採択されやすいですよとかというようなものがあるのかないのか。本当に採択に関しては町としては分からないかもしれないけれども、何かしらの基準があって採択されるというものがあるのかなと思うんですが、それは今回は防災なんで防災に関して言いますが、ほかのものもありますよね、いろいろ。そういう中で、そうした町として、その担当課によってこういう申請の仕方をしたら非常に通りやすいというようなものがあるんでしたら、それを指導するというようなことはされるんでしょうか。
- 〇議長(大石 巌君) 防災課長、栁原真也君。
- **〇防災課長(柳原真也君)** 防災課でございます。

議員おっしゃるように、なるべくと言いますか、採択をされるような形で進めていければ一番いいかとは思ってはいるんですけれども、上げていくというものを防災のほうに限らせていただきますと、防災用の資機材というものが主なものになってございまして、それこそテントであるとか、あとは発電機とかという決まったものの申請になります。これというものが決まっているところがございまして、それによって何かいいような形で採択を得られるというようなものがなく、あくまでも上げてきていただいたものを申請をさせていただいて、あとはどのような基準で採択をされるのかというのはちょっと私どものほうでは分からないところがございますんで、申請自体を受けさせていただいて、何回も何回もチャレンジさせていただくというのはおかしいんですけれども、上げさせていただくというような形になってございます。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 9番、増田剛士君。
- **〇9番(増田剛士君)** そうなると、本当に当たった当たらないの世界ということでよろしいですね。
- 〇議長(大石 巌君) 防災課長、栁原真也君。
- **〇防災課長(柳原真也君)** 防災課でございます。

そのとおりでございます。

○議長(大石 巌君) ほかに質疑はありませんか。 3番、盛 純一郎君。

○3番(盛 純一郎君) 3番、盛です。

今の地震対策費、自治総合センターから今回認可が下りる見込みだと、実際の備品購入に当たっての、何をどれだけ買ったかというのを毎回よく言っているんですけれども、そこまでぜひ各自治会でこれが不足していたから、これに充てたよという結果の部分に関しては、ぜひとも町のほうで管理していただいて、それを広報誌などに防災意識啓発、ここら辺で広くお金が出たので買えましたというような形での掲載をお願いしたいんですが、そこのところはいかがお考えでしょうか。

- 〇議長(大石 巌君) 防災課長、栁原真也君。
- **〇防災課長(柳原真也君)** 防災課でございます。

まず、コミュニティ助成事業のこちらのほうの採択要件というわけではないんですけれども、それにつきましては、周知というところの部分も入ってございます。これは宝くじの社会貢献事業の中の一環で、一般財団法人のほうでやっている事業でございますので、町のほうとしましては、今回の採択をいただいている町内会の防災資機材というところは、毎回出てくるたびに広報等のほうで掲載のほうをさせていただいているところでございます。以上です。

○議長(大石 巌君) ほかに質疑ありませんか。 8番、山内 均君。

○8番(山内 均君) 今、宝くじの抽選で当たらなければ、結局ずっと当たらないというような返事だったと思うんですけれども、こういう防災の町づくりを考えながらやっているときに、本当に必要なものとして皆さんが緊急に欲しいものとして上げてくるわけじゃないですか。当然の話ですが、不要なものは上げてきませんから。そうすると、そういうものを例えば2回までは挑戦するけれども、3回目にはもう町のお金で町のためにやるわけですから、税金でやるわけですから、そういうルールというのはつくる必要があるんじゃないかなと思うんですが、どうなんですか。

逆にそうやらないと、何回も何回も外れていくと、本当に必要なものが、結局、災害が起きた後にしか支給されないような状況が考えられるわけです。そうすると、このものの申請自体が非常に不合理なものになるんじゃないかと思うんですけれども、そういうのというのは、結論は私としては本当に必要なものに関しては町のみんなが税金でやっているわけだから、その中でやったらどうですかということです。そういうシステムをつくるということが必要じゃないですかと思った。そうしないとやっぱりみんな出してこないじゃないんですか、必要なものがあったとしても。その辺はどうなんですか。

- **〇議長(大石 巌君)** 防災課長、栁原真也君。
- **〇防災課長(柳原真也君)** 防災課でございます。

議員のおっしゃるように、必要なものというのはもちろん必要になってくるかと思います。 これはあくまでも助成制度の中で活用させていただいているようなことにはなるんですけれ ども、また、そちらのもの、必要なもの等何かありましたら、町のほうでも検討のほうをさ せていただきたいと思っております。 以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- **〇8番(山内 均君)** ぜひ、そうしてください。そうしないと、皆さんが欲しいと思っていても、もういいわと最初にあきらめているところが出てくる可能性もありますから。例えば、屋台の、前にやったそういうものとはちょっと違って、生活に、直接私たちの生命に係る話ですから、その辺はぜひそういう形をつくっていただきたい。そういう思いなんですけれども、この辺は確約とかそういうのはできますか。
- 〇議長(大石 巌君) 防災課長、栁原真也君。
- **〇防災課長(柳原真也君)** 防災課でございます。

すみません。ちょっと確約というところまではあれなんですけれども。それにつきましては、検討のほうをさせていただきます。

○議長(大石 巌君) ほかに質疑はありませんか。

それでは、これで質疑を終結します。

本議案の質疑を終結したいと思いますが、まだ疑義があるようでしたら全般にわたって質 疑を許しますが、いかがでしょうか。

[「なし」の声あり]

○議長(大石 巌君) 質疑なしと認めます。

これをもって、第40号議案についての質疑を終結します。

これから第40号議案について討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(大石 巌君) 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(大石 巌君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎散会の宣告

○議長(大石 巌君) 以上で、本日の日程は終了いたしました。 御協力いただき、ありがとうございました。 本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前 9時25分

#### 開議 午前 9時00分

#### ◎開議の宣告

○議長(大石 巌君) 改めまして、おはようございます。

本日は定例会16日目でございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

これから本日の会議を開きます。

#### ◎議事日程の報告

〇議長(大石 巌君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

#### ◎一般質問

〇議長(大石 巌君) 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第57条第1項及び第2項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可して おります。また、同条第3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。

1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。 それでは、順番に発言を許します。

#### ◇中田博之君

〇議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。

〔4番 中田博之君登壇〕

○4番(中田博之君) 4番、中田です。

私はさきに通告したとおり、多文化共生支援について質問いたします。

資料1にあります吉田町統計要覧によると、平成29年度の外国人人口は1,195人であった ものが令和3年度は1,826人と年々増加しており、町民課へ聞き取りに行ったところ、当町 役場の相談窓口に来る外国人は増加傾向であり、今後も当町の外国人人口は増加するのではな いかと推察しており、町が行う外国人への多文化共生支援がより重要になってくると考えます。 そこで、以下の質問をします。

(1) 第 5 次総合計画後期基本計画進捗管理報告書の多文化共生において、外国語版情報誌 の配布枚数が平成30年度の現状値は年4,920枚で、目標値である令和5年度は6,000枚と増刷 する計画である。そこで、情報誌を大型商業施設や各自治会施設に設置することでより外国 人住民の目に留まりやすくなり、町の情報の周知につながると考えるが、町の考えは。

- (2)町内で生活している外国人の中には日常生活のごみの出し方や各種制度等の基本的なルールが分からず、近隣住民との間に行き違いが生じる可能性があり、実際私のところにもそういう情報が入ってくる。そこで、外国人住人向けの生活案内動画コンテンツを作成し、動画を配信、周知することで基本的な生活の理解、問題の解消や軽減につながり、外国人実習生を雇う企業の生活教育への支援になると考えるが、町の考えは。
- (3) 現在当町の公式LINEや防災メールは日本語発信のみであり、言語の問題から外国 人住民は情報不足のため、災害弱者となる可能性が高い。多言語化が図れない当町の情報発 信には課題があると考えるが、町の考えは。
- (4)第5次総合計画後期基本計画進捗管理報告書のにぎわいづくりでは、多言語案内看板の設置枚数が現在住吉海岸に1か所あり、目標値は令和5年度までに10か所設置する計画である。目標値の10か所について外国人観光客には展望台小山城や県営吉田公園など観光名所に多言語看板を設置し、また、転入や在住の外国人住民には主要な公共施設の多言語看板が必要と考えるが、町の考えは。
- 〇議長(大石 巌君) それでは、答弁をお願いします。 町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長(田村典彦君) 多文化共生支援についての御質問のうち、1点目の第5次総合計画後期基本計画進捗管理報告書の多文化共生において、外国語版情報誌の配布枚数が平成30年度の現状値は4,920枚で目標値である令和5年度は6,000枚と増刷する計画である。そこで、情報誌を大型商業施設や各自治会施設に設置することでより外国人住民の目に留まりやすくなり、町の情報の周知につながると考えるが、町の考えはについてお答えいたします。

現在当町では外国人が吉田町で生活するために必要な情報を発信する取組の一つとして吉田町多文化共生総合相談窓口の職員が「広報よしだ」の情報も英語、中国語、ポルトガル語に翻訳したものを作成しております。これに加え、国や県などの関係機関が発行した外国人が日本で生活する上で必要となる情報もパンフレットなどを収集し、言語ごとにまとめたものを役場庁舎窓口をはじめ、保健センター、図書館など町の施設、榛原総合病院、ハローワーク榛原などの7か所に配架しております。本年度はこの7か所に加え、2月に締結しました吉田町と日本郵便株式会社との包括連携協定に基づき、町内の郵便局においても同様に配布をしております。

このように、これまでも多くの外国人の方へ情報が行き届くようにしておりますが、議員のおっしゃるとおり多くの方の目に留まるように配布場所を拡大することは必要であると考えておりますので、今後検討してまいります。

次に、2点目の町内で生活している外国人の中には日常生活のごみの出し方や各種制度等の基本的なルールが分からず、近隣住民との間に行き違いが生じる可能性があり、実際私のところにもそうした情報が入ってくる。そこで、外国人住人向けの生活案内動画コンテンツを作成し、動画を配信、周知することで基本的な生活の理解、問題の解決や軽減につながり、外国人実習生を雇う企業の生活教育への支援になると考えるが、町の考えはについてお答えいたします。

まず、議員の御質問にありますごみ出しについてですが、当町においては現在、広域施設 組合が作成した英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ベトナム語の5種類のごみ収集 カレンダーやごみの分け方、出し方の案内チラシを吉田町に転入した際などに役場窓口でお渡ししております。日常生活に必要な各種制度につきましては、先ほど申し上げました多言語化した情報誌により必要な情報を発信しております。また、外国人を雇用する企業においても日本での生活について指導、相談していただいていると伺っておりますが、必要に応じて当町の吉田町多文化共生総合相談窓口を御利用いただくこともございます。

さらに国では、外国人が日本のルール、習慣などに関する情報を正確かつ迅速に得られるよう出入国在留管理庁から14言語の生活就労ガイドブックが作成をされており、このガイドブックは出入国在留管理庁のホームページから誰でも入手できるようになっております。

議員の御質問にございます動画コンテンツにつきましては、文化庁のインターネットサイトで「つながるひろがるにほんごでのくらし」という動画が令和2年6月から公開をされております。これらは14言語に対応しており、日本に住み始めたばかりの方などが日本語の習得レベルに応じて、挨拶から住民としてのマナーなどまで、様々な場面を選択でき、生活に必要な情報を得られるようになっております。このような動画や多言語ガイドブックは既にあることに加え、当町の多文化共生総合相談窓口や多言語された情報誌などを活用しながら引き続き町内で生活している外国人を支援してまいりますので、現時点での動画の作成や配信は考えておりません。

次に、3点目の現在当町の公式LINEや防災メールは日本語発信のみであり、言語の問題から外国人住民は情報不足のため、災害弱者となる可能性が高い。多言語化が図れない当町の情報発信には課題があると考えるが、町の考えはについてお答えいたします。

当町における防災情報伝達手段としましては、町のホームページ上に防災情報を公開するとともに登録やダウンロードをしていただいている方に対しまして吉田防災メール、吉田町公式LINEやYahoo防災速報アプリを通じて情報を発信し、防災情報の伝達に努めております。

議員の御質問にあります町公式LINEや吉田防災メールにおける多言語配信につきましては、職員が入力した配信内容をシステム上で自動翻訳する機能はございませんので、即時に多言語に翻訳し、配信するにはマンパワーが必要なことから、現実問題として対応は難しく、現時点では多言語で配信する予定はございません。

なお、町ホームページにおきましては、言語設定を選択していただくことにより防災情報などの掲載内容を多言語で閲覧していただくことが可能でございます。また、県などにおきましては、静岡県公式防災アプリの静岡県防災や観光庁が訪日外国人向けに監修した災害時情報提供アプリのセイフティーティップスなど多言語に対応したアプリもございますので、今後外国人への災害情報の配信につきまして、これらのアプリの利用を周知してまいります。

最後に、4点目の第5次総合計画後期基本計画進捗管理報告書のにぎわいづくりでは多言語案内看板の設置枚数が現在住吉海岸に1か所あり、目標値は令和5年度までに10か所設置する計画である。目標値の10か所について外国人観光客には展望台小山城や県営吉田公園など観光名所に多言語看板を設置し、また、転入や在住の外国人住民には主要な公共施設の多言語看板が必要と考えるが、町の考えはについてお答えいたします。

第5次総合計画後期基本計画の目標値として掲げている多言語対応の案内看板の設置につきましては、吉田町を訪れる外国人観光客や町内在住の外国人の皆様に対しまして、分かりやすい情報提供を行うことで理解を深め、満足度を向上させるものでございます。このよう

に施設の内容を説明する多言語対応の案内看板は必要であることから、展望台小山城やその周辺にあります林泉寺の長藤、国指定天然記念物である同町のソテツ、町指定文化財である萬年のサツキなども観光名所に二次元コードのついた案内看板を設置することにより、多言語に対応してまいりたいと考えております。また、主要な公共施設の名称を示す案内看板につきましては、道路上の案内看板に英語表記がされているものもございますので、必要性を精査した上で設置について検討してまいります。

〇議長(大石 巌君) 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

4番、中田博之君。

**〇4番(中田博之君)** 4番、中田です。再質問させていただきます。

まず、1点目のところですけれども、(1)のところ、資料を見ますと、資料ナンバー2のところです。情報誌、資料2の評価ではC評価となっています。C評価は現状値よりも改善していないものということですが、毎月配布している情報誌の枚数の設定はどのようにされていたのでしょうか。

- 〇議長(大石 巌君) 企画課長、石間智三郎君。
- 〇企画課長(石間智三郎君) 企画課です。

毎月の配布枚数でよろしいでしょうか。今、枚数としましては毎月庁舎の窓口のところに60部、保健センターのところに5部、中央児童館に10部、図書館に10部、はぁとふるに10部、ハローワーク榛原に15部、榛原病院に20部ということで設定させていただいております。以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- ○4番(中田博之君) 設定については分かりました。

では、情報誌をもらわれていく枚数の把握は重要と思いますが、そのもらわれていく配布 の枚数、もらわれていった枚数の把握はされていましたか。

- 〇議長(大石 巌君) 企画課長、石間智三郎君。
- 〇企画課長(石間智三郎君) 企画課です。

毎月ここにこの部数を置いてあるわけですが、ちょっと、全部配布、皆さんが持って行っていただいているということは、全部だとはないんですけれども、大半が持って行かれると。ただ、部数に関してはちょっと把握しておりませんので、今後部数についても、ちょっと今の段階で把握しておりません。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- **〇4番(中田博之君)** 部数についてはあまり把握されていないということだったんですけれ ども、毎月の枚数を把握されているほうが分かり、もらわれていく枚数の管理ができること で、本来必要な枚数が把握できるんだと思うんです。その点についてはいかがお考えでしょ うか。
- 〇議長(大石 巌君) 企画課長、石間智三郎君。
- **○企画課長(石間智三郎君)** その配布枚数というのが、配布枚数、持って行っていただいている枚数というのが正式に何部ということは、ちょっと今、数字的に把握しておりませんが、ただ、今答弁させていただいた各言語ごとの枚数をそれぞれ同じ部数置いてあるのですけれ

ども、例えば中国語が少ないとか、英語が多いとか、そういうことは把握しておりますので、例えば英語の枚数が多いところは英語の枚数を多くして中国語を少なくするとか、そういう傾向は、正確な枚数というのは把握していませんが、傾向は大体分かりますので、そういうところで枚数を調整したりということは行っております。

以上です。 〇議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。

- ○4番(中田博之君) 傾向は分かるということだったんですけれども、実際もらわれていく 人がいるわけじゃないですか。その枚数を把握しておけば、じゃ、ここの、例えばハローワークに15部置いておきました。それぞれ3か国語も置いてあります。中国語がすごい少なくなっているので、15枚以上、各15枚なので15枚ですか、中国語を15枚置いておきました。でも、実際には15部なくなっていて、次のときにはもっと必要ではないかというところも議論できると思うんですけれども、そこはちゃんと議論したほうがいいと思うのですが、いかがでしょうか。
- 〇議長(大石 巌君) 企画課長、石間智三郎君。
- ○企画課長(石間智三郎君) 今この傾向というのは、そういうところを踏まえて、足りなくなる、一月でそこが極端に足りなくなれば部数を増やすし、そういう傾向の中で部数を配布しておりますので、ただ、先ほど言った細かい、じゃ、ここが12部なくなりましたとか、5部なくなりましたというところまではちょっと把握していませんけれども、大体のその、一月の傾向を見ながら増やしたり減らしたりする部数の調整は、今現在もしております。以上です。
- 〇議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- **〇4番(中田博之君)** では、傾向ということでそこは了解しました。

実際情報がもらわれずに余っているところもあると思うのですけれども、じゃ、余っていることに関しては何か改善していく、もらわれるようにするような努力、取組なんかは考えていますか。

- 〇議長(大石 巌君) 企画課長、石間智三郎君。
- 〇企画課長(石間智三郎君) 企画課です。

余っているものを無理やり持って行く、そこに来てくれる方の層ですよね、外国人の、中国人の方が来られるとか、アメリカ人の方が来られるとか、ほかの外国の方が来られるとか、そういう傾向がございますので、そこに無理やりその方に取りに来てくれというわけではなくて、そこにどういう方が来られるかという傾向を取りながら部数を減らしたり増やしたりはしておりますので、そういうことで調整をさせていただいております。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- ○4番(中田博之君) 今回質問のほうで、大型商業施設や各自治体というのを提案したんですけれども、こちらのほう、答弁のほうでも配布場所を拡大する必要があると考えておりますといったところはお聞きしたのですけれども、答弁いただいたのですけれども、私が思うのは、やはり大型商業施設とかも日常的に買物に来る方が来ると思うので、そういう目に留まりやすく、そして手に取る機会も多いのではないかと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

- 〇議長(大石 巌君) 企画課長、石間智三郎君。
- 〇企画課長(石間智三郎君) 企画課です。

それこそ答弁の中でもございましたとおり、今後やはり、そういうなるべく外国人の方に 目の留まるところ、なるべくその情報を広めるというところに関しましては今後検討してい くという中では、今議員さんがおっしゃるように大型商業施設のところで外国人の方がよく 使われる商業施設等もございますし、公共の施設であっても、あまり外国人の方が訪れない ような場所もございますので、そういうところの分析をしながら、そういう大型施設につい ても今後配架して、そういうところで周知するということは検討しております。

以上です。 〇議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。

**〇4番(中田博之君)** 分かりました。そこは了解いたしました。

では、(2)番のほうにいきたいと思います。

答弁のほうで相談指導等を、当町も吉田町多文化共生総合相談窓口でということだったんですけれども、来庁される外国人の相談、案内の対応できる人数にも限界があると思うんですけれども、今後相談件数が増えた場合は人員や翻訳機を増やして対応するというお考えでよろしいでしょうか。

- 〇議長(大石 巌君) 企画課長、石間智三郎君。
- 〇企画課長(石間智三郎君) 企画課です。

この相談窓口につきましては、今現在町民課のほうの窓口のほうに2名配置しておりまして、その方が外国人の方の手助けをしていただいているということです。例えば、各種書類の受付であるとか、例えば言葉だけで何とかなるようなものであれば、実際今翻訳機のほうも配置しておりますので、そういうもので窓口の職員が翻訳機を使いながら対応するということも可能でございますので、そういうもので今現在は対応しております。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- **〇4番(中田博之君)** その実際その対応しているというところが限界を超えたときはそれを どうするかというところは。増やすんですか、それとも翻訳機を増やすとかそういう考えは。
- 〇議長(大石 巌君) 企画課長、石間智三郎君。
- **○企画課長(石間智三郎君)** その限界というのがどこを指すのかちょっとあれなんですけれ ども、ただ、今実際はその相談窓口2名とその翻訳機を使いながら、事務のほうは滞りなく こなしているという状況でございますので、それがもう、どうしても回らなくなるとか、手 続に支障が出るとかということになれば、それはそのときで検討したいというふうに考えて おります。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- **〇4番(中田博之君)** 了解しました。

では、動画コンテンツについて、先ほど文化庁のインターネットサイトでというところで あったんですけれども、これ、吉田町の独自のこういう生活の案内とか、そういうのにも対 応しているのかというところをちょっと確認したいんですけれども。

〇議長(大石 巌君) 企画課長、石間智三郎君。

〇企画課長(石間智三郎君) 企画課です。

その吉田町独自のバージョンというか、外国人の方が日本に来て、日本の習慣ですよね、そういう中でどういう生活習慣がある、言葉に関しても、要は日本語がよく理解できる方からあまり理解できない方までいらっしゃいますので、あくまでも日本の文化にどういうふうに対応するかというところのコンテンツになっておりますので、吉田町の独自にそれを対応できるということにはなっておりません。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- ○4番(中田博之君) やはり、そうしますとやはり、基本的なところはここでは見られるけれども、例えば吉田町のごみ出しの問題とかという細かいところまではなかなか行きづらいとは思うんですけれども、そういった場合、やはり企業の実習生に生活指導と同時に仕事を教えることは企業側も大変だと思いますし、外国人実習生も訓練なしに一度にそれらを、吉田町のルールなどを覚えるのも難しいと思います。やはり、そうした場合、案内や相談件数も増えるのではないかと考えますが、もし、仮に吉田町でそういう動画があることで当庁に来る方が減り、役場業務の軽減にもつながると思うんです。そういった動画を制作することによって業務の軽減にもつながると思うのですが、その辺についてはどうですか。
- 〇議長(大石 巌君) 企画課長、石間智三郎君。
- 〇企画課長(石間智三郎君) 企画課です。

それこそ、日本全国でそんなにその、例えば基本的な多分生活習慣というのはあまり変わらないと思います。ただ、そういう中で、答弁の中にもありましたとおり、例えばごみ出しとかということに関しては各自治体によって出し方も変わってきますし、どういう分別をするかというのも変わってきますので、そういう細かいところについてはそういうごみ出しのカレンダーを多言語化にして、外国人の方に対応するような形で補佐しています。そういうものと、あとは先ほどありましたとおり、やはり、ある程度のそういう外国人の方に対応した教育は企業のほうでもやっていただいておりますので、そういう中で足りない分につきましては、先ほど言ったうちのほうの相談窓口のほうも利用しながら、細かい点についてはフォローしていくということで対応しておりますので、今現在その動画を作らなくても十分対応できているというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- 〇4番(中田博之君) 了解しました。

では、3番目にいきます。

町の公式LINEや吉田防災メールには多言語化の配信につきましては、答弁の中で職員が入力し、配信内容をシステム上で自動翻訳する機能はございませんので、即時に多言語化に翻訳し、配信するにはマンパワーが必要なことから現実問題として対応は難しく、現時点では多言語で配信する予定はないということだったんですけれども、そのような理由で課題があることは理解しましたが、令和2年度静岡県多文化共生調査では災害時における情報入力方法ではという問いに、SNSを利用しているが55.4%と最も多い結果であり、これはテレビやラジオの51.2%を超えることから、外国人の災害時の情報収集はSNSが必要と考えております。災害時では情報の遅れによった被害が危惧されているわけで、こうした背景を

踏まえて地方公共団体の中には外国人や子供、高齢者、障害者のある人などに配慮し、難しい言葉を言い換えるやさしい日本語による情報発信の普及を目指して取り組んでいるところもあります。先ほど言われたようにマンパワーとかタイムラグとかいろいろ課題はあるということだったのですけれども、それによってすぐ多言語化は難しいということだったんですけれども、このやさしい日本語というのも一つの手だとは思うので、どうですかね、当町の防災メールやLINEにやさしい日本語というのを利用することは可能でしょうか。

- 〇議長(大石 巌君) 防災課長、栁原真也君。
- **〇防災課長(柳原真也君)** 防災課でございます。

やさしい日本語の対応はどうかというお話なんですけれども、基本的な気象情報の関係とかにつきましては、これは既に定型文、気象庁から発表される情報等の内容がもう、決まっているものがございまして、それが自動配信される仕組みになってございます。ほかのものにつきましては、やさしい日本語のほうで対応するかどうかというところはございますけれども、まず、ある、こちらのほうの基本的な情報のほうを流させていただくような形をして、やさしい日本語に対する対応はちょっとどうするかというのは、また、検討させていただきたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- ○4番(中田博之君) 確かに、気象上の問題ですぐに配信するというのは分かるんですけれども、やはり、災害時が起こって、その後避難所とかに生活している外国人もいるとは思うので、そういうところになかなか難しい日本語でやるというのは、現状難しいんじゃないかと思うんです。そういうときにやさしい日本語があることによって分かるのではないかと思うんです。そういったところでやさしい日本語の普及は必要かと思うのですけれども、いかがでしょうか。
- 〇議長(大石 巌君) 防災課長、栁原真也君。
- **〇防災課長(柳原真也君**) 防災課でございます。

現状今、町のほうで何か新しい冊子系のものとかでやさしい日本語、これは防災のほうの関係になりますけれども、作らせていただいているようなものはございませんけれども、既に国とか県におきまして、これは静岡県のほうになるのですが、避難生活のガイドブックとか、あと、地震の災害ガイドブックとかという冊子系のものがやさしい日本語版でできているものがございます。こちらのほうの周知を図らせていただきまして、なるべくその災害に関するような情報を分かりやすく発信していくような取組のほうをしていきたいと考えてございます。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- ○4番(中田博之君) 了解しました。

では、町のほうで多文化共生のフェイスブックがあります。見ますと、防災情報もあってとてもよいと思うのですけれども、ここで災害情報を発信する方法もあると思うのですが、 そういうのはどうでしょうか。

- 〇議長(大石 巌君) 防災課長、栁原真也君。
- **〇防災課長(柳原真也君)** 防災課でございます。

今の情報の発信のところなんですけれども、ここもやはり、マンパワーの問題がやはり出てくるところでございまして、そこのところが回避できるようなものであれば、やっていくということは可能にはなってくるかとは思うのですけれども、そこはまた、検討させていただくものではないかなというふうに考えてございます。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- ○4番(中田博之君) マンパワーが足りないということは分かりますけれども、災害、いつ何時あるか分からないので、その辺は改善していかないと思うのですけれども、じゃ、今すぐできることとして、先ほど静岡県の防災アプリがあるということだったんですけれども、これを毎月発行している多言語情報版のほうにQRコードで随時掲載することで、アプリの習得をできるようにするとか、そういうふうな考えはございますか。
- 〇議長(大石 巌君) 防災課長、栁原真也君。
- **〇防災課長(柳原真也君)** 防災課でございます。

どこのところにちょっと載せていくかというところはありますけれども、県の防災アプリの関係とか、ほかの情報の関係です、外国人に対する情報の関係、これにつきましてはいろんな形で周知のほうをさせていただきたいと思ってございます。現状今、町のほうのホームページのほうにも、それこそ外国人の方の防災に関する情報、先ほど町長のほうから答弁がございましたように県の防災アプリの関係であるとか、観光庁のほうで監修されているアプリの関係、そういうものも載せさせていただいてございますので、これをより周知させていただく方法をまた、考えていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- ○4番(中田博之君) 周知するということで、了解しました。

では、4点目のところにまいります。

観光名所の二次元コードのついた案内看板設置するとあるんですけれども、この二次元コードを読み取ると、そういう多言語化になるというのか、ちょっとこの辺の仕組みがちょっと分からないので、これを教えていただけますでしょうか。

- 〇議長(大石 巌君) 産業課長、山脇一浩君。
- **〇産業課長(山脇一浩君)** 産業課でございます。

この二次元コード、一般的に先ほど言った二次元コードと、例えばスマートフォンなどの 組み合わせによって、その人が設定している言語設定、例えば日本語だとか英語なのか分か らないですけれども、言語設定しているものでQRコードを読み込むことで、その観光施設 の案内情報をその言語設定で出てくるようなシステムというものを指して、言っております。 以上です。

- **〇議長(大石 巌君)** 4番、中田博之君。
- **〇4番(中田博之君)** ということは、そのQRコードを読み取ることによって、自分の設定 している言語で読み取れるということは理解しました。

それを今後観光名所などに置いていくということなんですけれども、やはりそういう看板があることによって外国人観光客が訪れて、吉田町の魅力を発信できると思うのですけれども、じゃ、今在住の外国人住民の方に関してですけれども、その下にある公設の施設の名称

について、必要性を精査し、その上で設置するということだったんですけれども、案内看板が必要な具体例として、保健センターや学習ホールの駐車場スペースに施設を表す看板がないんですよ。これ、やはり非常に外国人住民に分かりにくいと感じますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(大石 巌君) 総務課長、太田順子君。
- ○総務課長(太田順子君) 公共施設の案内看板ということでお答えしますけれども、今具体例として学習ホール、保健センターということで2施設挙げていただきましたけれども、そのほか、ほかにもいろいろあるとは思いますので、また全体的にどこがどのように必要なのかということは精査しまして、必要があるところには設置するようなことで検討してまいりたいと思います。
- 〇議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- ○4番(中田博之君) 4番、了解しました。

一つ思うのですが、資料3を見ますと、案内看板に住吉海岸の啓発とあるんですけれども、この啓発の効果とかは確認されたのでしょうか。また、吉田町には展望台小山城など観光名所がある中で、何でこの住吉海岸に最初に設置したのかという経緯とかはありますか。

- 〇議長(大石 巌君) 産業課長、山脇一浩君。
- ○産業課長(山脇一浩君) 産業課でございます。

この自然公園の看板を多言語化で設置したものは、ここで御前崎遠州灘県立自然公園ということで、吉田町だけではなく全体配慮の中で、吉田町も負担金を負担している中で、各自治体にある自然公園のこういう多言語の看板を設置していくということで、順次やっていく中の一つとして吉田町が平成29年度に設置したものになります。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 4番、中田博之君。
- ○4番(中田博之君) そのような中で設置されたというのは分かりました。了解しました。では、今後公共施設等にも随時必要なところを精査して設置するというところや観光名所には二次元コードをつけて、観光案内に、外国人の方に寄与するということは了解しました。今後、外国人がますます増加する中で、多文化共生支援について取り組んでいただけるようお伝えして、私の一般質問を終わりたいと思います。
- ○議長(大石 巌君) 以上で4番、中田博之君の一般質問が終わりました。

◇ 平野 積君

〇議長(大石 巌君) 続きまして、12番、平野 積君。

[12番 平野 積君登壇]

**〇12番**(平野 積君) 12番、平野です。

私は通告のとおり、第5次吉田町総合計画及び吉田町まちづくりステップアップ行政評価 について質問いたします。

私は令和2年3月定例会において、第5次吉田町総合計画についてと題して一般質問を行いました。そこで、総合計画の進捗を評価する吉田町まちづくりステップアップ行政評価が

2年がかりでの評価であることに疑問を呈しました。その結果C(Check)シートに従来からの、翌年度の方向性に加えて当年度の取組状況を記載することになりました。また、評価結果の公表も増加いたしました。そのような変化はありましたが、依然総合計画後期基本計画での目標達成率は低迷しています。また、後期基本計画の期間は令和5年度までで、今年度第6次総合計画の策定に向けての調査等が開始されています。

そこで、以下の点について質問いたします。

- 1、後期基本計画においても期間中とは言えど、加えて新型コロナウイルス感染症拡大の影響とは思いますけれども、改善していないものが多い。どのように考えているか。
- 2、第5次吉田町総合計画前期基本計画総括評価報告書において、第1章の分野の主な目標中、消防団協力事務所表示制度登録事業所数及び青色防犯パトロール実施団体数が目標未達であった原因は。
- 3、行政評価結果報告において、各年度「現状のまま継続」が数を占めている。現状維持 は後退の始まり、これは松下幸之助の言葉でありますけれども、この状況をどのように考え ているか。
- 4、行政評価結果報告における「見直しの上で実施」の評価理由として、具体的に何を見 直すのかの記載がされていない報告が多い。なぜか。
- 5、吉田町まちづくりステップアップ行政評価の手引きに記載のPDCAサイクル中P (Plan) 実施計画事業の概要 (第5次吉田町総合計画後期基本計画) と記載されています。これは何を意味するのでしょうか、またその評価はいつやるのでしょうか。
- 6、計画達成に向けて進めるPDCAサイクルに対して、状況の変化に素早く適切な対応を図るためのOODAループが提唱されている。OODAループにこだわる必要はないが、 状況変化に対応可能な職員の育成についてどのように考えているか。

以上です。

○議長(大石 巌君) それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

**〇町長(田村典彦君)** 第5次吉田町総合計画及び吉田町まちづくりステップアップ行政評価 についての御質問のうち、1点目の後期基本計画においても期間中とは言えど、改善していないものが多い。どのように考えているかについてお答えいたします。

昨年8月の第5次吉田町総合計画後期基本計画進捗管理報告書におきまして、令和2年度の実績値は企画にある分野の主な目標の達成状況のうち、C評価となる令和2年度実績値が現状値より改善していないものが47ございました。その理由といたしましては、令和2年度は指標を参加者や受講者としている事業が軒並み新型コロナウイルス感染症の影響を受け、目標とする参加者数や受講者数に達しない事業が多かったことが主な原因と考えております。また、第5次吉田町総合計画後期基本計画は令和2年度から5年度までの4年間を期間としており、この進捗管理報告書による実績値につきましては、初年度となる令和2年度の数字となりますので、今後最終年度である令和5年度に向け、行政評価のPDCAサイクルによって改善や見直しを行いながら目標値の達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の「第5次吉田町総合計画前期計画総括評価報告書において、第1章の分野

の主な目標中、「消防団協力事業所表示制度登録事業所数」及び「青色防犯パトロール実施 団体数」が目標未達成であった原因は。」のうち、まず消防団協力事業所表示制度登録事業 所数についてお答えいたします。

消防団協力事業者表示制度は、事業所として消防団活動に協力することがその地域に対する社会貢献や社会責任として認められ、事業所の信頼性が向上し、イメージアップにつながるとともに事業所の協力を通じて地域における防災体制がより一層充実されるものでございます。この消防団協力事業所表示制度登録事業所数につきましては、第5次吉田町総合計画前期基本計画において登録事業者数を20事業者にすることを目標値して掲げ、消防団員を通じて事業所に対し制度の周知を図ってまいりました。

しかしながら、周知した範囲が消防団員の所属する事業所に限定されていたことから、登録事業者数が伸びず、目標の達成には至りませんでした。今後は消防団員が所属する事業所のみならず、町内の事業所に広く呼びかけるとともに直接事業所に出向いて説明をさせていただくなどして登録事業所や消防団員の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、青色防犯パトロール実施団体数についてお答えをいたします。

町内では自分たちの町は自分たちで守るという思いで、地域における絆を深め、安全な地域社会を実現するため、多くの皆様が自主的な防犯活動に取り組んでいただいております。その取組の一つとして青色防犯パトロールがあります。防犯活動は子供、女性、高齢者の安全・安心のよりどころとなり、真に犯罪の起きにくい社会づくりの実現へとつながっていくものと考えております。

こうした中、第5次吉田町総合計画前期基本計画では犯罪の機会を与えない、犯罪被害に遭いにくい環境を整備することが必要であると考え、青色防犯パトロール実施団体を現状の2団体から10団体以上にすることを目標値として掲げ、関係団体に対して青色防犯パトロール活動の必要性を説明させていただき、登録に向けて取り組んでまいりました。この青色防犯パトロール実施団体数の登録は、静岡県警察本部長が証明することになっておりますが、実施団体の登録には青色防犯パトロールを実施する車両の登録や装備品の確保、講習の義務といった幾つかの条件がありますことから、新規の登録には至りませんでした。町としましては引き続き牧之原警察署と協力をし、青色防犯パトロール実施団体確保に向けて吉田町防犯まちづくり推進協議会構成団体などに必要性や重要性を広く呼びかけ、青色防犯パトロール実施団体の登録を促す取組を強化してまいります。

次に、3点目の行政評価結果報告書において、各年度「現状のまま継続」が数を占めている。現状維持は後退の始まりとの言葉があるが、この状況をどのように考えているかについてお答えいたします。

この報告書はPDCAサイクルの考え方を取り入れた吉田町まちづくりステップアップ行政評価システムのツールである吉田町まちづくりステップアップシートにおける次年度の方向性を抜き出し、後期基本計画の章及び分野ごとに取りまとめたものでございます。この評価方法の結果は、現状のまま継続、見直しの上で実施、休止、廃止、終了の5つのうちのいずれかを方向性として示すものでございまして、その方向性においての「現状のまま継続」とは、実施計画事業の目的や手法を変えずに継続する場合を示しているもので、このまま事業を継続していけば事業の目的を達成することを意味しております。加えて、方向性においての「見直しの上で実施」とは、実施計画事業の目的や手法を見直して実施する場合を示し

ているものでございます。このようなことから、議員のおっしゃる「現状のまま継続」が多数を占めている状況が後退の始まりとは考えておりません。

次に、4点目の行政評価結果報告書における見直しの上で実施の評価理由として、具体的 に何を見直すのか記載がされていない報告が多い。なぜかについてお答えいたします。

この報告書は先ほど申し上げました吉田町まちづくりステップアップシートのPDCAサイクルのチェックの部分に当たる「Cシート」を昨年8月時点で取りまとめて作成したものでございます。ここでは令和4年度の方向性として、現状のまま継続、見直しの上で実施、休止、廃止、終了の5つのうちのいずれかの項目を選択した理由について記載するようになっており、「見直しの上で実施」を選択する場合については「何を」「どうするか」を明記することとなっております。

具体的に何を見直すかの記載がされていない報告が多いという御指摘を議員からいただきましたが、これは報告書を取りまとめる時点において既に見直すべき事項が明確になっていれば具体的に記載することはできますが、この時点において具体的な見直し対応が明確にできない場合などがございます。それらの場合は、何をどうするかの方向性を明記することとしておりますので、今後もこのような特段の事情がない場合には、より具体的に内容を記載するよう努めてまいります。

次に、5点目の吉田町まちづくりステップアップ行政評価の手引きに記載のPDCAサイクル中P(Plan)の実施計画事業の概要(第5次吉田町総合計画後期基本計画)とは何か、またそれを評価するのはいつかについてお答えいたします。

この御質問において、議員からお示しいただいた資料は当該職員が行政評価を行う際に用いる吉田町まちづくりステップアップ行政評価の手引きに掲載されているのでありますが、これはこの手引きの中において行政評価のシートを作成する際の流れを図案化したものでございます。この図が示すように、当町では総合計画を踏まえた行政運営をより効果的、効率的に進めることができるよう、総合計画を基にした独自の行政評価システムである吉田町まちづくりステップアップ行政評価により、PDCAサイクルを回す手法を取っております。

議員御指摘の箇所は、後期基本計画における位置づけなどを設定するPシートと呼ばれる ものを作成する際の概念を示したものでございます。

この中における「(1)目的」とは一次計画の目的を指し、対象と意図を伝える資料になっております。ここで言う対象とは、総合計画の目指す状態、施策、4年後の姿を達成するために直接働きかける相手やものを指しております。また、意図とは対象がどのような状態になってほしいとかを指しております。

- 「(2) 手段」とは実施計画の手段を指し、具体的な内容として目的を達成する方法として実際行っている、または計画している具体的な事業内容を簡潔に記載するようになっております。
- 「(3)分野の指標」とは実施計画の主な目標を指し、実施計画ごとに設定した実施計画の主な目標について内容、単位、後期基本計画の開始前の現状値を記載した上で、後期基本計画の最終年度である令和5年度まで年度ごとの実績値を記載し、進捗状況を確認できるものとなっております。また、評価の時期についてですが、行政評価としては毎年翌年度の8月に行っておりますが、第5次吉田町総合計画後期基本計画は令和2年度から5年度までの4年間を期間としておりますので、総括評価としては令和6年度に行うこととなります。

最後に、6点目の計画達成に向けて進めるPDCAサイクルに対して、状況の変化に素早く適切な対応を図るためのOODAループが提唱されている。OODAループにこだわる必要はないが、状況変化に対応可能な職員の育成についてどのように考えているかについてお答えいたします。

議員の御質問にあります状況変化に対応可能な職員の育成につきましては、これからも質の高い行政評価を提供するため、職員には状況の変化に応じて柔軟に対応することができる質が求められており、そのための人材育成は大変重要なものであると認識をしております。このようなことから、職員の問題意識や解決能力の向上を図るために、課題発見解決研修を階層別研修に取り入れることや、外部組織主催の政策実現スキルアップ研修に職員を派遣するなど、人材育成に努めております。また、通常の業務におきましても状況の変化が起こったときには臨機応変に対応しながら事業を遂行し、遅滞のない行政運営に努めるよう〇JTを実践しながら人材育成を図っております。今後もよりよい行政サービスを提供していくため、一層職員の育成に努めてまいります。

〇議長(大石 巌君) 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

12番、平野 積君。

**〇12番(平野 積君)** では、再質問させていただきます。

まず、その総合計画について質問いたします。

私はその総合計画というのは、町がこの吉田町をどのような町にしていこうとしているかということを町民に対して約束するものであるというふうに考えていますけれども、町はこの総合計画は町民にとってどのような存在であるというふうにお考えでしょうか。

- 〇議長(大石 巌君) 企画課長、石間智三郎君。
- 〇企画課長(石間智三郎君) 企画課です。

議員おっしゃるように総合計画というのはこの8年の間を吉田町をどうしていくかということで基本的な目標を立てて、将来像を示して、町民にこういう形で吉田町を運営していくという形を示すものだというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 12番、平野 積君。
- 〇12番(平野 積君) 町長にお伺いします。

第5次総合計画前期基本計画において、資料1の分野の主な目標達成度に関して、その約束の半分が守られていない、また、総合計画には4年後の姿の項がありますけれども、前期基本計画と後期基本計画で全く同じ記載のものが約70%ございます。単なるその文言の修正だけのものを加えれば80%、その前期と後期が同じなんですよね。そういうことについて町長はどのようにお考えでしょうか。

- 〇議長(大石 巌君) 副町長、平井光夫君。
- **○副町長(平井光夫君)** 町の大きな示す道というのは、一応計画、4年間なら4年間で計画を立ててやっておりますが、大きくその前期と後期で変わるものでもないと思っておりまして、ある程度一定の方向性というのはそう大きく変わるものではないと思いますので、我々としてはそれが同じだからといって、何か全く内容に変化を持たせていないとかということではなくて、大きな方向性を見据えている中でやっていることでございますので、そこはも

う、変わっていないという御指摘は、変わっていないことが多いというのは事実かと思いますが、それが不適切であるとは思っておりません。

- 〇議長(大石 巌君) 12番、平野 積君。
- **〇12番(平野 積君)** ということは、この4年後の姿というのはかなり理想的な姿を描いているのであって、4年や8年で達成しようとするものではないということになるんですか。その辺がよく分からないんです。4年後の姿としてこういうものをつくります、言っているにもかかわらずそれができていない。そこに関して、やはりそれが悪いことではないと言われると、やはり4年後の姿、こういう姿にしますという、短期的でも4年後こうなっているであろうというような姿をそこに書くべきではないかなというふうに思っているのですが、そこはどうでしょう。
- 〇議長(大石 巌君) 副町長、平井光夫君。
- ○副町長(平井光夫君) こちらもちょっと不適切だと思ってというのがないのは、変化していないという御指摘があったので、それについては別に不適切ではないということで、計画については達成していないということがその、別にそれは不適切ではないということではないのですが、ちょっと論点がちょっと違ったかもしれませんが、立てた目標についてきちんと達成するということは当然必要であることでありますし、それが達成できていないということであれば、それは当然 PDC Aサイクルの中で改善して達成に向けて今後また努力していくと。こういう姿勢が必要になるであろうと思っております。

以上です。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 12番、平野 積君。
- **〇12番(平野 積君)** だから、最初に言った4年後の姿、前期の4年後の姿がそっくり同じ文章が後期基本計画に載っているということは、前期でそれが達成できていないから後期に同じ文章が載ったのではないか。そうすると、前期の4年後の姿というのは未達成であるというふうに判断しているわけですが、そこはよろしいですよね。
- 〇議長(大石 巌君) 理事、谷澤智秀君。
- 〇理事(谷澤智秀君) 谷澤でございます。

今の平野議員から御質問がございましたが、まず、総合計画は町がこの4年間、8年間、こういう方向で町を進めていくんだということを、先ほどお約束というお話がありましたが、こちらは総合計画の基本構想につきましては、町、それから議会の議決を経て、こちらのほうはこういう町を進めるということで目標値を設定しております。それに向けてどうしたことをやっていくのかということで基本計画というのがございまして、それぞれ先ほどどういった状態をそれぞれの分野が目指していくのかという目標値を掲げております。こちらのその目標が先ほど達成できていないということで、この示すのがいわゆる目標値というのを定めさせていただいておりまして、その目標がこの4年間でここまで達成したいんだという数値をこのまちづくりの方向性を目指すのだけれども、この間ここまでを引き上げたいんだということでの目標値を設定して、その4年間PDCAサイクルを用いて進めているということになります。

以上でございます。

〇議長(大石 巌君) 12番、平野 積君。

○12番(平野 積君) 4年後の姿はちょっと置いておいて、今答弁にもありました各分野の目標値、それはもう具体的に数値を表しているあれですよね、全部が全部ではないですけれども、それを結局前期で考えれば、A評価の件数が44個、だから、半分行っていませんよね。なぜかというか、現状というよりも改善したものが28で、できていない、改善されていないのが29であるということは、達成されていないというのはもう半分以下であるということに関して、その原因の分析が足りないのではないかなというふうに私は思っています。

そういう分析をする、どこで分析するのかというところがなかなかそういうきっかけがないのではないかなというふうに思っているわけでありまして、今回のその例に挙げて申し訳なかったのですが、消防団協力表示制度や青色防犯パトロール、これ、できない理由というのは上がっているのですが、そこからどうしていくんだということ。例えば、青色防犯に関して言えば、いろいろ、パトロールを実施する車両の登録や装置備品の確保、講習の義務といった幾つかの条件がある。ただ、なかなか難しい条件だとは思いますけれども、これを2を10にする、10以上にすると言っていた、その時点においては、こういう条件があるというのは分かった上で設定しているわけでしょ。それが、今になってできない理由としてそれを挙げられても困るわけですよ。

これを、そういう条件があるけれども、10以上にするんだと宣言したわけですよね。そう したら、これをどうやって克服して10以上にするかということが必要になってくると思うん だけれども、今後頑張りますでは進まないと思うわけです。

だから、分かっているんだからそれを10以上にするためには、我々はこういうことをアプローチして10以上を目指すんだという姿が見えてこないんですよ、その基本計画で。内部ではしっかりやられているのかもしれないけれども、達成していないというのは現実なわけで。だから、そういうことに関して基本的にはその原因分析、それに対する対応策というのが不十分なんじゃないかと思うので、今日、どうすれば直っていくのかということを私なりにちょっと考えてみましたので、そこについて議論してできればというふうに考えています。

では、その吉田町まちづくりステップ行政評価について質問いたします。

吉田町まちづくりステップ行政評価の手引書には、総合計画における実施計画の作成にPDCAサイクルの考え方を取り入れた事業計画、事業ごとの事務事業評価を行い、この評価結果を活用して次期実施計画を策定していきます。まだ長く続くんですけれども、この吉田町ステップアップ行政評価のPDCAサイクルに沿って質問していきます。参考資料の5を見ながら聞いていただければというふうに思っております。

では、最初にPの「P1 a n」についてです。対象には先ほど答弁にもありましたけれども、総合計画の目指す状態、施策及び4年後の姿を達成するために直接働きかける相手やもの、意図には対象がどのようになってほしいかを記載することになっています。だとすればです、総合計画に沿ってPシートには毎年同じことが書かれるのでしょうか。そうなんですか。

- ○議長(大石 巌君) 企画課長、石間智三郎君。
- 〇企画課長(石間智三郎君) 企画課です。

Pシートのほうなんですけれども、Pシートのほうは先ほど言ったその総合計画のほうの将来見据えていくところを事業計画ごとにPシートを作成していきますので、途中で例えばチェックのところで廃止とかあればまた話は別ですけれども、そのまま目標が総合計画の中

- の達成するための事業であれば、Pシートは同じ形になってくると思います。 以上です。
- O議長(大石 巌君) 12番、平野 積君。
- ○12番(平野 積君) これはもう、何回も言っているのですが、元々それがおかしいと思うわけです。プランつくります、PDCAサイクル回します、また元に戻ります、また回します、また戻ります。PDCAサイクルを回すということは、こう、目標に向かってこう進んでいくものだと思うんだけれども、回って戻り、回って戻り、ここですよね、目指すのは。だから、私としては毎年の年度目標を立てるべきではないか。大きな目標はありますよ、4年後の姿や目標値、それに対して令和2年度はここまでやるんだ、3年度はここまでやるんだ、4年度はここまでやって、5年度になったら目標達成できていると。そして、やはり目標、年度の目標が達成できているのかどうかということをしっかり分析するということが必要なのではないかというふうに思っているのですが、なかなかそのそういう数値を出さないというのはなぜかというところだというお話です。
- 〇議長(大石 巌君) 企画課長、石間智三郎君。
- 〇企画課長(石間智三郎君) 企画課です。

今議員さんがおっしゃるとおり、そのPのところのなんですけれども、ここはあくまでもその総合計画として、町として将来、その4年後にどういうふうな目標を設定して、そこにどう向かって行くかという大きな目標がございまして、今回のうちの当町のPDCAサイクル、行政評価のほうだと、それに対して、じゃ、今後はその実施計画、実施計画事業を設定しまして、その中で毎年どんな形でやっていくかというところが、うちの当町の場合ですと予算連動型になっていますので、そういう中でどうここのPに、4年後の姿に向かって進めていくかという中では、予算のほうもございますし、実際は実施計画のところで3年計画を、3年ごとのサイクルで回しますので、そこでも評価をしていくと。実施計画については吟味していくという形になっておりますので、あくまでもPについては総合計画の目指すべき目標に向けてサイクルを回していくという形に評価のほうはなっているということでございます。

- 〇議長(大石 巌君) 12番、平野 積君。
- ○12番(平野 積君) 今答弁の中でPと予算というのを絡んでいますというお話。だとしますと、令和4年度の実施計画とその予算を見比べてみますと、45%の事業が増額になっていて、42%が減額になっているわけです。実施計画に比べて予算は。100万円以上のその増額、増減というのはほぼ、約20%、1,000万円以上の増額、減額というのは約7%ぐらいの事業があるわけです。そうすると、実施計画を立てていたとしても予算が出て、回ってくる金が増えるとか減るとかによって事業って変わってくるじゃないですか、そうすると、それを連動してPで、今年度はこれだけ予算実施、例えば実施計画よりもこれだけ予算が増えたわけだから、もっとこういうことがやれるではないかということがPに記載されてもよろしいのではないかと思うのですが、結局Pは4年間一緒ですと言われると違和感を覚えるのですが、そこはどうお考えですか。
- 〇議長(大石 巌君) 企画課長、石間智三郎君。
- ○企画課長(石間智三郎君) P、その予算に関しては、それこそ連動がしているという中で

は、それこそ計画だけで言って、要は絵に描いた餅ではないですけれども、ある程度この4年間の中で予算のほうが無尽蔵にあればいいんですけれども、そこについては予算と連動型という中では、優先順位をつけながらどういう形でその実施計画を進めていくかというところに関しては、予算の配分によっては優先順位が変わってきますので、そういう中では考えていかなければならないということになります。

そのPはあくまでもその4年後の将来像に向けてどう実施計画を進めていくかという話になりますので、Pについては数値目標については進捗管理していますけれども、大きな目標についてはPについては変わらない。ここに向けていくことは変わらないけれども、そういう中で実施計画、予算と合わせてこれにどう向かって行くかという中で作業を決めていきますので、そういう面では先ほど言った予算のものによっては優先順位が下がってくる。そこには、その目標にはちょっと来年度はちょっと達成できないけれども、その代わりとして、じゃ、こちらを優先的にやっていこうという形については予算なり実施計画の中では協議していくということになると思います。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 12番、平野 積君。
- ○12番(平野 積君) Pシートというのは変わりません。個々の事業に関していえば、予算と連動していますので実施計画どおりには進まず、増えればよりやれるし、減れば抑えなければならない。その中で4年後のこのPを目指しますということなんですが、この年度の予算に関連した、どういう事業をやっていくかということに関しては全く公表されないですよね。予算は出ますよ。その予算に対してどういうことをやっていこうかということに関しては、一切公開されていないわけですよね。実施計画は出ていますよ。予算でその額が変わったらそれなりにやることは違ってくるんだけれども、その違って、実施計画とは違う本来この年度にやることは変わってくる、予算によって変わってくる。じゃ、そのやることに関して言えば、それはどこにも公表されないというのが現状だというふうに思っているのですが、そこはそれでいいのか、オープンにしていますよというのか。
- 〇議長(大石 巌君) 理事、谷澤智秀君。
- 〇理事(谷澤智秀君) 谷澤です。

今議員のほうおっしゃるのは、毎年毎年の計画、いわゆるそういう見方ということにと思っています。実際に事業を進めていく上では、毎年度毎年度翌年度を考えながら予算も当然計画をしますし、実施計画をまず、計画を立てていくわけです。ただ、実施計画につきましては3年間のローリングということで、前年度に対して次年度をやるのは、その3年間まず、一応計画を立てるわけですが、当然先ほど企画課長が申し上げましたとおりその年度の予算状況、いわゆる限られた財源ですので、その中でどうその目標値をしていくかというところがございます。ですので、イコール、実施計画と全てイコールなら分かるのですが、そこがイコールではないというところがありますが、極力私たちはその予算と乖離をしない、極力乖離をしない、また、計画倒れに終わらないように毎年度実施計画を見直ししながら計画を立ているというところになります。

- 〇議長(大石 巌君) 12番、平野 積君。
- **〇12番(平野 積君)** よく分からないんですけれども、要は、ちょっと飛ばしましょうか。

Dシートは実施していますということで、我々には主要な施策と成果に関する説明書ということで頂いております。それで、前年度の内容についてはそこからかなりいい資料だと思っておりますので、ありがたいことだというふうに思っておりますけれども、そこに要するにこれをやりました、施策、そこには記載するのはこういうことをやりましたと、効果という欄が上がっている。効果は効果があるのであればいいのだけれども、要するに前期総合計画の半分以上が未達であるということからすると、効果も必要だけれどもその反省点、何が足りなかったかということを、本来そこに載せていればいいと思うのですけれども、それは一切出てきませんよね、そこに。それはいいと思うのですが、Cシートのこの評価についてです。

Cシートは最初に前年度の評価ということがあって、有効性とか効率性とか妥当性を記入することになっていまして、有効性を例に挙げますと、大いに上がった、少し上がった、上がらなかった、その説明、大いに上がったということの説明に、事業計画や予算措置に係る予定量以上の進捗が図られた、少し上がったは事業計画や予算措置に係る予定量未満の進捗となった。ここでいうその事業計画や予算措置に係る予定量というのは何でしょう。

- 〇議長(大石 巌君) 企画課長、石間智三郎君。
- 〇企画課長(石間智三郎君) 企画課です。

Cのところのその数量以上行きました、行きませんというのは予算のほうの進捗状況、令和3年度の評価であれば令和2年度の評価のところを予算以上達成できたかできないのかというところを評価しています。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 12番、平野 積君。
- **〇12番(平野 積君)** 予算以上というのは適切ではないですよね。予算によって何ができたかということでしょ。予定量は設定されているのであれば、それが事業の年度目標じゃないんですか。それをPシートに書くだけのことだと思っているんだけれども、それが出てきていないのがおかしくありませんかと言っているのだけれども。
- 〇議長(大石 巌君) 理事、谷澤智秀君。
- **〇理事(谷澤智秀君)** すみません、先ほどのお話でありましたが、今平野議員が今おっしゃられているのは、確かに私たちも年度ごと予算の中でも今年度はこういうことをやるんだということで積算をしてやっていますので、当然その考え方に従ってやっているわけです。

目標値ということで今お話がありましたけれども、非常にこちら、細かな数値になります。これちょっとすみません、また別な話になってしまうかもしれませんが、行政評価上ですとおそらく事務事業評価という、さらに今の私たちがやっている評価よりもさらに下の、もう少し下の評価単位ということになるかと思います。それぞれこの弾力性の運用の中で予算もそうですが、あくまでも目標値、先ほど変わらないということを言いましたけれども、その目標に向かってそれぞれ職員が手法を変えたり手段を変えたりしながらそこの目標に向かって行っています。それがいわゆるこの行政評価シートということになりますので、あまり細かなところまでの今数値というのは出せませんが、ただ、予算の中で実際に、先ほどもちょっと私が公表していないじゃないかということで、そこの答弁をちょっとしていなかったものですからあれですが、予算として次年度公表、まだ予算、要するに予算案として上程をしておりますので、そこがいわゆる評価を受けた後の結果がいわゆるアクションの部分です、

アクションで出すのがいわゆるその予算というふうに私どもは思っておりますので、確かに その、目標の自分たちの予算取りの中でこちらの評価を、チェックのところをどうしていく かというのを行っているというのがあります。

ただ、その数値までを全て出しますと、ちょっと非常にまだ、私ども、そこまで今事業を行っておりませんので、確かにそれが一番よろしいかとは思うのですが、ただ、事務事業、いわゆる評価のための作業、いわゆる事務になってしまう。あくまでも目標値というのはPということでありますので、そこをどう改善していくか。弾力的な運用ということの中で行っているものですから、考え方としては議員の言われているのはよく承知はしますが、実務的にどうかというところはちょっと一つ今後検討課題にもなってくるというふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 12番、平野 積君。
- ○12番(平野 積君) やはり私はその評価というところが一番重要だと考えていまして、それがしっかりできていれば次のアクションというのがより鮮明になってくるというふうに思いますので、ここをやっていただきたいと思うのですが、先ほどのPシートに戻りますけれども、実施計画ごとに設定した実施計画の主な目標を記載する欄というのがあるわけです、Pシートに。そうすると、各事業ごとに目標値というのは設定されているということなのでしょうか。我々が今まで見るのは、総合計画から抜粋された目標値というのは知っているのですが、各事業ごとにこれが、目標値が設定されているというようなことを手引書を見て初めて知ったのですが、それは事実なのでしょうか。
- 〇議長(大石 巌君) 企画課長、石間智三郎君。
- 〇企画課長(石間智三郎君) 企画課です。

各実施計画事業ごとに目標値を設定いたしまして、それについて記載をするような形になっております。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 12番、平野 積君。
- **〇12番(平野 積君)** そうしますと、そのPシートには事業の具体的な目標が記載されているとすれば、それはオープンになっていないですよね。議会も知らない、町民の皆さんも知らないという状況に今はあると思うのですが、各事業ごとに目標、その4年後の目標というのが設定されているのであれば、それはオープンにしていいのではないかなと思いますけれども、また、議会に対してそういう報告があれば、それに向かってどれだけ進捗しているんだということを議会がチェックすることができると思うのですけれども、そこはどう思われますか。
- 〇議長(大石 巌君) 理事、谷澤智秀君。
- 〇理事(谷澤智秀君) 谷澤です。

今この実施計画の数値のほうですけれども、全ての事業にその数値が、事業、いわゆる予算の事業です、各事業のところに全て数値が設定しているわけではなくて、あくまでも主な目標値ということの中で行っているところです。この点については、今まで内部目標ということの中でいわゆる総合計画、基本計画として目標値、各分野に定めておりますので、こちらの目標値ということでこれに向かって町はいろんな事業を展開するんだということで施策

の方向性をして行っております。これを各それぞれの目標値というのは、これまで中で、自 分たちの中でのPDCAの中でも行っているところでございます。

ただ、制度的にまだ今公表できるものなのかどうかというのはちょっとありますけれども、確かに公表する、なぜ公表しないんだと言われますと、やはりまだ、そこまでの精度がちゃんと精査されていないというのが実態なのかもしれません。このPDCAについても平成24年度導入から毎年毎年改善をして、議員も御承知のように途中の経過も載せたりとかして改善しながら来ておりますので、この点についてはまた、指標の設定を含め今後第6次総合計画、今後策定入っていきますので、その中でしっかりと議論をしながら検討をしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 12番、平野 積君。
- ○12番(平野 積君) Cシートの一番最初に言ったその前年度の評価ですよね、それが公表されていないのも事実なので、例えば決算のときに主要な施策と成果に関する説明書はそのままとして、その別冊とするというか、前年度の事業に対する評価というのは実際にやっていらっしゃるわけですから、それを決算評価のときにやっていただける、オープンにしていただければ決算の審査というのはそれを基にまた、議論が深まると思うのですが、そこはどうでしょうか。
- 〇議長(大石 巌君) 理事、谷澤智秀君。
- 〇理事(谷澤智秀君) 谷澤です。

今議員主要な施策の関係のは、やはり予算と行政評価がちょっと違いがあることで、今そ ういったお話をいただいているかと思います。

まず、主要な施策の成果の説明書の関係ですが、これは議員も御承知のとおり地方自治法の関係からその事業を、決算についてはその予算の執行に当たってどういった成果があったのかというところをお示しをする参考資料ということになっています。この自治法に基づいて行っておりますので、実際記載内容については今後その指標、先ほども指標がありましたけれども、そうしたところが載せられ、中でも実際の実績値、アウトプットのものは全て今、ほとんど資料をつけるような形を取らさせていただいておりますので、その点内容については、やはり今後そこは検討してまいりたいと思っております。

いずれにしましても、チェック評価していい方向に、その目標値に向かって町が進むというシステムづくりというのが必要かと思っておりますので、そうした点を踏まえながら今後制度の構築のほう、また、改善のほうを行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

- O議長(大石 巌君) 12番、平野 積君。
- ○12番(平野 積君) 質問としては何番になるか分からないのですが、参考資料3に各年度の企画課の行政評価結果を示しています。さすがにいつもは行政評価を推進する企画課ですので、見直しの上で実施が事業の5割以上を占めているという結果なんですけれども、この町全体の行政評価からすると、見直して実施というのは20%台なわけです。全てが全て見直さなければならないという業務だけではないと思うのは理解をした上ですが、未達成が半分以上あるのに見直さないのが20%はあるというのはいかがなものかなというふうに思うのですが、そこはどういうふうにお考えでしょうか。

- 〇議長(大石 巌君) 企画課長、石間智三郎君。
- 〇企画課長(石間智三郎君) 企画課です。

見直さない、現状維持というお話ですけれども、先ほど答弁の中でもお話しさせていただきましたが、現状維持というのはあくまでも要は4年後の目標に向けてこのまま進めていければ目標が達成できるという解釈をしておりますので、現状維持がそのままずっと、何もせずに進んでいくわけではなくて、その目標値を達成するのに今の方策をそのままずっと進めていければ目標に達成できるという解釈で現状維持というのを表記していますので、考え方とするとそういう考え方になります。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 12番、平野 積君。
- ○12番(平野 積君) 結局その結果未達が50%、半分以上になっている。8割ぐらいは現状のままで進めます、4年度の目標に向かって今の変えることをやらなくたって達成できますと信じ込んでやって、結果が出たら半分しか到達していないというのが少なくとも前期の現状なんじゃないですか。だから、常日頃その4年後の姿ではなくて、常日頃事業においてしっかり状況を判断して、このまま行ったらやばいということで改善を繰り返すということが必要なのではないかなと私は思っているのだけれども、何か今の答弁だったら、今のままでやっていけば4年後の姿ができますと思って、信じてやっていますと言われると、それでいいんですかという質問になるのですが。
- 〇議長(大石 巌君) 企画課長、石間智三郎君。
- 〇企画課長(石間智三郎君) 企画課です。

それこそ今おっしゃられたように未達のところが出てしまうという中では、今4年、前期の部分が終了しました。その評価を踏まえまして、今後あと4年間の中でどうその目標に達成できるかという中では、その今の現状、このまま進めて行けばいいという中でも、いや、そのまま行くと目標が達成できないというところについては、先ほど言ったその事業実施計画の中で、いや、そうじゃなくて見直していかないと達成できないじゃないかというところについては精査していって、4年後の目標として達成するというところを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 12番、平野 積君。
- ○12番(平野 積君) 時間もないので、これで打ち切ります。

職員研修についてです。ステップアップ行政評価の形をつくったとしても、それを動かすのは職員の皆さんだと思います。職員の皆さんが状況の変化を的確に捉えて、次のステップ、適切なステップに臨むという、例えばその例として参考資料の6の〇〇DAループを上げておりますけれども、この〇〇DAループに関しては見るという、そのオブザーブです、そこをしっかり、どうしても何か物事をやろうとすると、私も含めて自分の思い込みというか思いが、見るときに思いが入っちゃうんですよね。でも、それをいかに客観的に捉えて、客観的に判断して次、何をやるかということが必要だというふうに思っているわけですけれども、そういうことに関していろいろやっていますということなんですけれども、やはりそのオンラインもございますし、様々な研修もあると思いますので、その臨機応変に施策を打ち出せる職員を育てていくと。また、そういう研修を受けたいと思うような環境をつくっていくと

いうことは、その総務課が担当されているのではないかと思いますが、その辺に関して何か 御意見ございますでしょうか。

- 〇議長(大石 巌君) 総務課長、太田順子君。
- 〇総務課長(太田順子君) 総務課でございます。

先ほど来PDCAサイクルの話で議論をしていたと思いますけれども、数年前からOODAループというようなことも言葉としてははやってきているとか、実践しているというのは承知をしております。OODAループのことを調べますと、議員のお話にありましたけれども、まず観察、状況判断、意思決定というような言葉が出てきて、読んだ感じからしてみると、取りあえずやってみよう、やった上で軌道に乗せてから今度はPDCAでしっかり回していこうというようなことが読み取れるかなというふうに、いろいろなことも、ものには書いてあったというふうに思っております。なかなか行政の中で意思決定のところで個々に判断するというところまで力を備えるということは難しいですけれども、総務課としてもいろいろな研修を重ねながらその階層別に合った研修でその状況分析ができる職員を育てていきたいということは思っております。

- 〇議長(大石 巌君) 12番、平野 積君。
- ○12番(平野 積君) OODAループがその取りあえずやってみようでは私はないと思っていて、取りあえずやってみようはTCPトリビンスプランです。それは置いておいて、PDCAサイクルは私は残していいと思っているんです。そのPDCAサイクルを動かす中において、日頃の業務において今本当にこれで4年後の姿が達成できるのかと常日頃現時、現状、現象を観察して、このままでいいのか、それを、じゃ、こういう新しいことをやっていきましょうというような、それを日々の作業の中で、事業をやっていく中でそれを繰り返して、要するに最終的には目標を達成するというような目標なんだからそれを繰り返していくための手段として考えたらどうかということですので、そこはよろしくお願いしたいと思います。

終わりに、谷澤理事にお伺いしますけれども、本日の、結局時間になってそれほど多くは 議論できなかったのですが、総合計画ステップアップ行政評価、そしてまた、職員の研修に ついて質問したわけですが、今後何かこういうことを変えていこうというようなことがあれ ば、途中でいろいろ検討していきますという言葉はいただいたのですが、そこをまとめてち ょっと整理していただけますでしょうか。

- 〇議長(大石 巌君) 理事、谷澤智秀君。
- **〇理事(谷澤智秀君)** 御指名をしていただきましたので、お答えをさせていただきます。谷 澤です。

まず、この今後第6次総合計画を今年度、それから次年度とこれから作成をしていきます。いずれにしましても町の将来を見越して目標をしっかり立てて、どういったことをやっていくのか、また、先ほどやり方、手法としましてはOODAの話がありましたけれども、現状の職員、今そのような形で実際には動いております。ですので、やはり住民福祉の向上、町民の皆さんが吉田町に住んでよかったと思えるような形で、計画だけではなくて、運用職員もそうであり、またさらに、これは組織も一体となって進めていかなければいけないというふうに思っておりますので、単なる計画倒れではなくて、しっかりと目標を掲げ、今年、これまでの、第5次の反省を踏まえた中で新しい計画の作成、策定していきたいと思いますの

で、その点についてはまたいろいろと皆さんに途中経過等もお示ししながらいきますので、いろんな御意見をいただきながら、また、住民の意見もいただきながらいい計画のほうを策定をし、さらにそれは吉田町のさらなる発展につながっていくというふうに思っておりますので、今後ともぜひ、御支援等をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

- 〇議長(大石 巌君) 12番、平野 積君。
- **〇12番(平野 積君)** 答弁ありがとうございました。 以上で終わります。
- ○議長(大石 巌君) 以上で12番、平野 積君の一般質問が終わりました。 ここで暫時休憩とします。 10時50分を再開とします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時49分

○議長(大石 巌君) それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

- ◇ 山 内 均 君
- O議長(大石 巌君) 引き続き一般質問を行います。

8番、山内 均君。

[8番 山内 均君登壇]

○8番(山内 均君) 8番、山内でございます。

私は前回、令和元年6月の定例会で交通弱者の移動手段の確保と公共交通について一般質問をしました。あれから4年も経過をしました。早いものですね。それから、あのときにはまだ、実際に具体的なものが出ていなかったものですから、それに対して今回はいろいろ、具体的なものが出始めました。今回質問するに当たりまして、地元の北区の高齢者の方とか、それから町内会の方から話を伺ったりをしたときに、生活の中での交通手段がどのように展開していくのか、運転免許証を返還した後の生活、移動はどうしたらいいのかなどの期待と不安が多く寄せられました。私、議員の役割としては、町の人たちにこういう質問をいただいた以上、町の考え方をしっかりと伝えることが使命だと思ってここに立っています。

では、質問をします。

地域公共交通の期待と住民生活の利便性について、町長にお伺いいたします。

質問の趣旨です。

2020年度吉田町地域公共交通計画の策定に係る調査、研究が進められ、まとめが示された。これからできる新たな公共交通システムには住民の生活環境を大きく改善し、交通の利便性と安全な移動手段が確立されることに多くの期待が寄せられている。吉田町の北区には吉田インターチェンジがあり、ここは東名ハイウェイバスによる首都圏へのアクセス、特急静岡

相良線による静岡市へのアクセス、そして静岡空港へのアクセスなど町外のアクセスの拠点である。吉田町役場は住吉、川尻、片岡地区としずてつジャストラインを結ぶ町の中心拠点である。それぞれ公共交通の利便性の確保に重要であると思う。

一方、榛南幹線の整備によって南側に位置する地域は移動手段の重要度が増した。また、 国土交通省都市局都市計画課ではバス停から半径300メートル以上の地域を公共交通不便地 域と考えている。そこで、公共交通不便地域や空白地域が多くみられる。高齢化社会を迎え る中、公共交通による移動手段がますます重要になる。

平成31年度の質問で、松阪市と西尾市では自治会と住民協議会がコミュニティバスの通路 やバス停などを住民が主体的に決めているということを示した。吉田町でも住民主体の新た な公共交通システムの確立を期待したい。

そこで、以下の点について質問します。

- 1、新たな公共交通システムには路線バス、コミュニティバス、デマンドタクシーなどがあるが、計画策定に当たり、それぞれの適用範囲を具体的にはどのように考えたのか。
- 2、吉田インターチェンジは町外へのアクセスの拠点、吉田町役場は町の中心的拠点と考える。交通拠点としての具体的、現実的構想はあるのか。
- 3、幹線道路の整備により、地域が二分される問題の解決については、吉田町のようにおおよそ平坦地で人口密度が高い地域での公共交通空白地域や公共交通不便地域の対象にはどのようなシステムが最適と考えたのか。コミュニティバスの導入の構想はなかったのか。
- 4、町では公共交通の課題を抽出する住民懇談会を開き、自治会やPTA関係者、高校生ら60人が出席し、日常の移動の困りごとなどを共有したとあるが、具体的提案が見えない。しかし、町民からは小型の巡回バスを大幡神社から神戸の辻を通って、牧之原市の境まで走り、役場や医院を回るようにしてほしいとの具体的な意見をいただいている。公共交通を切に必要とする住民の具体的な意見や望みが十分反映される仕組みをつくるべきだと思うが、どう考えるか。

以上です。お願いします。

○議長(大石 巌君) それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長(田村典彦君) 地域公共交通への期待と住民生活の利便性向上についての御質問のうち、1点目の新たな公共交通システムには路線バス、コミュニティバス、デマンドタクシーなどがあるが、計画策定に当たり、それぞれの適用範囲を具体的にはどのように考えたのかと、3点目の幹線道路の整備により、地域が二分される問題の解決については、吉田町のようにおおよそ平坦地で人口密度が高い地域での公共交通空白地域や公共交通不便地域の対策にはどのようなシステムが最適と考えたのか。コミュニティバスの導入の構想はなかったのかについては関連がございますので、併せてお答えをいたします。

当町の公共交通は既存の路線バスとタクシーが担っております。その基幹となる路線バスは地域間を結ぶものであり、路線を維持していく必要がございます。しかし、既存の路線バスだけでは町内を十分カバーできていないことから、新たな公共交通システムの導入を検討していく必要がございました。

まず、町内を走る新しい交通導入に関する基本的な考え方につきましては、さきの第1回

議会定例会における増田議員の一般質問に対してもお答えしておりますが、既存のバス路線の維持と有効活用を基本とし、利用者、事業者、そして行政のそれぞれが利益を共有できるシステムを構築することが重要であるとの認識の下、特に交通弱者の交通手段の現状と利用の意向を十分に把握するとともに、各地の公共交通施策に携わった経験を有する専門家の知見と各地の実例を踏まえた上で当町の現状に即したシステムを構築していくことといたしました。

町内を走る新しい交通の導入の検討に当たりましては、令和元年度から国土交通省交通政策審議会の委員を務め、地域公共交通プロデューサーとして全国各地の公共交通政策に携わっておられる名古屋大学大学院の加藤博和教授にアドバイスをいただきながら、まずは当町の公共交通における現状の分析や住民意識調査、住民懇談会による利用者の意向の把握などを行いました。住民懇談会においてはコミュニティバスの要望がございましたが、主に利用が想定されます高齢者の皆様にとりましては、バス停までの移動やバスの乗り降りが負担になりますことから、バス停よりも短い間隔で乗降場所の設定が可能であり、乗り降りが容易なタクシー車両の確定を検討してほしいという意見が多くございました。

こうした意見などを総合的に勘案し、既存の路線バスを補完するオンデマンド型乗合タクシーの導入が当町に最も適していることから計画に記載しているものでございます。

ちなみに近隣市の状況を見ますと、平成11年度から自主運行バスを運行していた焼津市の 大井川地区におきましては、本年度から公共交通の再編に当たり自主運行バスに変えてオン デマンド型乗合タクシーを導入しております。

オンデマンド型乗合タクシーにつきましては、基本的なルートの設定はございますが、利用者の予約に応じて運行いたしますので、予約のない乗り場は経由せず、直接目的地へ向かうことができるとともに定時定路線のコミュニティバスに比べ、利用者の時間短縮や運行に係る経費の削減が期待できるものでございます。 さらにバスよりも車体がコンパクトでありますことから、狭い道路も通行することができ、住宅密集地なども乗降場所を設定することが可能となり、利用者の利便性向上につながるものと考えております。

次に、2点目の吉田インターチェンジは町外へのアクセスの拠点、吉田町役場は町の中心 的拠点と考える。交通拠点としての具体的、現実的構想はあるかについてお答えいたします。

この御質問につきましては、2月8日に開催しました町政連絡会の中において、吉田町地域公共交通計画策定について報告させていただいておりますが、吉田インター入口のバス停の具体的な整備方針としましては、高速バスや空港バス、路線バス、町内を走る新しい交通としてのオンデマンド型乗合タクシーが乗降でき、乗客が待合できる施設を整備する計画でございます。加えて、パークアンドライド駐車場、サイクルアンドライド駐輪場、キスアンドライド自家用車乗降場、トイレ、観光案内施設や店舗などの機能を有する拠点を整備し、ネットワーク性の向上を図ることとしております。

吉田町役場バス停の具体的な整備方針としましては、町の中心拠点として役場前の空間にロータリーと待合場所を整備するとともに、自転車とバス乗り換えの利便性向上のためにサイクルアンドライド駐輪場を拡大する計画でございます。議員おっしゃるように東名吉田インターチェンジ周辺や吉田町役場周辺の整備は、鉄道がない当町にとって公共交通利便性の向上という点において非常に重要な施策であると考えております。

最後に、4点目の町は公共交通の課題を抽出する住民懇談会を開き、自治会やPTA関係

者、高校生60人が出席し、日常の移動の困りごとなどを共有したとあるが、具体的な提案が見えない。しかし、町民からは小型の巡回バスを大幡神社から神戸の辻を通って、牧之原市の境まで走り、役場や医院を回るようにしてほしいとの具体的な意見をいただいている。公共交通を切に必要とする住民の具体的な意見や望みが十分に反映される仕組みをつくるべきだと思うが、どう考えるかについてお答えします。

この御質問につきましても2月8日に開催しました町政連絡会において既に報告をさせていただいておりますが、吉田町地域公共交通計画を策定するに当たり、昨年度住民懇談会として住吉区、川尻区、片岡区、北区住民の皆様に参加していただき、それぞれ3回ずつ開催をしております。この懇談会では、吉田町の公共交通の現状を説明し、教示した上でそこで出された意見や要望を集約しまして、地域公共交通再建に向けた3本柱である路線や停留所の見直し、交通拠点の整備、新しい交通の導入をお示しし、再度意見を伺った上で計画の素案を作成しております。さらにその後、パブリックコメントも実施し、吉田町公共交通協議会に諮り、策定をしております。

このように吉田町地域公共交通計画は広く町民の皆様の意見を踏まえた上で、交通事業者や国・県、警察などの関係機関、さわやかクラブ連合会や女性団体などの様々な分野の皆様と協議を行いながら策定をしたものでございます。

〇議長(大石 巌君) 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

8番、山内 均君。

**〇8番(山内 均君)** 今答弁をいただきまして、その中の2つ目の、まず拠点についてちょっとお伺いをいたします。

特にこの拠点についてに関しては、町から頂いた資料の中に的確に、具体的に触れられているのが吉田町役場のところの拠点の整備です。空いたところにプラットホームといいますか、バスの引き込む場所をつくって、そこにお客さんを集約して、そしてそこからバスに乗って行ってもらおうと。この吉田町の前に関しては非常に分かりやすいんです。実際現実ここに見えますから。それと特に自分が考えているのは、今はその西側に、駐車場の西側にも広い場所がありまして、そういうところをやるというのは非常にいいと思うのですけれども、ただ、北区の吉田インターの場合は、私はここに示されたバス停のバスの運行計画の中で、できれば、吉田町の一番特別な部分、吉田町の特別な部分というのは、東名吉田インターがあって、そこに高速バスがここは日本の中でもかなり重要なところと国は認識していまして、その中でほとんどのバスが止まるんです。特急から全てのバスが。

そうすると、私の言っている拠点はそのバスの停留場のところ、そこは一番の拠点として全てのバスが一度そこに集まっていって、そこからこういろいろ発進をしていると。そういうイメージを持っています。だから、ここに行きますとそれぞれ島田のバスとか、それぞれのバスがそれぞれ独自のルートをつくっていって、使っていって走っていきますよね。そうすると、拠点というものに関してのイメージの違いがあるのですけれども、町のほうにお聞きしたいのは、今の現状は置いておいても、実際一番大事なのは東名高速道路、東名インターの高速バス、あの高速バスに関してはまず、3時間で東京へ行きます。金額的にも3,000円弱なんです。それで、名古屋も1時間か1時間半ぐらい。そうすると、一番の拠点の中心点が、私はそこにあると思っているんです。

そうすると、そこに人を集めていくことによってしずてつジャストラインを大いに盛り上げる形が一つはできると思うし、静鉄の高速バスを使っての利便性が出ると思うのですけれども、この具体的な町の考えているその拠点というのはどういうものを考えていますか。あまりちょっと見えないのですけれども、どんな形だ、どういうものがあるかというのを教えてもらえればありがたいのですけれども。

- 〇議長(大石 巌君) 企画課長、石間智三郎君。
- 〇企画課長(石間智三郎君) 企画課です。

交通拠点ということですけれども、今町長のほうから答弁がありましたとおり、町の玄関口といたしまして高速バス、空港からのバス、路線バス、あと、今考えております新しい交通のそういうものの乗降が全てできまして、そこにパークアンドライド、車で来て車を置いて乗るとか、自転車で来て置くとか、そういうものの設備を整えまして、ネットワーク化を広げながら、そこに観光施設の拠点や店舗等もできればそこに設置して、そういう交通拠点のものをつくっていくということで町のほうは考えております。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- **○8番(山内 均君)** 具体的には現在バス停が東名から出てきて上下にありますよね。あの上下の部分をどこかに統合するというイメージはないのですか。拠点の中でイメージがある、拠点のイメージとして。
- 〇議長(大石 巌君) 企画課長、石間智三郎君。
- 〇企画課長(石間智三郎君) 企画課です。

今は用途としてはそういうことで交通拠点を考えております。それこそ今年度の予算の中で、そこの具体的には東名から出てきたときの交差点であるとか、バスの乗り入れだとか、そういうものを考えた中でどういう、そういう細かい警察との協議であるとか、そういうものを含めた中でどういう形でそこにバス拠点を整備するかということの委託が今年度ありますので、その調査の中で考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) 大体予定は今お聞きしました。

ただ、調査の中で考えていくのではなくて、今吉田町が進めているものに関しては、バス 停の上に屋根をつけるとか、そういうことに関しては今、現実的に進んでいますよね。実際 に。ただ、それをやっていくとあれは単なる通過点になるじゃないですか。単なる通過点。 例えばバス停からインターへ行くには雨降りの中を通っていかなくてはいけない。私が考え ている拠点というのは、あと、おそらく拠点のイメージというのは、例えば静鉄のバスの集 約があるでしょ、ありますよね、セノバの、ちょっと広い静鉄のバスが全部集まるところ。 例えばそれとか、静岡駅の中心に全部集まるところ、要するにあそこに1か所に集まって、そこから行きたい人がそれぞれに目的に向かって行く。これにこだわるのは、そこに書いて ある、計画の策定についてのこういう示されたものがあって、そして、その中で拠点となっていますので、拠点に関しての考え方が、これから町が進んでいくのにどういう形で思って いるかというのが非常に重要なものですから、ちょっとこだわらせていただきたいのですが。それで、今言おうとしていることは、東名バスからここに降りますよね。そのときに、例

えば本当は今、大石さんとかの屋敷、あの辺が非常によかったのですけれども、ああいうところに一つのバスを集約させる。まさに拠点をつくる。そして、そこから発進をしていく。その理由は、今静岡空港へ行くバスが500円で藤枝の駅から空港まで走っていくバスがあります。これ、運行主体が静鉄のジャストラインなんです、主体が。運行会社が。これは、この静鉄のジャストライン、こういうバスをその拠点になるものに引っ張っていって、そこで乗り換える、目的に向かって行く。要するに運行バスというのは現在藤枝から出てきて、はばたき橋を通って、東名の北側に寄りながら、空港へ行くんです。そうすると、その拠点から例えば外、海外へ出ようとする人はその拠点からその空港バスに乗れば行けるわけです。そういう意味での拠点と考えたんです。

その辺の具体的なものはこれから聞きますので、ぜひ、その辺のこれからのものに関しても一つの案として聞いておいていただきたいと。そうすると思うんです。その辺の案に対しての町の見解、見解というか考え方というか、そういうのは、町との違いというのはどの辺にあるのですか。

- 〇議長(大石 巌君) 企画課長、石間智三郎君。
- 〇企画課長(石間智三郎君) 企画課です。

そうすると、今説明させていただきましたが、あくまでも交通拠点、そこからバスが、そこを始発で出るというよりは、そこに島田のバスも東名バス、空港バスもそこを経由して行くということになれば、そこで乗り換えもできますし、空港へも行ける。静岡から来た方がそこで降りて、ほかのところにも行けるという形は取れますので、そういうことでバスの拠点というのを考えております。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) 拠点の考え方は、ぜひ、その辺の将来長い意味での、将来的に向かってその考え方を反映させていただきたい。長年何回も言っていたインターを中心とした発展もそこにもかかってくると思うんです。特に吉田インターの先ほど言いました高速バス、来ますよね。高速バスはその首都圏に行きますよね。そうすると、あそこと東名インターを通って静岡の通勤圏、これはもうドル箱ですよね。そういうところを全部行きますでしょ、そして、今回は空港へ行くバスがあるのですけれども、空港へ行くバスが今年の3月からですかね、蓬莱橋、皆さん御存じですか、蓬莱橋へそのバスが500円で行くというのは。そういう、要するに言いたいことは、そこを通っていく拠点がそこに本当に存在するという意味でくどくお願いしているわけですけれども、その辺も一度考えていただきたいし、皆さん1回乗っていただくと非常に便利だろうと、そういう感覚を持っています。

その辺の感覚で、しっかりとしたその拠点というもののイメージを持っていただきたいと思います。多分町のほうでもその今の上下のところのバスが、地域が拠点になるとは思っていないと思うんですけれども、その辺の、くどいようですけれども、そこの地域、1点のそこへ集まるシステムはどういうふうな形で、システムを考えていかなければいかんと思いますけれども、考えていただきたいと。それはどうなんですか、そういうのというのは現状から向こう、先に向かって一つの計画として持っていただけるということはできますか。

- **〇議長(大石 巌君**) 企画課長、石間智三郎君。
- 〇企画課長(石間智三郎君) 企画課です。

そのバスの乗合に関しましては、そのバス事業者の方とも協議をしなければいけないです し、そういう中でどういうふうな形で入れるのか、何便入れるのかという話はバス事業者と の協議の中でもしていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- **〇8番(山内 均君)** ぜひ、考えてください。それによって今言ったいろんなバスが、ジャストラインをいかに応援するかというやつがそこに出てくると思いますから。

私としては、その今町長からの答弁にありました、この報告書の中にありますけれども、デマンドタクシーではなくてバス、コミュニティバスが例えばです、例えばそういう拠点が私の中では今言った吉田インターと吉田町役場、2つの拠点の、吉田インターはとにかく外へ向かう拠点、外から入って来る拠点、吉田町の中は、中をまとめる拠点。そして、そのところに集めることでコミュニティバスを使って集めることによって、そのジャストラインを、しずてつジャストラインが完全に応援をしている形ができると思うんです。そういう形を私は一つ描いて、この質問の中で、ぜひ、町の考え方を問いたいと思うのですけれども、そういうその吉田町が中の拠点であるということは皆さん、多分異論はないと思うんですけれども、そういう拠点という意味での吉田町の役場の前の拠点というのはどういうイメージで考えていますか。

- 〇議長(大石 巌君) 企画課長、石間智三郎君。
- 〇企画課長(石間智三郎君) 企画課です。

今の御質問というのは、自主運行バスと今回うちのほうで新しい構図というのはオンデマンド型タクシー、乗合タクシーということで考えておるのですが、なぜ、バスにしなかったかという御質問でよろしいですか。先ほど答弁の中でも町長のほうから答弁させていただきましたけれども、その巡行バスよりももっと細かく、地域に根づいたものができるというのと、あとは住民懇談会の中におきましても、要はバスよりも乗合タクシーのほうが便利であるという話が出た中で、総合的に勘案してうちは乗合タクシーのほうを選択させていただいたということでございます。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- **〇8番(山内 均君)** そうすると、拠点としてバスを中心とした拠点というのはここでは考えていないということですね。ここには。吉田町の。
- 〇議長(大石 巌君) 企画課長、石間智三郎君。
- ○企画課長(石間智三郎君) あくまでも既存のバス、路線バスを生かしながら、それをどううまく活用できるかという中に乗合タクシーというものがあって、そこでバスの拠点を整備して、そこにバスが止まったところに乗合タクシーも乗り入れて、先ほど議員がおっしゃるその空白地域とかありますけれども、そういう方を助けるという意味で、あくまでも、基本は既存のバス路線をどう活用していくかというところが基本になってくると思います。
- 〇議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- **〇8番(山内 均君)** 私はその今言われた既存のバスの需要に関して、非常にその、もっと 大きな意味での応援があるのではないかという意味でそういう発想をし、発想の中でやって

いますけれども、要するにバスのルートを変えるとかやったときに、効果としてどれくらいのものを求めているのかというのが非常に疑問なんです。ルートを変えるだけでね。そうすると、先ほどありましたここに資料があるんですけれども、人口が吉田町 2 万9,000人の中で3割の人がバス停の近くには住んでいると。ところが、7割の人、要するに2万9,000人、3万人なので9,000人はそういう利便性のあるところに住んでいるけれども、9,000人以外の2万強です、2万強の人はバスがないところにいるわけだから。そうすると、一つのデマンドタクシーもいいんですけれども、デマンドタクシーをやったときにその必要なときって大体時間、集まりますので、それがどのくらいの規模でやっているのかとちょっと非常に、この資料から見ると最初は1台で常時2台くらいと書いてありますよね。この一番最後に。この我々のもらった資料の後。そのときに、その中で賄えるのか。要するに1日どのくらいの人を今デマンドタクシーでその移動の想定をしているのか。どのくらいの想定をして、移動、そのデマンドタクシーに決めていったんですか。

- 〇議長(大石 巌君) 企画課長、石間智三郎君。
- 〇企画課長(石間智三郎君) 企画課です。

それこそ、その何台実際問題必要なのかとか、どういう運行をするのかというのは、それこそ前のところでも説明させていただきましたけれども、実証実験をやりまして、それでどこにどれだけ必要なものか、台数どのぐらい必要なのかというところは実証実験の中で検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) 最後に聞きますけれども、これからも例えば、これからも変わっていくというか、考え方、変わっていく可能性はあるということですね。例えば、デマンドタクシーをまずはやっていますけれども、それがその状況によってはコミュニティバスを合わすとか、そういう可能性は残っているということですか、いないということですか。
- 〇議長(大石 巌君) 企画課長、石間智三郎君。
- 〇企画課長(石間智三郎君) 企画課です。

それこそ、この公共交通計画をそういう協議会にかけて、皆さんの御意見を聞いて、そういう中で作成したものでございますので、基本はあくまでもこの公共交通計画の中で示させていただいたものを今後進めていくと。ただ、先ほど言ったそのバスの例えば乗り入れをしていくとか細かい話になってきますと、それは町のほうで委託の中でどういう乗り入れができるのか、どのくらいの面積が実際必要なのかというところであるとか、乗合タクシーであれば台数はどのくらい必要なのかということは実証実験の中で今後進めていかなければならない話でありますので、あくまでも基本はこの計画に基づいた中で進めていきたいというふうに考えております。

- 〇議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) 基本的にはそういうことですね。今言った、でも、交通の不便地域とか、要するに中に書きましたけれども、ああいう大きな道路ができると都市計画的には分断されるんです、必ず。分断が起きるんです。それで、その向こう側の吉田町で一番私が懸念するのは、榛南幹線の向こう側はかなりもう、昔からの町、昔からの集落。そうすると、日

本の住宅の経過を見ても、もう、独身、独りの老人とかかなりあそこ、高齢化率が高いはずなんですよね。そういう人たちをどのような形で、中の引き籠もりをなくすとか、そういうところに引っ張っていくとか、そういうシステムをやはり、しっかりと考えなければいかんと。そのときにデマンドタクシーをやっていたときに、決めるのは決めていいんですけれども、私の考えはデマンドタクシーはその乗っても4人ぐらいですよね。タクシーのあれは。何人ぐらいですか、10人乗りぐらいですか。デマンドタクシーのイメージをちょっと教えてくれますか。何人ぐらいが乗ってどんなもんなんですか。私はもう、タクシー会社の4人か5人乗りかと思います。

- 〇議長(大石 巌君) 企画課長、石間智三郎君。
- 〇企画課長(石間智三郎君) 企画課です。

実際その本当に運行する段になるまでに、その実証実験の中で果たして、じゃ、4人乗りがいいのか、最終的には10人乗りぐらいの需要がある中で運行するのかというところは実証実験の中で考えていきたいというふうに考えています。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- **〇8番(山内 均君)** 早い話まだ決まっていないということですね。これからということですね。

分かりました。ぜひ、その辺は今言った空白の地域であるとか、とにかく榛南幹線の南側の人たち、川尻もずっと含めて、あそこが一番困難なところですよね、明らかに。その辺を重点的にやっていただきたいと。

吉田町の場合、昔からの団地、例えば川尻の県営住宅とか、ああいうところというのは実際見たとおりもう、家は減ってきているし、人って、若い人ではなくみんな年寄りの人が多いんですよね。そして、最近見ていくと人口、自然現象の中でも亡くなっていく人がどんどん増えていって、年寄りの方が、増えていって、そして独り住まいの人が、独り住まいというか、独りの老人、子供たちがいてもその子供たちに頼まなければいかん、そういうのを考えるとその独りの老人がうんと増えてきていますので、その辺もぜひ、その実証実験をやる中でやっていただきたいと思うのですけれども、その辺はどうですか。そういう分析というか、人口分析のそういうのって、結構している中でやるんですか。

- **〇議長(大石 巌君**) 企画課長、石間智三郎君。
- 〇企画課長(石間智三郎君) 企画課です。

それこそさきの答弁書にもありましたとおり、より例えば交通弱者の方に優しい乗り物であるとか、じゃ、どういうものがいいかという中でそのデマンドタクシーを今回選択させていただいたという中で、例えば今議員おっしゃるとおり、おっしゃる独り暮らしの方であるとか、例えば引き籠もりであるとか、また、そういうことでありますと、それは公共交通も含め、あと、福祉ですよね。福祉関係のほうとも連携を取りながらそういうものは進めていきたいというふうに考えています。

- 〇議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- **〇8番(山内 均君)** 福祉に関してはまた、いろいろありますので、そういう別に考えていますので、またそれも含め後でいろいろな意見が出てくると思いますので、それはそれで処

理をしていただきたいと思います。

どうやら、公共バスのイメージというのは、吉田町にはちょっと少ないと。これから実証 実験の中でどうなっていくか分からないけれども、今のところはそのデマンドタクシーでカ バーをしていこうという話ですかね。

それと、ただ、ここに今言ったその計画の中の2020年度の吉田町地域公共交通計画の策定に係る調査、研究について、この今持っていますか、ありますか。そして、この一番後ろの我々が頂いた資料の、34ページにあるんですけれども、その中にいろいろ書いてあるんですけれども、それは把握していますか。この中で、非常に確認をしなければいかんのは、いいですか。

- ○議長(大石 巌君) 議員、具体的にどういう項目かを教えてください。
- **〇8番(山内 均君)** やります、やります。これからやります。

この中で、まず、書いてあるのが各地域の地域で検討委託、ごみステーションくらいの距離というのは、まず、ちょっとどのくらいの表現、あれなのか具体的に教えていただきたい。私はこの質問に関しては一番先にやりましたけれども、いろんな人に、町の人たちに聞いていましたよ。いろいろ聞いていて、それを正確に伝えるのが私の役割だと思っていますので、いろいろ具体的に細かいこととか、もう分かっていることも聞くかもしれませんけれども、ちょっと教えていただきたいです。ごみステーションくらいの距離というのは、一つはどういうイメージなんですか。

- **〇議長(大石 巌君**) 企画課長、石間智三郎君。
- 〇企画課長(石間智三郎君) 企画課です。

ごみステーション範囲というのはごみステーションの範囲になると思うのですけれども、 そのぐらい細かいところを網羅できるには、ステーションですよね、止まるところがそのぐ らい網羅できるところから基本的には考えていこうという中でです。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- **〇8番(山内 均君)** 大体、じゃ、町内会ごとにあるごみ置き場、ステーション、ごみ置き場ですね、ああいうイメージを考えていけばいいということですか。
- 〇議長(大石 巌君) 企画課長、石間智三郎君。
- 〇企画課長(石間智三郎君) 企画課です。

そういうイメージで考えた中で、今後その、要は住民懇談会であるとか、そういう中で実際に乗り入れの計画を立てる中では、例えば、じゃ、ここは要らないよとかという話がなるかもしれませんけれども、基本的にはそういう考え方の中から進めていきたいというふうに考えております。

- 〇議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) デマンドタクシーでごみステーションのそういうところに、すぐ来るかとちょっとイメージが湧かないものですから、一つの確認をしたのですけれども、あと、特に私はデマンドタクシーもいいんでしょうけれども、一つは吉田町の場合は何らかの方法があると思いますけれども、例えば吉田公園だとか、にぎわいを集める、創出するとかいっぱいあるじゃないですか、それを一つのルートとしてまとめて、そこの中でその検討をする

とか、病院の位置をやって検討するとか、そういう細かいサンプリングをしながら計画をこれからまとめていこうというイメージで持っていていいんですか。

- 〇議長(大石 巌君) 企画課長、石間智三郎君。
- 〇企画課長(石間智三郎君) 企画課です。

それこそ病院の位置であるとか、じゃ、どういうバス路線がある、今年度のその事業の中でも、要はそういうものも、既設のバス路線です、そういうものを見直すではなくて、もう一度周知をして、じゃ、ここの病院に行くにはこのバスが行きますよというところがまだ知られていない部分もありますので、そういうものも整備していく中で、当然その既設路線で行けないものをカバーできるものがあれば、それはそれでタクシーの中で考えていかなければいけないというふうには考えております。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) 時間の関係もあるから、ちょっと短くいろいろ聞きますけれども、例えば、そのこの今の表ね、そのときにデマンドタクシーで1回に運賃200円ぐらいが妥当であろうと書いてありますけれども、こういうものというのはどういう形でやりますか。例えば、僕、ここから家へ帰るときに大体1,100円かかります。1,100円ね。タクシーで。すると、200円と言うとあと残りは補助をするということじゃないですか。そういうイメージ。
- 〇議長(大石 巌君) 企画課長、石間智三郎君。
- **○企画課長(石間智三郎君)** 今、先ほど言ったそのバスの大きさもそうですけれども、その要はどういう料金にするのか、どういうふうにするのかというのは、今後その実証実験をやる中で、その計画を立てていかなければいけませんので、そういう中で検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- **○8番(山内 均君)** 聞いていると全部実験からしか、これから決まっていかないということですね。これ、何年ぐらい、どのくらいかけてやろうとしていますか。計画に出ていますけれども、具体的には。しっかりとした計画を出すとどのくらいかかりますか。
- 〇議長(大石 巌君) 企画課長、石間智三郎君。
- 〇企画課長(石間智三郎君) 企画課です。

それこそ、この交通計画を報告させていただいたときもちょっとお話しさせていただきましたけれども、令和4年度に計画を立てまして、令和5年度中に実証実験に入っていくと。 そこから3年間の実証実験を経た中で本格的な運行に行くという、今計画でございます。 以上です。

- **〇8番(山内 均君)** 分かりました。これはまたしっかりと報告をしていきます。 あと、今言った金額の面でも非常に、あ、議長、8番。
- 〇議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- **〇8番(山内 均君)** 金額の面でも非常に懸念する部分というのは、ここには平和タクシーと長谷川タクシー、多分イメージをしているのはその辺だと思いますけれども、2つの会社がありますよね。そのときにその金額のギャップによって民営を圧迫するようなことってちょっと心配するんだけれども、その辺は大丈夫ですか。ないと思っていますか。

- 〇議長(大石 巌君) 企画課長、石間智三郎君。
- 〇企画課長(石間智三郎君) 企画課です。

当然その実証実験をやる段階で、そのタクシー業者の方とも協議をしていかなければいけませんし、そういう中でどういう運行の仕方をしていくのかというのは、当然そのタクシー事業者の方とも協議をしていく形になると思います。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) 全て実証実験からしか答えが出てこないんですけれども、その中の実証実験をやるという予備知識として私が知りたいのは、今言ったそのこれから一番必要になってくるのが免許証の返納者、出てきますよね。今全然免許証も取れなくなってきますよ、我々も。75歳を超すと取りにくくなってくる。すると、その人たちとか、そのそれぞれ使う用途によって、その一番困るのはこういう人たちですよね。そういう優先順位というのはもとをとらせていますか。そういうイメージというのはまだないですか、全然湧いていませんか。免許証を返納したりしていない、この一番困っている人のそのデマンドタクシーなりを使う優先順位。
- 〇議長(大石 巌君) 企画課長、石間智三郎君。
- 〇企画課長(石間智三郎君) 企画課です。

優先順位でこの人が最優先でというわけではないですけれども、あくまでもその乗合タクシーというのは、既存路線のバスがあって、それをどう補完していく中ではその交通弱者の方、今言われた交通弱者の方をいかに救っていくかと。公共交通の中で救っていくかということがテーマになっておりますので、当然そういうことは考えていくというふうに、そういう交通弱者の方のほうは考えていかなければいけないというふうには考えております。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) 私がそれを懸念をするとするのは、デマンドタクシーの場合は予約制ですよね、予約をしますよね。予約をしていくときに、あらかじめ例えば通勤に使おうとする人が予約をしても、これ、できちゃうわけです。実際に。可能でしょう。そうすると、例えば、細かい話をすると吉田インターから静岡まで630円なんです。630円。それで、インターを通ってこの吉田町役場の前は180円ぐらい高いんです。逆に言うと、その使おうと思うと、悪さをしようと思うと、あらかじめやっておいて毎日使う可能性も出てきちゃうわけです。こんなことないでしょうけれども、そういう可能性があったときにこういうものの非常に不都合の部分を想定をしながらやって行かなきゃいかんということですよね。これだけではなくて。だから、そういうものをちゃんと含めてやっていただきたいと思うんです。その辺もちょっと、頭の中に入れておいていただきたいと思います。

あともう一つ、議長、8番。

聞きたいのは、実はこの中央公民館で皆さんも知っているとおり、非常に多くの会合であるとか委員会であるとかやっていますよね。たまたま、僕が今グラウンドゴルフの理事をやっています。今まで、先月までは、先々月までは夜7時にやりました。でも、もう車に乗れないよという人が出てきて、もう、何曜日だったかな、1時半からになりました。もう、車を運転できないと、夜は。

それで、コミュニティカレッジ、今教育委員会の関係するコミュニティカレッジというのも入っているのですけれども、そのときには、ある人は一生懸命やってくれて地元ではいいんですけれども、ここで会合をやるものですから、もう、手段がないんです。自転車しか。結局辞めっちゃった、抜けさせてほしいと。そういう人が出てくるものですから、それはデマンドタクシーでもし、使うとしたら、7時に集まる人が15人集まりますので、瞬間的にみんなやったときに、物すごい不都合が出てくると、そういう不都合も含めて、今、皆さんどういうふうな形で考えていくかというのをちょっと、実証実験をやる中で意見として出してほしいんです。その辺の確認というのをぜひ、どういう形で受けましたか確認をお願いしたいのですけれども。どこでどういうふうな形でそれが表に出していくことができるか。

- **〇議長(大石 巌君)** 企画課長、石間智三郎君。
- 〇企画課長(石間智三郎君) 企画課です。

当然まずその、どういう需要があるのかというのは検証実験の中で判断していかなければならないことでございますので、その中でどういう需要があって、どういう乗り方があるのかというのは、当然実証実験の中では検証していくということになると思います。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) 今、今までいろいろ言わせてもらったのですけれども、実際にやっていって、バスのデマンドタクシーをやるというふうに、タクシーとのそういう競合の中でこれからやっていくんでしょうけれども、その中で、競合の中でしっかりとしたものをつくっていきたいと、つくっていただきたいと思うんです。

そして、今、中に書きましたけれども、この冊子の中で静岡新聞に掲載されたのがありますよね。特集あったでしょ。中に書いてありますけれども、まず、懇談会をやっている自治会の方、自治会はまだみんな車で行きますよね。それとPTAの関係者、おそらく40代くらいでしょ。40代から50代くらい。この人たちの絶対に車で行きますよね。車、必要ないじゃないですか。それと、高校生。高校生、2年後はいませんよ。2年後にはもう、いないでしょうね。高校卒業して大学なり就職しますからね。要するに言いたいことは、この意見を聞いていただくと、こういうのはいい、既成事実をつくるのは全然構わない、構わないけれども、さっき言ったその具体的な案が、その期待をしている人がいっぱいいるわけです。それに対して町のほうでの見解をちょっと聞きたいと。

前にもちょっと紹介しましたけれども。前回のときにいろんな、これ、居場所づくりの、要するにコミュニティの敬老会の人たちとかいろんな人に聞いたときに、ここにありますけれども、具体的にもう、年とともに働くことができないと、買い出しや病院に行くのが大変になってきたと。それと、子供に、行こうとすると子供に行くなと言われると。外に出るなと。現実ですよ、これ。それとか、もう歩いて行くのが大変だったから、これからもう、どうしようと。やれないのではないかという意見。そういう意見がここでは、何とかサロンだったかな、おしゃべりサロン。みんなの広場、おしゃべりサロンカフェ。ここでは1回いろんな人に聞いたときにはこういう意見がいっぱい出てくるわけです。

ぜひ、その辺も、何がいいかはしっかりと認識をしてやっていただきたいと。その辺は。 あと、それと同時に、私もう70過ぎます。ここの人たちもあと30年したらみんなバスに乗り ますよね。絶対もう、必要な時期が来ますよね。本当に私ごととしてやっていただきたいと。 そういうイメージを持っています。そういうイメージでやっていきたいと思いますので、ぜひ、考えていただきたい。

あと、これでもう時間最後になりますけれども、私の本当のこの中での考え方としては、 今デマンドタクシーもいいんですけれども、ここに先ほど言った東名のあそこの空港へ行く バスの主体がジャストラインですよね。我々が調査した、あそこは西尾市だったかな、そこ の調査をしたときには、もう、その西尾市は完全にそこにいる人たちが決める、行政は口を 出さない。その人たちが決めていく、ルートも決める、金額も決める。その代わり、一つは その町にいる会社の人とか、募金を募る。そして、そのやつを運行費に充てる。理由、その ときに聞いた理由は、我々がこのバスを育てる。住民の人たちがね。そういう意識を非常に 持った改革をしたんです。

そういう意味での、これから実証実験をやるということですので、ぜひ、意見を聞く人、 回数を、意見の聴取をする人、ぜひ、幅広いところからやっていってもらいたいと。そうし ないと我々が今考えているものが、あと15年たったときに今の状況が通じないですよね、多 分。そういう意味での、これから町が進めていくその方法としては、ぜひ、その辺どんなも のがあるか、どういう話で考えていくか、我々がそこに行くようになるんだと、それをもう、 準備をして考えていきたいと思うんですけれども、例えばその辺の町のこれからやろうとす ることというのはありますか。ぜひ、その年寄りの人、いろんな人を交えてほしいというこ とです。その辺はどうですか。もうちょっと限定をして、その辺をぜひ、お願いをしたいの ですけれども、それはどうですか。これからそういう形での約束というか、そういう指針と いうか、それは出していただくことはできますか。

- 〇議長(大石 巌君) 企画課長、石間智三郎君。
- 〇企画課長(石間智三郎君) 企画課です。

それこそこの交通計画を含めて策定するときも住民の方の意見も聞いて、アンケートを調査して、そういう中で皆さんの意見を聞きながら、先ほど答弁のほうでもありましたとおり 策定させていただいたという経緯がございます。

今言っていらっしゃるそのルートであるとか、どういうふうにするかというところも町が独断で決めて、じゃ、これで行きますよというわけではありませんので、当然住民の方の声も反映させた中でそういうルートであるとか、停留所であるとか、そういうものも決めていかなければいけないと思っておりますので、そういう住民の声を聞きながら、新しい交通計画のほうは策定していきたいというふうに考えております。

- O議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) そこのところ本当にお願いをしたいのは、今回の調査の中でもいろんな人が来ますよね。自治会やさっき言ったやつね、あの人たちは車が要らない人たちなんです。車をあまり使わない、車じゃない、車でしか行かなくて、バスを直接もう、今は使わない人たち。今はね。自治会の人でバスに乗ってくる人、一人もいないでしょ。そういう意味で、もっと現実的に苦しんでいる人たちが、期待を本当にしている人たちがたくさんいますので、ぜひ、その辺もいいもの、デマンドタクシーも巡回バスも含めて、ぜひ、その実証実験の中で、実証実験と名古屋大学の先生に関してもおそらく実証済み、認識済みであると思いますけれども、ぜひ、その辺はできるだけたくさんの人たちの意見、それと、そこに直面

している人たちの意見、それはぜひ、出します。その人たちが一番重要な足になるし、その 人たちを救うのはそれしかないですから。

ぜひ、その辺のお願いをして、その辺の私の思いですけれども、それに対して何かやりま しょうという話はありますか。

- **〇議長(大石 巌君**) 企画課長、石間智三郎君。
- 〇企画課長(石間智三郎君) 企画課です。

そういう交通弱者の方、高齢者の方であるとか、今回のその住民懇談会の中にも民生委員 さんに入っていただいて、地域のそういう実情というのは反映されておりますので、そうい う方の意見も聞きながら今後も進めていきたいというふうに考えております。 以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- **〇8番(山内 均君)** 果たして民生委員の人でもそうですけれども、そうではなくて、本当に言いたいのは、本当に困っている人たちを探し出してやってくださいということなんです。 ぜひ、皆さん、町の人たち本当に期待していますからね。それに対していい回答ができるように、いいシステムができるように、ぜひ、お願いをして質問を終わらせていただきます。
- **○議長(大石 巌君)** 以上で、8番、山内 均君の一般質問が終わりました。 ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時からとします。よろしくお願いします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 零時54分

○議長(大石 巌君) 皆さん、お集まりのようですので、ここで休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

ただいまの出席議員数は13名であります。

\_\_\_\_\_\_

- ◇ 八 木 栄 君
- 〇議長(大石 巌君) 10番、八木 栄君。

[10番 八木 栄君登壇]

**〇10番(八木 栄君)** 10番、八木 栄です。

私は、令和4年6月の吉田町議会定例会一般質問において、さきに通告してありますよう に、津波防災町づくり(住吉海岸防潮堤)についてと、都市計画道路(東名川尻幹線)につ いて質問をします。

最初に、住吉海岸防潮堤について質問します。

本年5月14日、川尻工区の駿河海岸防潮堤完成式が、大井川川尻地区河川防災ステーション完成式と併せて行われました。安倍元総理、川勝県知事など大勢の来賓や関係者が参加し、

盛大に行われました。

新聞記事によると、「今後、吉田漁港以西の住吉地区でも防潮堤整備が進められる」と掲載されていました。

令和4年第1回吉田町議会定例会での町長の施政方針の中でも「住吉海岸における1000年に一度の大津波をブロックする高さ11.8メートルの防潮堤整備につきましては、現在、国と協議中である」と述べています。これまでの津波防災まちづくりに対する事業の実績を見ると、大いに期待をするものです。

今回、住吉海岸防潮堤の質問をするには、私も海岸近くに住んでおり、1000年に一度の大津波に対し、一日でも早く安全・安心を手にすることは当然のことであり、住吉海岸沿いに暮らす人たちが、近い将来においての住宅の建て替えや事業者の設備投資など、防潮堤の計画がある程度分からないと手の出しようがないなどの声を聞いているからです。

このようなことから、以下、質問します。

- 1、令和元年6月定例会において同僚議員が行った一般質問の答弁で、「国・県・市町で構成する駿河海岸保全検討会において、住吉地区の防潮堤は川尻地区と同様の防潮堤を考えているが、住吉地区にはたくさんの家屋が存立していることから、国・県と連携し、最良の方法を検討している。今は事業計画を示す段階ではない」と答えています。3年が経過しましたが、事業計画についての現在の状況はどうでしょうか。
- 2、現在、住吉地区の防潮堤は、天端の補強工事が行われ、大道前から西に向かい、山八前まで完了しています。11.8メートルの防潮堤工事を行うには、事前に天端の補強工事が必要と考えます。大道前から東側、漁港までの既存防潮堤の天端補強工事は、現在、仮囲いが設置され、工事が進められています。天端の補強が終わらなければ次の工事には進めないことから、残りの天端補強工事の事業計画についてはどのようになっているのかお伺いします。
- 3、国・県・町で構成する住吉地区の事業調整会議は立ち上げられたのでしょうか。また、 静岡モデル推進検討会は、過去5年間でどれだけ開催されたのでしょうか。

次に、都市計画道路(東名川尻幹線)について質問します。

町内の都市計画道路は、津波防災町づくりなどにより飛躍的に整備が進みました。東名川 尻幹線においては、国道150号から海岸までの区間は町道となっており、一部未着手の区間 があります。津波避難路として使われることや渋滞の原因でもあることから、以下、質問し ます。

- 1、令和4年第1回定例会において、同僚議員からの一般質問の答弁で、県営住宅付近の 交差点の混雑を緩和するに当たり、「南進の中央分離帯を改修し、右折レーンを設けること も考えられる」との答弁がありました。実現に向けての計画はなされるのでしょうか。
- 2、未着手区間が県営住宅から南へ約200メートルあります。実施計画書にはこの区間の整備について載っていません。早急にこの区間の整備が必要と思いますが、工事計画はどのようになっているのでしょうか。
- 3、3月定例会にて同僚議員からの質問があり、答弁を聞きましたが、納得がいきません。吉田インターから榛南幹線まで片側 2 車線道路として計画されましたが、現状、国道150号から町道川尻住吉線までの区間で片側 1 車線で使われているところがあります。必要を見込んで 4 車線道路を造ったのだから、4 車線使ったほうが有効と考えます。

吉田町の管理下にあるのだから、4車線として使用してもよいと思いますが、いかがなも

のでしょうか。

以上が私の質問です。明確な御答弁をお願いします。

○議長(大石 巌君) それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長(田村典彦君) 津波防災町づくり(住吉海岸防潮堤)についての御質問のうち、1点目の令和元年6月定例会において同僚議員が行った一般質問での答弁で、「国・県・市町で構成する駿河海岸保全検討委員会において住吉地区の防潮堤は川尻地区と同様の防潮堤を考えているが、住吉地区にはたくさんの家屋が存立していることから、国・県と連携し、最良の方法を検討している。今は事業計画を示す段階ではない」との答弁があった。3年が経過したが、事業計画について現在の状況はどうかについてお答えいたします。

当町における防潮堤の整備は駿河海岸整備検討会において形態が決まり、駿河海岸保全検討委員会において構造的に検証をされたものでございます。

住吉地区における防潮堤の事業計画につきましては、国などの関係機関との協議も進んでおり、現在は国と着工に向けて具体的な整備手法について話を詰めているところでございます。

また、過日開催いたしました駿河海岸防潮堤完成式及び大井川川尻地区河川防災ステーション完成式における式辞の中で申し上げましたように、防潮堤は町民の財産と企業の生産活動を守る、言い換えれば、町を守るための要となる施設でございますので、できるだけ早い段階で住吉地区の防潮堤の事業計画を町民の皆様にお示しすることができますよう、国など関係機関との協議をスピードアップしてまいります。

次に、2点目の、現在、住吉地区の防潮堤は天端の補強工事が行われ、大道前から西に向かい、山八前まで完了している。11.8メートルの防潮堤工事を行うには、事前に天端の補強工事が必要と考えるが、大道前から東側、漁港までの既存防潮堤の天端補強工事は今月末から着工すると聞いている。天端の補強が終わらなければ次の工事には進めない。残りの天端補強工事の事業計画については、どのようになっているのかについてお答えいたします。

国土交通省が実施する住吉地区の堤防補強工事につきましては、昨年度から始まり、大道 公園より西側の全長590メートルの区間が完成をしている状況でございます。

本年度着工する工事につきましては、昨年度の工事箇所の東側約320メートルの区間と、 西側約180メートルの区間において着手すると伺っております。

なお、今後の住吉地区の堤防補強工事の事業計画につきましては、国の事業でございます ので、私からの説明は差し控えさせていただきます。

次に、3点目の国・県・町で構成する住吉地区の事業調整会議は立ち上がったか、また、 静岡モデル推進検討会は過去5年間でどれだけ開催されたかのうち、住吉地区の事業調整会 議は立ち上がったかについてお答えいたします。

川尻工区における事業調整会議につきましては、海岸堤防及び背後盛土の早期完成、円滑な事業進捗を図るために、国・県・町の3者で情報共有、調整や確認を行う場として設置されたものでございます。

よって、住吉地区の事業調整会議につきましても、事業の詳細が決定した段階で、その立ち上げも含め判断されるものとなっております。

次に、静岡モデル推進検討会は過去5年間でどれだけ開催されたかについてお答えいたします。

静岡モデル推進検討会は、津波防災地域づくりにおける将来像や静岡モデルの整備について、地域の実情に応じた推進方策の検討等を目的とし、国・県・関係市町で構成をされております。

この検討会につきましては、平成25年度からこれまで9回開催されておりますが、議員御質問の過去5年間を平成29年度以降と捉えますと、令和元年12月と昨年5月の2回開催をされております。

続きまして、2つ目の御質問の都市計画道路(東名川尻幹線)についてのうち、1点目の、 令和4年第1回定例会において同僚議員からの一般質問の答弁で、県営住宅付近の交差点の 混雑を緩和するに当たり、南進の中央分離帯を改修し、右折レーンを設けることも考えられ るとの答弁があった。実現に向けての計画はなされるのかについてお答えいたします。

さきの第1回定例会の一般質問におきまして、県営吉田団地交差点における右折レーンの設置や時差式の信号機の設置などにつきましては、現状の交差点の形状では設置することが難しく、町といたしましては、交通量などの状況を見極めながら交差点の改良につきまして検討がされますと答弁をいたしました。

その上で、現状、極度な渋滞が発生した状況は見受けられませんが、片側2車線での供用を開始するまでの交通安全対策として、実現性は定かではないものの、中央分離帯を撤去して右折レーンを設置することを交差点改良の一例として挙げさせていただいたところでございます。

このような交差点改良の計画に際しましては、幾つかの課題を整理した上で、実現性の可否を判断する必要がございますので、引き続き交通状況を注視しつつ、交差点改良の検討を進めてまいります。

次に、2点目の未着手区間が県営住宅から南へ約200メートルある。実施計画書にはこの 区間の整備について載っていない。早急にこの区間の整備が必要と思うが、工事計画はどの ようになっているかについてお答えいたします。

議員御質問の町道川尻住吉線との交差点から南へ約240メートルの区間の道路につきましては、昭和56年から昭和57年にかけまして、吉田団地の建設に伴い、静岡県住宅供給公社が幅員16メートルの道路として整備したものでございます。

その後、昭和59年に東名川尻幹線のうち、この区間を含む富士見幹線から榛南幹線までの 区間が幅員16メートルの道路として都市計画を決定されましたが、平成4年には幅員22メートルの道路に都市計画変更されております。

この静岡県住宅供給公社は、整備した箇所を除く区間におきましては、平成4年の都市計画決定の変更後に着手したため、幅員22メートルで整備したものでございます。

以上のことから、町では、幅員16メートルの区間につきまして早々に整備が完了している ものと捉えております。

また、さきの第1回議会定例会の一般質問でもお答えしましたとおり、国道150号から榛 南幹線の間につきましては、今後、県に移管される予定でございますが、移管の時期など詳 細につきましては県と調整をしていくこととなります。したがいまして、現在のところ、こ の約240メートルの区間における町の具体的な整備計画はございません。 最後に、3点目の3月定例会にて同僚議員からの質問があり、答弁も聞いたが納得がいかない。吉田インターから榛南幹線まで片側2車線道路として計画されたが、現状、国道150号から町道川尻住吉線までの区間で片側1車線で使われているところがある。必要を見込んで4車線道路を造ったのだから4車線使ったほうが有効と考える。吉田町管理下であるのだから、4車線で使用してもよいと思うが、いかがかについてお答えいたします。

町が管理する町道東名川尻幹線につきましては、国道150号から町道川尻住吉線までの全 区間において幅員22メートルでの整備が完了しております。

しかしながら、供用に関しましては、警察との協議により暫定2車線での供用としている区間がございます。この2車線区間を4車線での供用とするためには、さきの第1回議会定例会の一般質問でもお答えしましたとおり、県営吉田団地交差点から南側の約240メートルの区間における道路の拡幅と中瀬下片岡線と東名川尻幹線との交差点の出入りについての2つの課題を解消する必要がございます。

町といたしましても、この課題を解決するため、関係機関と協議を重ねながら4車線供用の実現に向けて取り組んでまいります。

〇議長(大石 巌君) 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

10番、八木 栄君。

**〇10番(八木 栄君)** 10番、八木です。

最初に防潮堤のことで再質問いたします。

町長は、この防潮堤、1丁目1番地というというようなことで、今月の「広報よしだ」、 これにも住吉地区を急ピッチで整備するよということで掲載されているわけです。

それで、自分は、とにかく、今回なぜこのことを質問したかということについては、やっぱり周りの方がすごく気にしているというんですか、やっぱりそういうことがあったものですから、少しでも皆さんに情報が早く伝われば対応することができる、こういうことで、町長に、何回聞かれても答えることはないよとよく言われていたもので、自分もそういうふうに聞かれると、まだなかなか決まっていなくて答えられることないよと、自分も正直聞いたことしか答えられないものですから、そういうふうに答えていたんですけれども、やはり皆さんがそうして気にしているもので、少しの情報でも計画的なもの、こういうものが少しでも分かれば皆さんにお知らせしてやりたいなと、そういう気持ちで今回質問をしたんですけれども、いろんな関係のところで会議が行われて、いろいろ決まっていくということは分かるんですけれども、町長個人として、やはり以前も私の一般質問にも町長が、私しかできないということを盛んに言っていたもので、この間の式典のときなんかでも、安倍総理の言葉や川勝知事の言葉聞くとなるほどなというふうには思ったわけですけれども、そういう中で、改めて町長個人として、この住吉の防潮堤工事の計画ということについて何らかの自分の考えというものがあったらちょっとお話を聞きたいですけれども。

- 〇議長(大石 巌君) 町長、田村典彦君。
- **〇町長(田村典彦君)** 今、答弁しましたとおり、着工についての詰めの協議をしているということでございますので、その辺をさせていただければありがたく思います。
- ○議長(大石 巌君) 八木議員、手を挙げて言ってください。 10番、八木 栄君。

- **〇10番(八木 栄君)** ちょっとマスクしていてよく聞き取れなかったですけれども、とにかく、決まっていることないから答えられないということですか。自分の頭の中の考えというのをちょっと伺ったわけですけれども。
- 〇議長(大石 巌君) 町長、田村典彦君。
- **〇町長(田村典彦君)** 着工は決まっておりますので、着工についてのいわば細部調整をしていると、そういうことです。
- 〇10番(八木 栄君) 着工が決まっている。
- 〇議長(大石 巌君) 手を。
  - 町長、田村典彦君。
- **〇町長(田村典彦君)** 着工はもう基本的に整備検討会で決まっていますから。
- 〇議長(大石 巌君) 10番、八木 栄君。
- **〇10番(八木 栄君)** やることは決まっているけれども、具体的なことは決まっていない ということで、そうじゃないんですか。
- 〇議長(大石 巌君) 町長、田村典彦君。
- **〇町長(田村典彦君)** 着工についての具体的な詰めの協議をやっていると言っているじゃないですか。
- 〇議長(大石 巌君) 10番、八木 栄君。
- **〇10番(八木 栄君)** 着工が決まっているということで、じゃ、いつからということも決まっているかどうかということになっちゃうんですけれども、それはまだ分からないでしょう。今聞いて、やることは決まっていても詳しいことは決まっていないと、そういうことでよろしいんですか。
- 〇議長(大石 巌君) 町長、田村典彦君。
- **〇町長(田村典彦君)** だから、何度も申し上げているじゃないですか。着工についての具体的な詰めの作業が進んでいると、そういうことです。
- 〇議長(大石 巌君) 10番、八木 栄君。
- 〇10番(八木 栄君) 分かりました。

じゃ、具体的に計画が確定して、やれるようになったらということで、皆さんに説明をしていただくようなことになると思いますけれども、そういうことになったらどのような形で住民の方に説明するか、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

- 〇議長(大石 巌君) 副町長、平井光夫君。
- **○副町長(平井光夫君)** これまでの川尻の防潮堤の工事のときも住民の方々にはそういった ところをきちんと説明してまいりましたので、具体的なことを申し上げられる段階になれば、 それは住民の方にいろんな形で、議会でも報告したいと思いますし、いろんな形で情報提供 はしていきたいと、このように考えております。
- 〇議長(大石 巌君) 10番、八木 栄君。
- **〇10番(八木 栄君)** それに向けてのことは進んでいるが、具体的なことはなかなか示されないということで理解しますけれども、そういうふうに説明できる時期が来ましたら、きちんとした形で、一日でも早く住民に計画の説明ができるようお願いしたいなというふうに思うんですけれども、これは要望になりますけれども、それ以上この件に関していろいろ聞いても、なかなかあれだと思うものですから、次は東名川尻幹線のほうでちょっと再質問さ

せていただきたいと思います。

1つ目の質問の答弁で、交差点が右折レーンを、前回の一般質問のときの答弁にあったんですけれども、自分が実際にあそこを通ってみたりすると、何となく、そういうスペース的なもので右折レーンが何とか造れるんじゃないかなというふうにも、自分なりにそう思ったものですから、今回またこうやって質問したんですけれども、一応、町道としての管理をしているものですから、町の考えとして、設計のし直し、見直しというか、そういうものをして、何とかあそこの渋滞の緩和ということを考えますと、必要じゃないかと思いますが、その辺はどうなんですか。できるかできないかということをちょっとお伺いしますけれども。

- 〇議長(大石 巌君) 建設課長、田邊 誠君。
- ○建設課長(田邊 誠君) 建設課でございます。

今、質問ございました吉田団地交差点の改良の件につきましては、昨年の末ぐらいから現場のところ何回か確認もさせていただいておりまして、特に渋滞が発生しやすいであろう朝夕、ちょっと張り付いて、現場のほう確認させていただいているんですが、ちょっと私どもが現場確認した限り、極端な渋滞というのはちょっと発生している状況は見受けられませんでした。

ただ、現実、道路を利用される方からそういった声が上がっているというのは承知しておりますし、また、1車線側しかない中で、信号で南進する車が右折待ちになると、その後ろに続く直進しようとする車がその左脇を抜けようとしていくのがスペース的にかなり危ないという状況がございますので、町としましては、やはり渋滞解消というよりは交通安全対策として、ここの交差点の改良を進めていく必要はあるんじゃないかということで、今後も検討を進めていきたいと考えています。

そういう中で、町長答弁でも申し上げたとおり、幾つか課題があるものですから、そういった課題を一つずつ解消しながら、ちょっと検討のほうを進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

- 〇議長(大石 巌君) 10番、八木 栄君。
- ○10番(八木 栄君) 検討していくということはなかなか時間がかかるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、例えば、朝夕、通勤とか帰宅のときに混むような形が多いと思うんですよ。はっきりしたことは、自分はあそこで一日見ていたわけじゃないものですから分からないですけれども、そういった中で、よく時間帯で右折禁止というのが、かなり道路標識があちらこちらで見られるものですから、そういった形の時間的による右折禁止というような、そういう方法もあると思うんですけれども、その辺の考え方はいかがですか。
- 〇議長(大石 巌君) 建設課長、田邊 誠君。
- ○建設課長(田邊 誠君) 建設課でございます。

この課題の解消ということで、今、右折禁止時間帯を設けるとの案をいただいたところですが、この件につきましては、警察と協議を何回かやっているんですが、ちょっと今の交差点の形状では、前回の一般質問でもお答えさせていただいたとおり、ちょっと道路規制とかそういったのはちょっと難しいというところでございまして、今、町として考えているのは、やはり先日、一例で挙げさせていただきました右折レーンを設置して、厳密に言いますと、右折レーンというと3メートルをきっちり区画線で仕切ったレーンになりますので、そこま

での幅員はちょっと確保できないと思いますので、道を走っていると各所で見受けられると 思うんですけれども、右折車線相当分、これ大体1.5メートル以上の幅員を言うんですが、 要は普通の車線よりちょっと膨らみを持たせて、右の右折の表示を出して、右折レーン相当 の幅員を確保する、そういったものができないなということで、検討のほうは今進めようと 思っています。

ただ、一度、物理的にそれがあのスペースにはまるかどうかというのを今後検討して、その概略設計、そういうのを持って、今度、公安委員会に意見聴取をしたりして、あと、地元調整などをして、実現に向けたところを一歩ずつ進めていきたいというところでございます。 以上でございます。

- 〇議長(大石 巌君) 10番、八木 栄君。
- ○10番(八木 栄君) 本来ならあの交差点も、その交差点から榛南幹線までの間の中の240メートル、そこが片側2車線の道路に出来上がれば問題ないということが十分分かるんですけれども、先ほどの答弁だと、何かここをやったのが静岡県住宅供給公社がその道路を整備したということで、いろいろ過去のこういう一般質問の答弁なんかを見ると、結局、未整備とか未着手じゃなくても、整備された形でああいう片側1車線の道路に仕上がったよというふうになっているみたいですけれども、一応、この道路が、先ほどの静岡県住宅供給公社が幅員16メートルで整備したということですが、それと、この管理は一応吉田町がしていると思うんですが、造ってもらって吉田町に移管されたというか、そういうことなんでしょうか。
- 〇議長(大石 巌君) 建設課長、田邊 誠君。
- ○建設課長(田邊 誠君) 建設課でございます。

その区間の道路につきましては、当時、静岡県住宅供給公社が道路のほう整備をしていただきまして、その後、吉田町に無償給付というんですか、帰属されて、今、吉田町が管理する道路となっております。

以上でございます。

- 〇議長(大石 巌君) 10番、八木 栄君。
- ○10番(八木 栄君) そうすると、過去においては住宅供給公社が幅員16メートル造ったんですけれども、今は吉田町の管理だもんで、それをインターからずっと4車線できているものですから、今、150号線から南のほうが町の管理ということでやっているもんで、榛南幹線までの間、残り240メートルというのは、町で新たに4車線、片側2車線としての道路整備ということができないわけないと思いますが、その辺はいかがですか。
- 〇議長(大石 巌君) 建設課長、田邊 誠君。
- ○建設課長(田邊 誠君) 建設課でございます。

町長答弁ございましたとおり、その区間につきましては、今後、静岡県に移管される区間となっておりまして、当町としましては、移管後に県のほうでそこの拡幅工事を実施していただきたいと考えているところでございまして、現状、町のほうでそこを道路拡幅するという計画はございません。

以上でございます。

- 〇議長(大石 巌君) 10番、八木 栄君。
- **〇10番(八木 栄君)** 10番、八木です。

ここの道路、結局、町長の掲げるシーガーデンシティ構想、これにも大変関わりがあって、 重要なところだと思うんですよ。

それで、そのシーガーデンシティ構想、ちゃんと成功するに当たっても、16メートル道路 を22メートルに広げる必要があるんじゃないかなと自分は思うんですけれども、その辺につ いてはどうお考えですか。

- 〇議長(大石 巌君) 建設課長、田邊 誠君。
- ○建設課長(田邊 誠君) 建設課でございます。

今、議員がおっしゃられましたとおり、この東名川尻幹線は、吉田町の玄関口であります吉田インターチェンジと、また、住吉地区並びに川尻地区の沿岸部、いわゆるシーガーデンを結ぶシーガーデンシティ構想を実現するために必要不可欠な路線ではございますが、その中で、川尻地区では防潮堤や河川防災ステーションも完成し、今後は県営吉田公園南側の敷地の活用を検討していくという状況である中で、このシーガーデン整備が進むにつれて、この東名川尻幹線の重要性もますます高まっているということはあるんですが、現状、交通量とか考えますと、吉田団地交差点南側の区間につきましては、当面、片側1車線の2車線供用でいいんじゃないかなというように町では考えております。

以上でございます。

- 〇議長(大石 巌君) 10番、八木 栄君。
- ○10番(八木 栄君) 平成28年の同僚議員の一般質問においても、ここの東名川尻幹線のことで、答弁が避難路として整備している。災害など非常時は緊急輸送道路として指定し、被災後は2車線を確保し、緊急車両が通りやすい道路にしていくということになっていて、これ全体の長さのものですけれども、その中のここが詰まった感じになっていると、狭くなっているということで、そういうこと考えると、そういう緊急車両が通るに、この回答は、片側2車線の場合は1車線をそういう緊急車両に使うようになっているんですけれども、あそこの部分だけそれができないわけですね。

そう思うと、やはりできるだけ早く、急いでそこも整備が必要だというふうに思うんですけれども、先ほどの答弁だと、県へあそこの道路が移って、それか県のほうでやってもらうと、それは大変、町のお金が出ていかなくて実際いいことだなというふうに自分は思うんですけれども、それにしても、できるだけ急いで、そこができて、やっぱり東名まで片側2車線がずっとつながっちゃって、なおかつ、4車線になれば一番使い勝手がいいんじゃないかなと思うので、そういうふうに自分は考えるんですけれども、今現在、片側2車線を、一部片側2車線でほとんど片側1車線で、150号線から南側が供用しているわけですよね。

それで、そうすると、今言った緊急のときに、その道路を使うにも1車線では、2車線を原則として1車線が緊急車両用の道路として使うようになっているということで、そうすると、使いにくいというんですか、皆さんが車で動いているときにそういうことがあると、ちょっと危険性もあるかなというふうに思うんですけれども、危機管理監、その辺もっと、消防のほうにいたものですから分かると思いますけれども、緊急車両が通るにはやっぱり安全というのか考えないかんです。

そうすると、あそこの片側2車線も、今、1車線でやっているところが多いわけですけれども、その辺のことで、緊急車両が通るに当たってはどうですか。ちょっと走りにくいというような感覚はありませんか。

- 〇議長(大石 巌君) 危機管理監、岸端孝典君。
- ○危機管理監(岸端孝典君) 緊急車両が通る道路としては、2車線とかということがあれば、 当然、1車線よりは運用はしやすいとは思いますけれども、現状においても、必ずしもどこ の道路も2車線ということはないし、1車線道路、また、狭隘な道路もある中で緊急車両の 運行というのはしていますので、そういったことに関しては、現在、静岡市消防局において も、訓練等を通して安全を図った上で運行をしているという状況ですので、その状況に合わ せて安全対策を取りながら緊急車両の運行はされるものだと考えております。
- 〇議長(大石 巌君) 10番、八木 栄君。
- **〇10番(八木 栄君)** では、特別片側2車線じゃなくても、別段、注意を払って安全確認していけば、町の考えは、災害など非常時の緊急輸送路として指定すると書いてあるんですけれども、問題ないということでよろしいですか。
- 〇議長(大石 巌君) 危機管理監、岸端孝典君。
- ○危機管理監(岸端孝典君) あくまでも、今の消防事務につきましては静岡市に委託していることですので、運行に際しては静岡市消防局が責任を持ってやっていただけることだと考えておりますので、そういった意味で、先ほども申しましたように、訓練等、また、現場の状況を勘案しながら、現場の隊というものは安全を確保しながら運行をしているというふうに思っております。
- 〇議長(大石 巌君) 10番、八木 栄君。
- ○10番(八木 栄君) 平成28年のときの町長の答弁の中で、この道路が、今、片側2車線が1車線としてほとんど使っているということで、2車線として使えない理由ということの中で、今言った南側区間が片側1車線で整備済みになっていると、県営住宅から南側。それから、もう一つは、すみれ保育園付近の横断歩道に信号がないということが挙げられています。それで、片側2車線では歩行者の安全を確保できない。

それで、3つ目が、供用開始後における交通量などの検討結果で片側1車線で暫定供用しているということであります。

自分は、やっぱり目的があって片側2車線の4車線で造ったもので、あるものは使わなければもったいないなということと、あと、それを有効に利用したほうがいいんじゃないかという考え方で話をしているわけですけれども、それで、先ほどの緊急輸送路というのも、今、どっち側ですか、路肩側の車線がガードレール、コンクリートで倒れないようになったガードレールが大概やってあってあるもんで、もし自分の考えだけれども、先ほど危機管理監のほうでは、そういう中で上手に安全に運行していくということだけれども、もしかしたら、それを外すんだと思っているんですよ。2車線のうちの1車線を緊急車両用に使うということは、ガードレールを撤去しないかんかなと思ったもんで、そういうこともちょっと聞こうかなと思ったんですけれども、それはないということが分かったものであれですけれども、その代わり、ガードレールが置いてあって、そこを使わないもので、よくごみというか、砂とかいろんなものがたまったりして、実際、車が走行しないもので、走行による劣化というんですか、道路のあれは考えられませんが、ただ置いておくだけでも道路というのは傷んでいくんじゃないかと思うんですけれども、そうすると、その分の維持管理というのもかかってくると思うんですよ。それがもったいないものですから、どうせあるものなら使ったほうがいいんじゃないかなということで、再度お聞きしても、今言った1、2、3点の理由があ

って、結局、片側2車線とはならないよという返事が来ると思うもんで、もうあえて聞きませんが、この3つの課題をなくしていけば、それが可能になるということだと思うんです。

それで、供用開始の後の交通量が云々ということありますが、これ基準というのはあるんですか。時間当たり何台以上通らないと2車線にする必要がないとかと、そういうのはありますか。

- 〇議長(大石 巌君) 建設課長、田邊 誠君。
- ○建設課長(田邊 誠君) 建設課でございます。

この東名川尻幹線は、道路構造令上、第3種第2級という道路になっていまして、その道路ですと、これも道路構造令の案件になるんですが、1日1方向9,000台以上の交通量がある場合は2車線以上という目安ですが、そういった基準はございます。

以上でございます。

- 〇議長(大石 巌君) 10番、八木 栄君。
- **〇10番(八木 栄君)** 分かりました。

ですけれども、考え方で、自分の考えですけれども、片側2車線で4車線をそのまま使えば、交通量が少ないほうが安全じゃないかというふうに自分は思うんですよ。交通量が増えたから4車線にして、そうすると車の密度が減るというのは分かるんですけれども、ですけれども、もともと4車線あって、それを少なくても使っていれば、もっともっと密度が少なくなって、車の割合が少なくなって余計安全じゃないかと思います。自分はそう考えるんですけれども、その辺はどういうふうに考えますか。

- 〇議長(大石 巌君) 建設課長、田邊 誠君。
- 〇建設課長(田邊 誠君) 建設課でございます。

先ほど申し上げましたとおり、道路構造令上では9,000台以上というのはあるんですが、 やはり道路というのは2車線より4車線のほうが走りやすくなりますので、交通の円滑化を 図るためには、当然4車線化にしたほうがよいという考えはございます。

ただ、議員もおっしゃられましたとおり、今、閉め切ってる間700メートルぐらいあるんですが、この間には幾つか課題がありまして、そういった課題というのは危険ということになるんですけれども、そういったものを解消できない限りは、現状の暫定2車線供用ということを取らさせていただいているんですが、やはり4車線になったほうが、もう4車線造っていますので、4車線になったほうがいいという考えありますので、そういった課題解消に向けて今後進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

- 〇議長(大石 巌君) 10番、八木 栄君。
- ○10番(八木 栄君) この3つの課題がなくなれば4車線化できるということで、私はそう思っているんですよ。なので、それをなくすために何か考えというんですか、交通量が増えるというのは、浜田のほうがちゃんとした住宅がたくさんできたりして、人口が増えれば通る量も増えるということもあるんですけれども、それ以外のすみれ保育園付近の横断歩道には信号がないということ、あと、先ほど言った、片側1車線の道路という、その辺が何とかならんかなと思うんですけれども、もう1回伺いますけれども、それについても何とかなりませんか。
- 〇議長(大石 巌君) 建設課長、田邊 誠君。

## ○建設課長(田邊 誠君) 建設課でございます。

平成28年当時、そのような答弁をさせていただいた経緯がある中で、そのときから建設の担当者も代わったり、いろいろ状況が変わっている中で、この件につきましては、最近も警察と協議をしているんですが、改めて4車線供用できない課題というのは、申し上げますと、そこに交通量というのは特に入っていないです。あくまでも交通安全対策上、4車線にできないという理由でちょっと申し上げさせていただくんですが、一つは、前回の一般質問のときにも答弁させていただいたとおり、中央小学校から北上する中瀬下片岡線という道路があるんですが、これが、今現状、東名川尻幹線と高畑高島線の交差点から南に30メートルというかなり近い位置に丁字でぶつかっている道路がございます。

これが、やはり4車線供用そのまましてしまうと、そこから出てくる車が、直線レーンが2つできることになるんですが、そこを横切って右折レーンへ入ろうとする車があると非常に危険というのが一つあります。

また、東名川尻幹線を北上する車が中瀬下片岡線を左折しようとしたときに、そこで減速するわけなんですが、左折の方向指示器を出して左折しようとするんですが、その後ろに続く後続車はその交差点で曲がるのか、その30メートル先の高畑高島線で曲がるのか、ちょっと判断がつかないということと、当然減速しますので、そこで後ろから追突される危険があるということで、やはりこの中瀬下片岡線からの出入りを何かしら制限しなきゃいけないということで、一つ課題があります。

2つ目は、もうちょっと南の話になりますが、先ほど来、お話させていただいています吉田団地交差点南側240メートル区間の4車線化というのがございます。

もう一つは、やはり制限速度が、これはまだ確定した話でも何でもないんですが、当然、 4車線になれば、今現実、時速40キロの制限がかかっていますけれども、長い距離4車線に なれば、恐らく50キロ制限ということになって速度も上がると思います。そういった中で、 今、すみれ保育園の北側のところに横断歩道があるんですが、これは4車線になったときに は、現時点での警察の見解ですけれども、ここはちょっと横断歩道は存置できないだろうと いうことで、ここは、現時点での見解でございますが、横断歩道を撤去して中央分離帯と申 します道路のセンターに車線を分離するコンクリート構造物があるんですが、それを設置し て行き来できなくなるというのが一つあります。

また、その南側に、今、点滅信号がございまして、横断歩道と、あと、そこを横断する車両も行き来できるようになっているんですが、今の見解では、点滅信号と横断歩道は存置することができますが、ただ、そこを車両が横断するというのは危険になりますので、それも制限しなきゃいけないというような課題がありますので、それらを含めますと、今の交通状況からかなり変わりますので、地元の方の調整とかいろんな調整が必要になってきますので、そういうのを1個1個解消しながら、4車線化に向けて検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

- 〇議長(大石 巌君) 10番、八木 栄君。
- **〇10番(八木 栄君)** 新たな理由をいただいたわけですけれども、平成28年の一般質問のときからもう6年たっているわけですよね。6年間何もしないできたかなと自分は思うわけです。

それで、変形の五差路の交差点、後ろの車が追突する、それは追突する車が悪いんですけれども、前方不注意。当然ですよ。早くから減速したら、どっちで回るか分からないですけれども、自分も減速したらそれで済むことなんです。そんなのは当然、運転手が悪いですよね。後ろにぶつかったほうが。

あと、その変則の五差路ですけれども、この道路を計画したときにその辺は分かっていた と思うんですけれども、なぜそれが今になって問題視しているのか、ちょっと自分はそれが 解せないんですよ。だって、計画してそこに道路があったわけですから、なぜそれか最初か ら考えてそれなりの道路に、交差点にしなかったのかというのがちょっとあれですけれども、 その辺は何か分かりますか。今さら遅いんですけれども。

ですから、初めからそうすれば一気ですけれども、なぜそれをやらなかったかということをちょっとお伺いしますけれども。

- 〇議長(大石 巌君) 建設課長、田邊 誠君。
- ○建設課長(田邊 誠君) 建設課でございます。

この東名川尻幹線は、平成の初めからほぼ平成の終わりまで、平成自体丸々通して、およそ30年間くらいかけて、かなり長期間で整備しているという道路になります。というのは、かなり延長もあるということもあるんですが、そういう中で、設計はある程度、当初の段階で進めていて、そのときにも公安委員会、警察、協議をしているということはあるんですけれども、やはり東名川尻幹線そのものはもう都市計画道路でございますので、道路制限はもう決まっております。そこに、いろんな交差点とか、その交差点に信号をつけるつけないとかいろんな問題があろうかと思うんですが、最初にそういった公安委員会との協議はしているんですけれども、それだけ長い期間、また、長い延長やるに当たりまして、当然、工区を分けて工事もしますし、その都度、部分供用も行っているわけなんですが、その部分供用を行うに際して、それぞれその時々で警察と協議はしながら、現実どのように供用するかというのも協議して決定していますので、そういう中で、最終的にここに残ってしまったところがそういう課題が解消できなかったということで、現状の形になっているというところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(大石 巌君) 10番、八木 栄君。
- **〇10番(八木 栄君)** 今さっき聞きましたが、平成28年の同僚議員の一般質問から6年たっているけれども、6年間で何かしましたか。僕は何もしないというか、要は南側240メートルも含めてですけれども、6年間で何もしなかったのか。
- 〇議長(大石 巌君) 建設課長、田邊 誠君。
- ○建設課長(田邊 誠君) 建設課でございます。

平成28年度以降、何もしていなかったかという御質問なんですが、区間2つに分けてお答えさせていただきますと、まずは上のところになりますが、こちらにつきましては何もしていなかったわけではなくて、もう一度、警察としてこういった課題があるということで、課題の整理をした上で、どういったものが必要になっているかという検討はしています。

ただ、それを進めるに当たっては、やっぱり迂回路というものが必要になりまして、それにはで道路拡幅というのが関わってきますので、道路拡幅となりますと用地買収、そういったものが必要になってきまして、相手方がある話という中で、現実、ちょっと大きく前進し

たということはないんですが、そういったものもあるという課題の整理はできていますので、 今後そういったところは進めていきたいというふうに考えています。

また、南側の吉田団地交差点から下につきましては、静岡県へ移管というところで何度か協議のほうはさせていただいております。

以上でございます。

- 〇議長(大石 巌君) 10番、八木 栄君。
- **〇10番(八木 栄君)** 今言った240メートルの片側1車線のところ、県へ移管するということ、大体いつ頃移管するかなということで考えていますか。
- 〇議長(大石 巌君) 建設課長、田邊 誠君。
- ○建設課長(田邊 誠君) 建設課でございます。

移管の時期についてでございますが、県との協議の中で、移管の条件というんですか、そういったものが示されておりまして、それは静岡県が都市計画道路榛南幹線を整備し、国道として供用開始した後に移管というふうになっています。具体的に申しますと、焼津市に志太東幹線というものがあるんですが、それも含めまして、榛南志太東幹線のバイパス全線です。というのは、現国道150号線との接続点になりますので、焼津市でいきますと一色の交差点のところになるかと思いますが、そこから細江のところの現道の150号線とくっつく、この間全てが暫定2車線供用、整備できて供用したときに移管されるということになっております。

その時期については、すみません。ちょっと県にも確認してみますが、未定という返事を いただいています。

以上でございます。

- 〇議長(大石 巌君) 10番、八木 栄君。
- **〇10番(八木 栄君)** 今の話聞くと、結局、今の現状、榛南幹線が片側2車線の4車線で供用できたらということで、そうすると、今の現状で考えると、かなり向こうにいっちゃうかなと自分も思うんですけれども、その辺、具体的に、大体何年くらいかなということは分かりますか。
- 〇議長(大石 巌君) 建設課長、田邊 誠君。
- ○建設課長(田邊 誠君) 建設課でございます。

今申し上げました区間の暫定2車線整備があとどこが残っているかというところになるんですが、県に確認したところ、残っているのは焼津市の志太東幹線のところの約400メートル区間の整備が残っているというところで、その整備が終わればというところなんですが、そこはちょっと県の事業になりますので、ちょっとどれぐらいで終わるかというのは、ちょっと私のほうではお答えできませんが、県からはまだ未定というふうにお聞きしております。以上でございます。

- O議長(大石 巌君) 10番、八木 栄君。
- **〇10番(八木 栄君)** 再度お伺いしますが、県営住宅から南側の約240メートル、これは 必ずしも県がやらなければいけないという道路の整備事業なんですか。それとも、お金がか かりますから、町がやれば町ができるというものですか。それはいかがですか。
- 〇議長(大石 巌君) 建設課長、田邊 誠君。
- ○建設課長(田邊 誠君) 建設課でございます。

現実、今そこの道路は町が管理しておりまして、移管されるまでは町の道路になりますので、移管されるまでは町の意思でもって拡幅することは可能だとは思いますが、ただ、整備費用がかさむということも当然あるんですが、その道路を拡幅するに当たっては、今ある現道16メートルの道路を左右、西側、東側それぞれ拡幅する必要があるんですが、特に西側につきましては県営住宅用地がございますので、同じく県の土地ということで、やはり拡幅事業も県でやっていただいたほうが事業が円滑に進むであろうということも考えまして、町としては県のほうで実施していただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(大石 巌君) 10番、八木 栄君。
- ○10番(八木 栄君) 今、御答弁していただいたことを大体まとめたりすると、あそこは 東名川尻幹線を4車線での供用というのは無理だなと、私が生きている間は無理だなという ふうに私は感じたんですけれども、あと何十年かかるかなというふうに取ったわけですけれ ども、それはそれで、課題が解決できないとしようがないし、先ほども4点ほど新しいこと もありますけれども、課題をいただいたんですけれども、本来なら、そういうものを町とし て一つずつ解消していって、本当に町のお金を使わないといけないですけれども、それでも、 シーガーデンシティ構想とか津波災害の避難路とかそういうことで考えると、あそこの狭く なったところを広げて、本当に、2車線で使っているものを4車線で使ったほうがいいじゃ ないかなと自分は思うものですから、少しでも早い時間にその課題をなくしていって、そこ を4車線で供用開始できるような形で、生きている間に見てみたいなと思うんですけれども、 その辺は見込みとしていかがなものですか。
- 〇議長(大石 巌君) 建設課長、田邊 誠君。
- ○建設課長(田邊 誠君) 建設課でございます。

4 車線化に向けては課題たくさんあるんですが、町としてもできることを一つずつやって、 早期に4 車線化できるように進めていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

- 〇議長(大石 巌君) 10番、八木 栄君。
- **〇10番(八木 栄君)** 10番です。

町の中でも4車線の道路というのはあそこしかないんですよね。それだけ重要な道路だなと自分は思っていたものですから、自分は住吉なもんで、吉田町の議員だもんで、町の中のことであるものですから、大変それも気にかけていたわけですけれども、それで、実施計画にも何も載っていないものですから余計あれですけれども、今後、少しでもいいもんで、今の課題を少しでもなくしていくためにも、東名川尻幹線の道路の事業の中に、どういう項目で入るか分かりませんが、課題をなくすためのものが入ってくればいいなと思うんですけれども、そういうことを、要望になりますが、要望して、私の質問を終わります。

○議長(大石 巌君) 以上で、10番、八木 栄君の一般質問が終わりました。

\_\_\_\_\_\_

# ◇ 盛 純一郎 君

〇議長(大石 巌君) 続きまして、3番、盛 純一郎君。

## [3番 盛 純一郎君登壇]

#### ○3番(盛 純一郎君) 3番、盛です。

さきの通告に従い、質問を行います。

今回は、主に町立吉田中学校の部活動と学校校則の見直しについてでございます。

さて、学習塾業などを20年ほど従事しておりますと、地域の生徒の保護者から学校のふだんの様々なことについてお話を聞く機会が結構ございます。

こうした場合、何か部活動とか校則のこととか、あまりやっぱりよい話は聞かないものでございまして、苦言というか、中には愚痴だったり、それは家庭の問題じゃないかと思うようなものもあったりするんですが、幾つか、何年もいただいている中では、これはもしかして学校として改善すべきものもあるのではないかという思いもございました。間接的な関わりなので、そうしたことが結構言いやすいといいますか、こぼしやすいというところもあるのかなと思っております。

そうした中で得た情報や要望なども踏まえて、部活動の在り方、それから、学校校則に関して、ここ数年来で社会的にといいますか、大きな変化があると思われる部分に関して、今回、質問を通じて、議場におられる皆様とともに、吉田に住む、今を生きる中学生、あるいはこれから中学生になろうとする児童や幼児、その家庭、保護者にとってよりよい学校生活が送れる形にしていくためにはどうすればいいかを考える機会になればと思います。

それでは、質問にまいります。

吉田中学校の部活動改革及び校則の見直しについて。

平成から令和に入り、文部科学省から地域の公立中学校における部活動の在り方や学校校 則の見直しについて、時代の変革に合わせた提言や通達が行われております。

部活動については、生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と、学校の働き方改革も考慮した、さらなる部活動改革の推進を目指し、その第一歩として、令和5年度以降、来年ですね。休日の部活動、これを段階的に地域に移行するということを進めていく方向性が示されております。

付け足しですが、つい先週なんですが、令和4年6月6日、運動部活動の地域移行に関する検討会議からの提言が出ておりまして、かなり詰めた内容になっておる認識でございます。

具体的には、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に部活動に携わることを希望しない教師には必要がない環境を構築してあげる、あるいは、部活動の指導を希望する教師については、兼職兼業の許可を得た上で、引き続き休日に指導を行うことができるような環境を構築すること、また、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備することなどが示されておりますが、そのほかにもさらに詰め寄った内容になっております。

また、学校則については、本年度夏以降、12年ぶりに生徒指導提要、この改定が行われる 予定だそうです。

試案の段階ですが、校則に関しましては、守らせることばかりにこだわることなく、何のために設けた決まりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童・生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に守るよう指導することが重要、そのため、校則内容については、ふだんから学校内外の者が参照できるよう学校ホームページに公開しておくことや、決まりの意義を理解し、児童・生徒が主体的に校則を尊重するようになるためにも、制定した背景についても示しておくことといった表記がございました。

以下の点を踏まえ、質問いたします。

- 1、吉田中学における、これまで、そして、これからの部活動改革の取組はどのようなものでしょうか。
  - 2、休日の部活動の段階的な地域移行、これを吉田町ではどのような形で行うか。
  - 3、そうした改革を経て、平日の部活動に関してはどのような形を目指すのか。
- 4、中学校校則の話でございます。中学校校則の見直しについて、生徒会、あるいは教師・保護者の間で内容の確認ですとか議論するような機会は設けているのか。
- 5、教育委員会においては、校則の内容や見直し状況の実態について調査し、必要に応じて学校に見直しなどを依頼、または提案すべきと考えますが、現状はどのようであるか。
- 6、学校校則については、在学生徒や保護者が考える機会を設けられるよう、学校のホームページ等へ明文化した校則の、もし変えるであればどうだというような、手続はこうだというようなものも提示することが必要ではあると考えますが、そのあたりをどう考えるか。

以上、御答弁よろしくお願いいたします。

○議長(大石 巌君) それでは、答弁をお願いいたします。

教育長、山田泰巳君。

〔教育長 山田泰巳君登壇〕

○教育長(山田泰巳君) 吉田中学校の部活動改革及び校則の見直しについての御質問のうち、 1点目の吉田中学校における部活動改革の取組はについてお答えいたします。

吉田中学校では、部活動改革について大きく3つのことに取り組んでおります。

まず1つ目は、自由加入制の導入です。

吉田中学校では、令和2年度までは原則全員加入とし、外部のクラブや習い事などで活動している場合は届出をすることによって、学校の部活動に加入しなくてもよいこととしておりましたが、令和3年度からはそうした条件をなくし、加入・未加入の判断を生徒自らが決めることができる完全自由加入制としております。

学校部活動への加入率は、全員加入制であった令和2年度は86.5%、自由加入制となった令和3年度は83.2%、令和4年度は83.0%という状況です。

2つ目は、部活動数の削減です。

吉田中学校では、令和2年度に23あった部活動を、本年度は21に削減しております。生徒数も減少傾向にありますので、新入部員がいない部活動においては計画的に廃部とし、顧問教員の数を減らすことで教員の負担軽減につながっているところです。

今後、なぎなた部が本年度の夏の大会をもって廃部予定となっており、他の部活動の在り 方についても検討をしているところであると聞いております。

3つ目は、部活動指導員の導入です。

部活動指導員は、顧問教員がつかなくても単独での指導が可能となっており、学校外での 大会や練習試合などの引率も担うことができるようになっています。

部活動指導員の報酬については、国及び県がそれぞれ3分の1ずつ補助する制度を活用しており、町の負担割合も3分の1となっております。

吉田中学校では、平成30年度からなぎなた部、弓道部、女子ソフトテニス部でこの制度を 活用し、令和元年度からソフトボール部に、令和3年度から柔道部に部活動指導員を導入し ております。 次に、2点目の休日の部活動の段階的な地域移行はどのように行っていくのかについてお答えいたします。

部活動の段階的な地域移行については、昨年10月7日からスポーツ庁で始められた運動部活動の地域移行に関する検討会議において議論され、6月6日にはスポーツ庁長官に提言されました。

その提言では、改革の方向性として、令和5年度からの3年間で、まずは休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とすること。平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日に関する地域移行の進捗状況等を検証し、改革を推進すること。受皿となる地域におけるスポーツの機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実、地域スポーツの振興についても着実に取り組むことなどが上げられています。

一方、生徒や保護者等のニーズに合った活動をするための指導者や会場の確保、運営に要する費用負担、保険の加入、大会の在り方、保護者の理解など、地域移行に向けて解決しなければならない課題は数多くあります。

提言では、本年度の取組例として、アンケート等により、中学校や小学校高学年の児童・生徒や保護者のニーズを把握することも示されておりますので、当町におきましても、教員も含め調査を実施したいと考えております。その上で、教育委員会、学校、地域スポーツ団体等の関係者からなる協議会を設置し、地域の実情に応じた様々な方法を想定しながら部活動の地域移行に向けたスケジュール等を検討し、できることから実行してまいりたいと考えております。

次に、3点目の、そうした改革を経て、平日の部活動はどのような形を目指すのかについてお答えいたします。

提言には、平日と休日を分けないほうが、あるいは、休日よりも平日のほうがスポーツ環境の整備充実を進めやすい場合があることも想定されるとありますので、休日から地域移行するという考えに縛られず、吉田町としてどのように進めていくことが適しているのか、2点目に申し上げました協議会を中心に議論を重ね、方向性を定めていきたいと考えております。

次に、4点目の、中学校校則の見直しについて、生徒会や教師・保護者の間で内容の確認 や議論する機会を設けているかについてお答えいたします。

吉田中学校では校則という言葉は使っておりませんが、校内外の生活において規定しているものがありますので、それを校則と捉えてお答えいたします。

現在、吉田中学校の校則は、生徒に1人1台配布しているクロームブックからクラスルームというアプリを通して、生徒及び保護者が常時その内容を確認することができるようになっております。また、生徒及び保護者を対象に学校評価アンケートを年2回実施しており、その中で校則についても意見を述べることができるようになっております。

校則の見直しについては、教員間でも毎年検討をしており、大きな改定、例えば、休日の部活動における自転車通学の可否について検討したときは、生徒及び保護者にアンケートを実施し、PTA役員会において協議する機会を設け、段階を踏んで決定したと聞いております。

次に、5点目の、教育委員会においては、校則の内容や見直し状況の実態について調査し、

必要に応じて学校に見直しなどを依頼するべきと考えるが、現状はどうかについてお答えいたします。

校則の見直しについては、平成22年3月に作成された現行の生徒指導提要において、学校を取り巻く社会環境や児童・生徒の状況は変化するため、校則の内容は児童・生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければならないと示されています。

また、昨年6月には、文部科学省事務連絡により、取組事例の紹介とともに、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において定められる校則となるよう、不断の見直しを行うことが示され、町内の小・中学校に指導をしたところです。

吉田中学校においては、毎年、次年度の教育課程を編成する会議の中で生徒指導の在り方について協議しており、校則についても変更の必要性の有無について検討する場を設けています。

過去4年間の校則を比較すると、細かな服装や頭髪の規定、登下校の方法、教室の使い方 や持ち物の例示等の改定が行われています。

校則の内容の見直しは、最終的には教育に責任を負う校長の権限ですが、教育委員会といたしましては、内容や必要性について、学校が児童・生徒や保護者との間で共通理解を持ち、児童・生徒の健やかな成長に資するものとなるよう指導していきたいと考えております。

最後に、6点目の、校則について、在学生徒や保護者が考える機会を設けられるよう、学校のホームページ等へ明文化した校則の改定手続とともに提示することが必要であると考えるが、どうかについてお答えいたします。

吉田中学校では、これまで、「吉中生活」という、いわゆる予定帳に、校則を生活の決まりとして記載し、生徒や保護者が確認できるようにしてきましたが、1人1台端末の整備によって、紙面での予定帳を廃止し、クロームブック上で予定の確認ができるようにしたことに伴い、4点目の質問でお答えしましたとおり、校則も生徒や保護者がクロームブック上で見ることができるようにしております。

改定の手続については、現在、明文化してはおりませんが、校則を変更する場合には、教育課程編成の会議において生徒や保護者の学校評価アンケートの意見を踏まえて協議するという手続を踏んでおります。今回、改定が予定されている生徒指導提要には、教育委員会における取組例として、ホームページ掲載や改定手続の明文化について児童・生徒や保護者に周知するよう学校に依頼することも示されておりますので、どのような形で対応できるかについて学校とも協議し、検討をしていきたいと考えております。

○議長(大石 巌君) 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

3番、盛 純一郎君。

**○3番(盛 純一郎君)** 答弁いただきました。その中で、言及のあったものに関しては、今、 省いて、再質問を行いたいと思います。

個別具体なものは最小限にして、考え方ですとか方向性、今、御答弁の中である程度認識できた部分があるので、そうした部分は少し確認になってしまうかもしれないですが、まず、部活動に関してでございます。

吉田中学中学生、今、経過はお伝えいただきました。確かに、少し前は何がしかの部活、

形だけでも入っておいてねというようなものもあって、実際に活動を外部のスポーツクラブでやっているんだけれども、名前だけそこにというのも、既にもう昨年度からなくしているということで、取組といいますか、当然といいますか、いいことだと思うんですが、やっぱり入部、それから退部、それからまた、どうしてもちょっと、やってみたけれども、人間関係ですとか、あるいは内容の部分でどうしてもちょっとついていけないとかしんどいとかいう子も実際に出てきております。そうした中で、やっぱり行かなくなっちゃって、行きづらくなっちゃってというような御相談といいますか、お話もあるんですが、部活動に関しては、やはり1年生で、4月に入って最初に部活動に対する説明会といいますか、仮入部で部活動紹介などもあってということなんですが、やはり何となく入るものというような認識が保護者の間には特に強いのかなと。

中学生になったばっかりの子は真っさらなので、そこはあれなんですが、そのときに、部活というのはやりたいものを選んで入ってくれればいいんだよと、やらない自由もあるんだよというようなことは言ってあげるべきかなと。また、保護者に関しても、この部活はこんな目的でやっていますと、こういう活動があります。年間でこういうものは購入していただきます。部活動の土日はこんな活動が考えられますと、親御さんの負担は、金額面、あるいは、そういう労力面でこういうもの、送迎とかもあると思います。そういうものをちゃんと明示した上で、興味だけでなく、そういうところも考えた上で入る入らないを決めるというような形が望ましいと思うんですが、そのあたりができているのか。できていないとすれば、するべきではないかと考えるのですが、そこに関してはいかがでしょうか。

- 〇議長(大石 巌君) 学校教育課長、粂田真男君。
- ○教育委員会事務局長兼学校教育課長(粂田真男君) 学校教育課でございます。

ただいまの御質問ですけれども、中学生の正式入部までの間に、生徒はもちろんのこと保護者に対しても部活に関する説明がちゃんとできているかという御質問ですけれども、今年度、新1年生になった生徒について報告しますけれども、昨年の小学校6年生を対象とした保護者への入学説明会が10月に行われております。

そのときに部活動の話もしておりまして、部活動は、こういった種類の部活動がありますよと、先ほど答弁でも申し上げましたが、21種類ありまして、その中でこういった、まず、この部活はこんな生徒を求めますという求める生徒像、それから、活動場所はこういったところでやりますよ、それから、部活へ入るためにはこういった道具を購入しなきゃいけないものですから、年間これぐらいの費用がかかります、それから、それ以外に保護者会等がある場合は、保護者会で別に会費をいただいたりとか、こういった係がありますよということも全て説明をさせていただいております。ですので、生徒はもちろんのこと、保護者のほうにも部活に関しての説明をさせていただいているということになります。

また、例えば一旦入部した場合に、退部とか転部等についてのことについても、完全自由加入制プラス退部・転部についての制約もないということになっておりますので、そちらも、もし退部したい場合とか転部したい場合につきましては、生徒の状況をしっかりと顧問等が把握して対応していくということでやっていると聞いております。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 3番、盛 純一郎君。
- ○3番(盛 純一郎君) 3番、盛です。

小学校段階で、既にそうした部分の説明が行われているのであれば、それを踏まえて親御さんとの話合いの上、部活の入部を決めるという形式が今後も持続すればいいなと思っている中でも、やっぱり入ってからちょっと想像していたのと違ったというのはままあることですが、中学3年間の中で、何となくちょっと辞めるのも辞めづらいかなとかいうムードがあってはいけないと思いますし、そこらあたりは生徒本人、それから保護者の考えの上で、気持ちよく部活が替われる、あるいは、課外活動などやる問題もありまして、私、なぜこれちょっとしつこいかといいますと、最近、やはり家庭の状況様々で、価値観の多様化もそうなんですが、外部の習い事も非常に多いんです。それとまた別で、家庭の世話といいますか、例えば親御さんが遅くまで仕事しているから送迎もなかなかおぼつかないと、あるいは弟や妹の面倒、その間見ないかんとか、あるいはもっと言うと、ヤングケアラーの問題、おじいちゃん、おばあちゃんのちょっと介護を親御さんが帰ってくるまでと、様々な事情があって、もちろん、そうした部分も考慮に入れた上で、部活動にそこまで、必ずやりなさいとか、熱中できない事情の子もいるかと思うので、その辺に関しての御配慮は今後も継続していただければいいと思います。

もう一つ、逆の目線といいますか、教職員のほうからの目線なんですが、いろいろ情報を 拾っている中では、何がしかの部活の顧問をやらなきゃいけないみたいなムードが以前はあ って、最近がどうなのかというのが、吉田中学に関していうと、吉田中学関しては、要する に、単純に人が足りないところもあるでしょうけれども、教職員に対して、要は何かの文化 部か運動部の顧問やってくださいとか、あるいは副顧問やってくださいとか、何か携わって くださいみたいな、圧力とは言いませんけれども、何となくそういう文化が教職員のほうに あってもいけないと思うんです。

今後の部活動改革の中でそういうものは完全選択制にしていくのかなとも思っているんで すが、今現状、もうあるのかないのか、そのあたりをお聞かせいただけますか。

- 〇議長(大石 巌君) 学校教育課長、粂田真男君。
- 〇教育委員会事務局長兼学校教育課長(粂田真男君) 学校教育課でございます。

ただいまの質問ですけれども、教職員のある意味自由選択制というところだと思うんですが、現在、先ほども教育長答弁でありましたとおり、部活動21ございます。教職員の数も、当然、21部活ある中で、正顧問と副顧問ということで、2人体制で基本的にやっているということになるものですから、どうしても、現時点でやりたくないからやりませんという状況で先生を外してしますと、その部活誰が対応するのということで、部活動指導員も5人いるんですけれども、当然それの方お願いしたとしても、もしやりたくないという先生がたくさんいた場合はなかなか対応できないというところで、やっぱりそこについてはやっていただくという状況で、現在では先生を充ててお願いしているという状況になります。

なお、現在のところ、吉田中学校の先生の中で7人は顧問に就いていないという状況には なっております。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 3番、盛 純一郎君。
- ○3番(盛 純一郎君) 3番、盛です。

そうですね。今初めてお伺いしたことであるんですが、まだ吉田中学では、やはり何がしかの顧問、副顧問をちょっとやっていただかないと、部活動として責任者の所在が明確じゃ

ないですとか、そういう事情もあって、まだ完全にそういう選べるという状態にはなり得ていない。今後に関しても、ぜひ変えてはいただきたいと思うんですが、教職員の成り手の問題で、今の、例えば教育学部にいる子ですとか先生を志向する子でも、きっと中学入ると部活の顧問を押しつけられて厳しいんだろうなと、土日なくなっちゃうなとか、大分改善されているところもあるかとは思うんですが、そういうイメージから成り手不足、かなり、今後そのまま放置しておくと深刻化すると思うので、部活動の縮小、外部移行、そうしたものも踏まえて、やりたい先生はやればいいんですよね。それが楽しいという話なので。でも、中には、やはり自分の研究に費やしたいとか生徒指導のほうに、やっぱり夜は早く帰りたいという方もたくさんいらっしゃるはずなんですが、それを言うことで、組織から浮いてしまうようなことがよくないということも何となく分かりますので、そうした部分の改善もケアしていただければと思います。

それと、教職員のほう、もう一つ、ぜひ聞きたかったことなんですが、いろいろ資料を見ている中で、特給法ですとか兼職兼業ですとか、いろんなものが出てきました。この兼職兼業というのは、恐らく、先生である時間と、そうじゃなくて部活指導員である時間とを明確に分けて、部活指導員は要するに、ちょっと変則的ですが、公務員のアルバイトというんですか、そこに対してもちゃんとそれなりの手当を支払うような仕組みと認識しているんですが、その兼職兼業についての吉田町の現状はどうなんでしょうか。部活の指導は、要は完全に給料みたいなものといいますか、手当みたいなものが発生しているのかどうか。それをまずお聞かせいただきたいです。

- 〇議長(大石 巌君) 学校教育課長、粂田真男君。
- ○教育委員会事務局長兼学校教育課長(粂田真男君) 学校教育課でございます。

教職員の兼職兼業の現状についてということでございますが、教職員につきましては、現状においては、教育公務員特例法という法律がございまして、この中で、教職員から兼職兼業についてもし申出があって、やりたいよという申出がありまして、職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないと判断された場合には、報酬のある場合であっても許可することができるようになっているということに現状なっております。

そういった中で、今後の話ではあるんですが、希望する教職員が、地域クラブの例えば指導者になるとか、そういった場合であれば、先ほどの兼職兼業の申請を出して報酬をもらうということはできると、そういう現状になっておりますが、教育委員会に入っている情報の中で、吉田中学校の先生が今そういった形で、報酬をもらった形で指導しているということは聞いていないという状況になっております。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 3番、盛 純一郎君。
- ○3番(盛 純一郎君) 3番、盛です。

ある程度、今はそこまでといいますか、要するに手当としての部活動のやっている時間、 あるいは土曜日ですとかに、そこまで、十分納得いくような報酬は払われていないだろうな とは推察していたんですが、そうしたことも今後変化させる必要が、先ほど申し上げた教職 員の成り手不足の部分で、そうしたもので幾ばくかの手当があれば、それが目的にはならな いですけれども、いささかの、モチベーションにはなるかと思っております。

もう少し部活動について、せっかくの機会ですので、教育委員会の考え方、聞こうと思っ

ております。

この15年ぐらいですか、いろいろ相談ある中で、部活動に関しては、運動部もそうなんで すが、文化部活動もございます。文化部活動はそこまで、ハードにと言うとあれですけれど も、例えば文化祭の前ですとか、いろいろ催しがあるようなところは理解するんですが、一 部の文化部、もっと言うと吹奏楽部とか、最近ニュースにもなっています。高校だったり、 ほかの地域だったりもするんですけれども、かなり、拘束時間というか、性質上、要はハー モニーとか仕上げなきゃいけないというところで、かなりの長い時間拘束されると、それは、 それもちゃんと説明してあって、保護者、本人が納得していればいいのかなとは思っていた んですが、3年生の部活動終了時期がかなり引っ張られるというとあれなんですが、遅くな っている現状が数年前まで、ここ最近の事情はちょっと聞いていないんですが、ありまして、 例えば、いわゆる中体連を最後の大会にして、その以降は中学3年生は部活一旦終わり、来 たい人はちょっと参加してもいいけれども、実際は進学に向けてのあるいは勉強にちょっと 頑張ってくださいよというので、大体夏場ぐらいに終わる3年生が多い中で、例えば吹奏楽 部などは、町のイベントとかもあるんですが、10月、11月ぐらいまで3年生がどうしても参 加せざるを得ないのか、それとも、それは自主的に参加しているのか、こちらから聞いてい る部分ですと、なかなか抜けられないムードがあるというところなんですが、文化部活動の 提言という文科省から出ている中にも、部活動の参加とかについては、基本的に生徒の自主 性に任せてというところを随分言われております。

この現状に関して、教育委員会は認識をしておるか、そして、どう考えておるかをお聞かせいただきたいです。

- 〇議長(大石 巌君) 学校教育課長、粂田真男君。
- ○教育委員会事務局長兼学校教育課長(粂田真男君) 学校教育課でございます。

ただいま3年生の引退時期についてということでございますが、吉田中学校の現状を先に申し上げますと、まず、運動部につきましては、中体連の大会終了時に3年生は引退ということになりますので、早いところは7月、8月、夏までには終了するかなというところです。その中で、文化部につきましては、校内の文化祭の終了時期が10月ということになるものですから、10月の終了を一つの目安としているということになります。

先ほど21部活動あると言いましたけれども、運動部が17、文化部が4あります。その17については中体連終了時と、文化部については校内文化祭の終了時点ということでなっております。

先ほど議員もおっしゃいましたように、部活動については、本来、生徒の自主的・主体的活動であるというところではありますので、吉田中学校、こうした引退時期ということになっていますが、最初に申し上げましたとおり、オリエンテーション等で生徒・保護者には説明をしております。引退時期がいつかというところについては、具体的に明言はしていないとは思うんですが、基本的に言い伝えというか、部活へ入ると大体これぐらいの時期に終わるかなというのは、多分、生徒も保護者も承知しているような状況でございますので、それから、もし辞めたい場合は、先ほども申し上げましたとおり、退部ということも途中でできますという中でいきますので、生徒の自主的・主体的活動ということで、生徒の自主性を重んじて、意思によって判断していくのがよいかなと、教育委員会としては考えます。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 3番、盛 純一郎君。
- ○3番(盛 純一郎君) 3番、盛です。

その件については少し配慮、今後いただけるものかといいますか、要するに、生徒の機会 均等という部分では、早めに部活が終わっている子と、秋冬前ぐらいまで引っ張られる子と の学習量の差とかがすごいと毎年感じております。

そこに関しては、是正といいますか、もちろん、やりたい子、あるいはそれが気晴らしになる子はどんどんやらせれば、それも一つの選択だとは思うんですが、そこに強制ですとか、何となく辞められないムードがあってはいけないというところは御配慮、学校に関してもいただけるよう申し上げていただければと思います。

では、次の質問です。

部活動提言の中にも様々な提言がございます。

今まで私どもが中学なんかで育った環境からすると、3年間部活頑張って、所属した部活にいるのが当たり前という考え方もある一方、欧米なんかであるようなマルチスポーツ、マルチ活動の考え方、要するに、やりたい時期にそれをやって、例えばですけれども、夏場に水泳やって、冬に陸上やるですとか、あるいは、もっと言えば、学年ごとに従事する部活を変えたほうがいいんじゃないかという考え方もあって、なるほどなと思いました。例えば、サッカーのセンスない子が野球やらせたらすごいとか、あるいは、チームスポーツ全然駄目だけれども個人競技すごいとか、いろんな可能性がある中で、それを本人が発見する段階が、もしかしたら中学のときに見つければ非常に才能がもっと伸びたものをというところもあるので、部活動における、先ほど入退部は自由だよということだったんですが、例えばですと、掛け持ちですとか、大会だけ助っ人参加ですとか、外部での活動やりながら、そうしたものに、要は才能がず抜けているので参加するですとか、ほかの活動もやってみたいというような考え方について、教育委員会はどのようにお考えでしょうか。

- 〇議長(大石 巌君) 学校教育課長、粂田真男君。
- 〇教育委員会事務局長兼学校教育課長(粂田真男君) 学校教育課でございます。

マルチスポーツに対する教育委員会の考え方ということでございます。

現在、21の部活がある中で、例えば、このマルチスポーツに対応するとなると、先ほど言ったように水泳部と野球部とかサッカー部とかというふうに掛け持ちができるかというところにつきましては、現状、吉田中学校としては、さすがにそれはちょっとできないという状況になっております。

といった中で、このマルチスポーツに関しては、先日、スポーツ庁からも提案されたものになります。特定の種目だけではなく、多様な活動に取り組むことにつきましては、総合型地域スポーツクラブという名目がございますけれども、その総合型地域スポーツクラブの中でいろんな多様な活動に取り組むよというようなことを、しかも、子供だけじゃなくて高齢者まで年齢を問わずに地域住民がスポーツに親しむクラブの在り方ということで、スポーツ庁からも提言がございました。

この辺も含めて、先ほど答弁でもありましたけれども、町の協議会を今後立ち上げますので、総合型地域スポーツクラブも含めて、部活動の地域移行についてもちょっと検討していきたいなと考えております。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 3番、盛 純一郎君。
- ○3番(盛 純一郎君) そこに関してのお考えは理解いたしました。

では、部活動に関して最後に一つ、先ほどから出ている中で、少子化の進行ですとか、教師の負担解消、それから、競技・趣味の多様化、こうしたものを背景に、部活動を少しずつ成り立たないものは変化していく、なくしていく部活もあるということだと認識しているんですが、特に人数の必要なチームスポーツについては、今後、どうしても急速な少子化といいますか、人数の関係で部活動自体が成り立たなくなってくるものも出てくるのではないかと思っています。

その一方、今の競技は、昔から続く部活動だけではなくて、例えばなんですけれども、フットサルですとか、ボルダリングですとか、ダンスなんかもそうかもしれないです。それから、英会話、合唱、演劇、あるいは社会探求といって、要は大人になったときにこけないような様々な知識を中学のうちから早めに取得しておくこと、これは今、公民がなかなか時間ないのでできないというところかと思っています。あるいは、数学や理科の高校部分の先取りですとか、今いろいろ挙げてみましたけれども、囲碁、将棋とか、場合によってはeスポーツなんかも、様々な部活というのは、要はレクリエーション的な目線に落とせば可能かと思っております。もちろん、するための体制づくりは大変かとは思うんですが、今、吉田中学に所属しておられる先生の中で、顧問でこれはやらされたけれども、こっちだったら積極的にやりたいみたいなものが、今申し上げたような中にもしかしたらあるのかもしれないなと、なくなる部活もあっていいと、その代わり、それを見られる、例えば、今は顧問の話していますけれども、地域指導者でもいいんですけれども、それを見られる期間だけその部活があるということもあっていいんじゃないかと思うんですけれども、今のお話、教育委員会としては、所見どんな感じで考えていますでしょうか。

- 〇議長(大石 巌君) 学校教育課長、粂田真男君。
- 〇教育委員会事務局長兼学校教育課長(粂田真男君) 学校教育課でございます。

今後のなくなる部活動、新しい部活動ということで、新しい部活動については、先ほどの フットサルとかボルダリング、ダンス等も新しいスポーツということになります。

今般、部活動の中に新しい部活を取り入れるという御提案なんですけれども、スポーツ庁で提言された部活動の地域移行の趣旨の一つが教職員の負担軽減というところになるものですから、今から例えば新しく部活をつくるというとなると、教職員の負担軽減というところとは逆行してしまうという部分がありますので、新しい部活をつくっていくにつけても、これから立ち上げる協議会で、3年ほどかけて地域移行について考えている中でも、そういったものも含めて考えていくということになりますので、新しい部活動について、今の現状の吉田中学校の中に取り入れるということはちょっと現実的ではないのかなと思っております。

また、なくなる部活につきましては、教育長答弁でも申し上げましたとおり、もう新入部 員が入ってこないものについては廃部ということで動いていくということになりますので、 そういった形で教育委員会としては考えているということになります。

以上です。

- O議長(大石 巌君) 3番、盛 純一郎君。
- ○3番(盛 純一郎君) 了解しました。

現状において、なかなか増やすのは難しいのは、特に管理上の問題とか、誰が見るのかと

か、そういう部分で難しいのは分かっていてあえて聞いたところもあるんですが、そうした ものは、要は校外でどんどん本人の興味で進めていきつつ、そういう部分はもう学校の外と いう考えだと、今のところは認識しております。

それでは、次に学校の校則の関係についてなんですが、学校校則に関しては、大分、御答 弁の中でも見直しを進めていきたいと、少し、数年前のちょっとお話とは大分変ってきたよ うなムードが感じられます。

実際に文科省の文献といいますか、通達いろいろ読んでいると、やはり変えていくべきも のなのだなというところを認識新たにしております。

学校校則の見直しについて、今年度から、いわゆる実施の、学校の評議会、スクールディレクター、こうした方々は、もちろん学校周辺の様々なことに携わっていく形だと思うんですが、こうした、先ほどの部活動も少しあるんですが、学校校則について、例えば議論をしたり意見をしたりする、そういうことはあり得るのでしょうか。

- 〇議長(大石 巌君) 学校教育課長、粂田真男君。
- ○教育委員会事務局長兼学校教育課長(粂田真男君) 学校教育課でございます。

校則の見直しに関しまして、先ほど、今年度から学校運営協議会が立ち上がりました。吉田中学校にも。それから、今年度廃止されたCSディレクターが関わりを持つのかというところでございますけれども、校則につきましては、最終的には校長が決めるものということになりますが、当然、学校運営協議会の中で、委員からそういった校則に関する意見が出ることも考えられます。それから、逆に、校長のほうから提案して意見を求めることもありますので、当然、その学校運営協議会の中で校則について議論するということは、想定としてはございます。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 3番、盛 純一郎君。
- ○3番(盛 純一郎君) そんな中、その校則を様々にチェックして、毎年行われている体制があるというのが、この答弁中で理解できたのですが、一つ、休日の部活動に対する通学、これ自転車による許可制にして、今実施されておると思うんですが、これ実際に導入した後の評判ですとか、逆に問題ですとか、それをちょっと教えていただきたいです。
- 〇議長(大石 巌君) 学校教育課長、粂田真男君。
- ○教育委員会事務局長兼学校教育課長(粂田真男君) 学校教育課でございます。

ただいまの御質問、休日の部活動における自転車使用の関係につきましての評判ということでございますが、こちらにつきましては、令和2年12月から、吉田中学校においては、休日における部活動等の自転車使用の許可を行っております。令和3年度、それから、今年度も続けて、休日については部活動で申請許可が下りた生徒に対して自転車通学ができるというような状況になっております。

現在、特に、評判ということにつきましては、大きな問題が起きたりとか、悪い意見が入ったりということは聞いていない状況になります。

ただ、ちょっと昨年度、1件、部活動の通学時に車とのちょっと軽い接触事故があったということがございました。これは部活動の通学途中というところになりましたので、これについては、すぐ交通指導、交通安全の徹底ということで、生徒はもちろんのこと、保護者にも注意喚起を行ったという状況ではございます。

という中で、教育委員会としては、今回の休日のそういったことはありましたが、それ以外についての問題は特にございませんし、非常に、基本的に悪い意見がないということは評判がいいのかなということで考えております。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 3番、盛 純一郎君。
- ○3番(盛 純一郎君) それは、今のお話を聞くと、事故はどうしてもちょっと避けづらいものはあるので、ゼロというわけにもいかないのかなとは思っているんですが、今お話を聞いた上で、やはり、全国的に中学校とか高校で、いわゆるブラック校則じゃないですけれども、現代的に照らし合わせて著しく合理性を欠くものですとか、あるいは、非常に理由が説明できないようなものに関しては見直していこうねという流れになっております。

そうしたものは、今、どなたもといいますか、発信手段を持っているので、それで例えばマスコミに訴えて、それが大きな火がついてみたいな形で、結果、修正していくという流れが多いような気がするんですが、吉田中学にそれがあるとは申しません。申しませんが、私、3年前に初めて一般質問したときに、吉田中学だけ何で自転車通学、遠い子ができないんだというところで、当時の教育長に質問させてもらいましたら、それは学校で学校長が決めることなので、教育委員会、関与する立場にないよみたいなお返事でした。その当時はそんなものなのかなと思っていたんですが、ここ数年来で大分流れが変わってきまして、やはり合理的でないもの、地域情勢もあるにせよ合理的でないものとか、あるいは、現代にちょっと合わないようなものは、今、部活動の休日使用の自転車が許可されたように、今後はもしかしたら、ちょっと距離の部分でかなり差はできているのは歴然と変わっておりませんので、例えばなんですけれども、細江にいる子が榛原中学に行く距離と、住吉の新田辺りにいる子が吉田中に行く距離、吉田中に行くほうが遠いんですよ。ところが、吉田中の子は歩けと、榛原中の子は自転車いいよと、これは、やはり私の感覚では明らかに合理性を欠いていると思うんですが、これ、教育長にぜひこの辺を、ぜひ在任中に御検討というか、どう考えるかというのは一度聞いておきたかったのです。

というのは、教育長は榛原中学の校長も歴任されて、そのときの事情などもよく御存じで、また、住んでいる地域もそこの地域であるというところから、ぜひ、最終的には学校長が決めることでありますが、学校長と協議して、そうした、ちょっと距離の部分で大変な思いしている子、相変わらずいます。ここに関しては、榛原中学や大井川中学、あるいは初倉中学、この辺と同じように、一部、自転車の通学は認めていく方向で検討しようというようなことにはならないか、御答弁いただきたいです。

- 〇議長(大石 巌君) 教育長、山田泰巳君。
- **〇教育長(山田泰巳君)** 私も榛原中学校勤務当時、確かに自転車通学の子供と徒歩通学の子供と両方おりました。

私が聞いている限りでは、当時、榛原中学校も統合するときに、坂部中学、勝間田中学、 川崎中学、それぞれある中で、例えば坂部中学校の子は、全員自転車通学にするというよう なことの申合せの中で統合をしたというようなことも聞いています。

私がいたときの一つのルールとしては、確か距離が2.8キロというような基準を設けながら、一つの円を描きながら、どこかで境目をつくると、ですので、ひょっとしたら道路を挟んで反対側の子は徒歩だけれども、反対側の子は自転車というようなこともあったりして、

そうしたものに対しての改善ができないかというようなことも意見として伺ったことがあります。

最終的に、今、先ほど言った吉田中学校での決まりの中で、昔、生徒心得というふうにうたっていた当時、徒歩通学とするというようなことが明言されていましたが、現在の吉田中学校の生活の中では、徒歩通学とするというような文言というのは今消えているんですけれども、それは休日の部活動あたりで自転車も許可をしていくという中で、文言としては消えているというような状況にはなっています。原則、徒歩通学でするということ前提に考えているかとは思います。

吉田中学校は大変県下でも大きな規模の学校で、中学校に登校してくる時間帯が集中すれば、当然交通量が増えるというようなことで、中学校に近くなればなるほど密集をしてくるというようなことになります。ですので、通学上の安全確保ができるかどうかというようなところが一つの課題、時差通学をするという、そういうような解消法もあるかもしれませんが、そうした子供を守るための安全確保の問題、それと、同様に、自転車通学をしている時間帯に通勤等で通行する車を運転している方、そういう人たちにとっての交通環境としてどうなのか。通学路としてどういう道を通ればいいのか。雨天時等も考えられるんですが、最終的に集まってきたときに、吉田中学校に駐輪場というのをどういうふうに設置するか。いろな課題というのは起こってくるんだろうというふうに思っています。

そうした中で、先ほどの境界をどうするかということも非常に大きな問題で、なかなかー 律に、何キロであったら徒歩でいいのかというところの判断というのは非常に難しいところ があるかと思うんです。そうした意味では、吉田中学校の中でも一つの議論というのが起こ ってきて、教員だけのほうで決めるのではなくて、もちろん保護者の意見も聞きつつ、子供 の意見も聞いて、それも現在の吉中在校生だけではなくて、今後入ってくる小学生にも聞く というようなことも必要になってくるかもしれないと思います。

それは一つの議論の中で方向性を学校が決めていくというようなことが大事かなというふうに思っていますが、令和2年度の中学校の資料をちょっと見させてもらいますと、吉田中学校健全育成会議というのがあるんです。地域のいろんな方が入ってくる会議なので、その中の議論の中で、現在の時点で、先ほど私が申し上げたような課題の中で、今すぐ自転車通学にというようなところは非常に危険が伴うので、令和2年度の時点では、ちょっとそれは考えられないのではないかというようなことが健全育成会議で話し合われているというような記録が残っています。

ですので、全くその議論をしていないわけではないという状況ですから、やはりしっかり話をしながら、学校としての方針というのを決めていく必要があるのではないかなというふうに思っています。

- 〇議長(大石 巌君) 3番、盛 純一郎君。
- ○3番(盛 純一郎君) ありがとうございます。

今のお話は初耳といいますか、学校の中で、特に、これもやっぱり校則に関することなので、やはり部活動を休日は認めてやろうじゃないかという方面もかなり、PTAとかの意見がかなりのパーセンテージを占めて、結果、実施に動いたというところもあると思います。

私としては、そうあるべきとは思うんですが、もちろん協議した結果、まだ時期尚早だとか、いや、うちの地域はこれがいいんだというようなところに合理性が見いだせれば、徒歩

通学のままでも致し方ないのかなと思っております。

ただ、最近少し感じるのは、神戸に住んでおりますので、神戸だと比較的吉田中学に、徒歩通学行ったときに30分以上かかる子多いんです。そうした子が、やはりそこがちょっとしんどいということが分かっている親御さんが、ともすればバス通学のある私立中学、もちろん、それが主原因じゃないにしても、それをちょっと後押ししている結果に今後なってくるんじゃないかなと思いまして、要するに中学としての、公立中学、吉田中学へ行くのではなくて、私立の近隣のバス通学のある中学校のほうを受験してというような流れになってくると、それはいいことなのか、悪いことなのかも、それもまた賛否あると思うんですが、そうした結果、公立の中学に来てくれる子が減っていったりする原因になってはいけないかなと感じております。そうした部分も踏まえて、線引き難しいと思います。管理も難しいと思います。

3年前にちょうど頂いた内容の中で、体力づくりのために徒歩をするみたいなお話がございました。やはり、ここに関しては、もう今、文言として削ってあるならそれでいいんですけれども、体力づくりのために徒歩を強制するというのは、これはちょっとまずいんじゃないかと思いまして、むしろ、安全確保のためとか管理上のためとか、そういう形のほうに文言を変えてはいかがかという話を用意していたんですが、特に校則に関してそこまでの規定がないのであれば、今後はフレキシブルに、かなりその議論を学校の中で、現役の保護者・生徒、それから、これからなろうとする子などの意見も聞いて、徐々に決めていくと。

全員を自転車オーケーにしようと言っているわけではなくて、著しく、ある程度、距離もそうですけれども、徒歩の時間ですとか、そこの部分でと考えておりますので、議論が待たれるところでございます。

それでは、最後の質問させていただきます。

社会の認識の変化で、学校の校則といいますか、学校の守るべき決まりはこれで正しいかという見直しをやっていただいているということなので、それに関しては、ぜひ、情報公開というと、どうしても保護者といいますか、今、クロームブックを使って校則は見られるということだったんですが、町の一般の方、要は卒業してしまった親御さんですとか、まだ小学校や幼稚園の子までも、本来は、学校の校則は何ら隠すべきものではないので、どんどん簡単に見られるようにすべきだと思うんですが、そこに関しても、ぜひ御配慮、御検討をよろしくお願いしたいと思います。

校則に関しては、生徒がちゃんと理解し、従えるものか、年度ごとのチェックを常にアップデートしていく必要があると思っています。その中で、一例だけちょっと社会の変化に伴ってというところでお聞きしたいことがございまして、女子の制服、スカート当たり前の考え方、私ももちろんそうだったんですが、最近はジェンダーですとか、あるいはユニセックスの考え方で、夏場はいいかもしれんけれども、冬場、スカートでやっぱり寒いだろうとか、その下にジャージはくのどうかとか、要するに、女子は必ずスカートという概念は、今後もしかしたらかなりなくなっていくのではないか、これは公立の中学校でもなくなっていくのではないかと思っております。

高校に関しては、スカートもパンツも両方選んで、要は日ごとに変えたりしてもいいよというような流れにだんだんなってきていると認識しているんですが、中学校でそれに取り組んでいるのは、実はまだまだあまり例がないんですが、今後、こうしたものも検討して、必

要に応じて、例えば女子はスカートでもパンツでもいいよと、モデルタイプはこうだよというようなものはあったほうがいいのではないかと感じているんですが、そこに関しての御意見、最後伺いたいと思います。

- 〇議長(大石 巌君) 学校教育課長、粂田真男君。
- ○教育委員会事務局長兼学校教育課長(粂田真男君) 学校教育課でございます。

制服の中の女子のスカート、パンツの選択についてということでございますが、こちらの 内容につきましては、当然、全国的に話題になっているケースで、教育委員会としても当然 承知しているところでございます。

そういった中で、当然、様々な多様性を認める観点からも、制服スタイルの選択については時代の趨勢であると捉えますので、今後、そういった話が出たときには、また見直しがされていくという方向で検討をするということになろうかと思います。

一個、学校からの情報では、例えば制服変える場合について、衣料組合のほうから、例えば制服を変えたいといって、すぐに来年度から変えるということはなかなか難しいということなので、時間もかかるということは聞いておりますので、そういったことも踏まえて検討していくという必要があるかなと思っております。

以上です。

- **○3番(盛 純一郎君)** 以上で私の一般質問終わります。 ありがとうございました。
- ○議長(大石 巌君) 以上で、3番、盛 純一郎君の一般質問が終わりました。 ここで暫時休憩とします。 再開は3時5分とします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時04分

**〇議長(大石 巌君)** それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

- ◇ 蒔 田 昌 代 君
- ○議長(大石 巌君) 引き続き一般質問を行います。 続きまして、6番、蒔田昌代君。
- 〔6番 蒔田昌代君登壇〕
- ○6番(蒔田昌代君) 6番、蒔田昌代です。

私は、令和4年第2回吉田町議会定例会一般質問において、事前に通告してあるとおり、 上水道の断水に備えた応急給水体制について町長に質問いたします。

私は、県外で生まれ育ち、結婚でこの吉田町に引っ越してきました。

私が小学生の頃、私の育った県では、夏の7月から9月、雨が降らず水不足となり、夜間 断水や隔日断水が行われることがよくありました。周りの大人たちは、毎年、梅雨明け後は、 今年の水は大丈夫か、断水にならないか、ダムの貯水状態はと話題になっていました。

夜間断水が始まるとなると、学校が終わり、お稽古事が終わると、断水が始まる時間午後 9時までに慌ただしく食事を取り、食事の片づけやシャワーを済ませていました。

隔日断水になると、小学校生活では、水は水筒持参で、給食もパンと牛乳だけになり、おかずは弁当箱に入れて持っていきました。ですが、家の屋上には貯水タンクがあり、台所や洗面所の蛇口をひねると、水圧は弱いですが、水は出てきました。貯水タンクがあったため、断水の不安があっても安心していました。

結婚でこの吉田町へ引っ越してきましたが、家には断水時に備えての貯水タンクがなく、 水不足にならないのかと思いました。住んでみて分かりました。この吉田町は水が豊富です。

ですが、何年か前、朝、老朽化した水道管の破裂で道路に水があふれ出ていたのを見ました。夕方、速やかに復旧されていて、迅速な対応をしているなと思いました。その年は、あちらこちらで老朽化した水道管の破裂がありましたが、どこも速やかに復旧されていて、すばらしいなと思いました。

老朽管の布設替えのための計画をもって進めている断水も経験させていただきましたが、 蛇口をひねり、水が出ないことは驚きます。同時に不安も覚えました。水が出て当たり前と 思う意識もこれからは変えていかなければならないのかと思うこともあります。

私が水について、断水について思うこと、その背景について少し説明を加えさせていただきました。

では、本日は資料もつけてありますので、併せて御覧ください。

吉田町国土強靭化地域計画が令和 4 年 3 月に策定され、第 4 章、吉田町の脆弱性評価と強靭化の推進方針の 4-1 脆弱性の評価に(1)事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)があります。

吉田町の地域特性を踏まえ、9つの事前に備えるべき目標と39の起きてはならない最悪の 事態が設定してあり、(3) 脆弱性評価結果では、リスクシナリオ別に評価結果が載せてあり ます。

- 4-2推進すべき施策の方針には、(1)リスクシナリオごとの施策の方針があり、関連する取組と指標等の令和 2年度における現況値と令和 7年度における目標値が載せてあります。そこで、リスクシナリオ 2-1 の③上水道の断水に備えた応急給水体制の確保、リスクシナリオ 6-2上水道の長期間にわたる供給停止について、以下の点について質問します。
- (1) リスクシナリオ2-1の③上水道の断水に備えた応急給水体制の確保の関連する取組について、令和3年度の現況値は。
- (2) リスクシナリオ6-2上水道の長期間にわたる供給停止の①図表中、基幹管路の耐震化について、関連する取組として神戸大幡地区が載せてあるが、町全体の耐震化率は。
- (3) 応急給水計画に基づく応急給水体制を確実にするとあるが、応急給水計画はどのようになっているか。
- (4) 本計画において想定するリスクは、大規模自然災害を基本とするとなっているが、不意の断水についてもこれが適応するのか。

以上が私の一般質問の要旨であります。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長(大石 巌君) それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

**〇町長(田村典彦君)** 議員の御質問にお答えする前に、吉田町国土強靱化地域計画における 町の水道事業の大規模災害に対する考え方について触れさせていただきます。

まず、この計画では、人命の保護が最大限図られる、地域及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される、町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、迅速な復旧復興の4つを基本目標としております。

この基本目標の達成に向け、脆弱性の評価と強靭化の推進方針として、リスクシナリオと 事前に備えるべき目標を設定いたしました。

水道事業では、事前に備えるべき目標として、救助、救急医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康、避難生活環境を確保するライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させることを掲げ、上水道の断水に備えた応急給水体制の確保や水道施設の耐震化など、それぞれ関連する取組を実施しているところでございます。

それでは、上水道の断水に備えた応急給水体制についての御質問のうち、1点目のリスクシナリオ2-1の③上水道の断水に備えた応急給水体制の確保の関連する取組について、令和3年度の現況値はについてお答えをいたします。

吉田町国土強靭化地域計画におきましては、リスクシナリオ2-1の③に関連する取組の 指標として、災害時用給水コンテナの整備率、応急給水用車載ポンプ整備率、基幹管路の耐 震化延長の3つを設定しております。

一つ目の災害時用給水コンテナの整備率につきましては、応急給水の拠点となる配水池や 浄水場から避難所などへの運搬給水のため、車両に積載が可能な給水コンテナを整備するも のでございます。昨年度におけるこの整備率は、令和2年度と同じ2%でございます。

2つ目の応急給水用車載ポンプ整備率につきましては、車に乗せて避難所などへ運搬された給水タンクやコンテナから貯水槽などへ給水するためのポンプを整備するものでございます。この整備率は、昨年度に1台を整備しましたことから、50%となっております。

3つ目の基幹管路の耐震化延長につきましては、昨年度末までに2万8,505メートルを整備いたしました。

次に、2点目の、yスクシナリオ6-2上水道の長期間にわたる供給停止の①図表中、基幹管路の耐震化について、関連する取組として神戸大幡地区が載せてあるが、町全体の耐震化率はについてお答えをいたします。

まず、基幹管路とされるものには3つの種類がございます。1つ目は、導水管という貯水施設から水を浄水場へ送る管、2つ目は、送水管という浄水場で塩素殺菌した水を配水池へ送る管、そして、3つ目は配水本管という貯水池から利用者に配水する主要な管でございます。

このうち、導水管と送水管は、大規模自然災害時に水源から応急給水基地となる配水池や 浄水場に水道水を送る上で最も重要な管に当たるため、優先して耐震化を図っております。 さらに、当町の導水管と送水管のうち、神戸大幡地区において老朽化している箇所がありま したので、この箇所の耐震化を優先し、関連する取組として掲げたものでございます。

議員の御質問にあります町全体の耐震化率につきましては、計画に記載した取組と同じ導水管と送水管を対象とした令和2年度末時点における町全体の耐震化率を申し上げますと、

62%でございます。

次に、3点目の、応急給水計画に基づく応急給水体制を確実にするとあるが、応急給水計 画はどのようになっているかについてお答えをいたします。

町では、大規模災害の発生に備え、平時における事前対策や災害発生後の初動活動、応急 給水活動の実施に当たって必要となる事項を定めた吉田町水道事業応急給水計画を3月に策 定いたしました。災害時にはこの計画に基づき、町民の皆様への応急給水を行ってまいりま す。

応急給水活動は、災害対策本部における上下水道部給水班が担当して行うものであり、災害発生直後から被災した町民に対する飲料水を確保し、供給することを最優先に取り組むこととしております。

また、断水などの被害状況は時間の経過とともに流動的に推移するものであるため、初動 体制は臨機応変に決定すべきものでもあります。

最後に、4点目の、本計画において想定するリスクは、大規模自然災害を基本とするとなっているが、不意の断水についてもこれが適応するのかについてお答えをいたします。

当町の国土強靭化地域計画においては、第1章に記載のとおり、当町が直面する様々な大規模自然災害などのリスクの影響の大きさや緊急度を踏まえ、施策の具体的な実施内容な目標などについて定めております。

議員御質問にあります不意の断水につきましては、場所や水道管の損傷具合によって、断水となる対象家屋の件数や断水時間が異なり、大規模自然災害に匹敵するものから小規模なものまで様々な事例が想定されます。

このことから、全ての断水について最大規模を想定した対応をするのではございませんが、 発生した断水の規模に応じて必要な対策を選択しながら、応急給水計画に基づいて対応する ものとしております。

〇議長(大石 巌君) 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

6番、蒔田昌代君。

○6番(蒔田昌代君) 6番、蒔田です。

今、回答をいただきました。

この国土強靭化地域計画は、主に大規模自然災害などリスクの大きさによって想定してあるものだということを回答いただきました。

その中で、私が一番主としているのは、4点目の大規模自然災害を基本とするととなっているが、不意の断水についてこれが適応するかというのが一番の問題だと思っておりました。でも、断水についても、場所や水道管の損傷具合によって断水となる対象家屋の件数や断水時間が異なり、大規模自然災害に匹敵するものから小規模なものまで様々な事例が想定される。このことから、全ての断水について最大規模を想定した対応をするものではございませんが、発生した断水の規模に応じて必要な対策を選択しながら、応急給水計画に基づいて対応することとしておりますということなので、この回答から再質問をちょっとさせていただきたいと思います。

この頃、昨年10月なんですが、和歌山市の水道橋が崩落したニュースをテレビで見ました。 毎月のパトロールなどで目視で確認をしていたそうですが、水道橋は崩落し、約6万戸が断 水し、復旧に約1週間を要したそうです。

人口の減少や自治体の財政難や人手不足と、高度成長期前後に整備されたインフラ施設が 急速に老化し、更新もままならない状態です。その中で、管路の老朽化を診断するために、 AI技術を利用した水道管路更新についてというのが、この頃あるというふうにお聞きしま した。

愛知県豊田市では、AI 水道劣化予測診断ツールを導入し、管路更新を効率的に進める整備事業に取り組んでいる。これについて、先ほど聞いたとおり、町はどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

- 〇議長(大石 巌君) 上下水道課長、内田宏一君。
- **〇上下水道課長(内田宏一君)** 上下水道課でございます。

ただいま御紹介をいただいた愛知県豊田市のAIを活用したというものについては、主にはあれは漏水の調査に係るものと思っております。あれは人工衛星のだいち2号とかいう、確か人工衛星だったと思います。人工衛星で照射をすると、地中3メートルくらいまで、水が漏れていて、その水の中に塩素を含んでいると、それが普通の水と違う波形を生じるということで、塩素の混じった水を感知することができるというものだったようです。

ただ、人工衛星によるメッシュも200メートル掛け200メートルのような大きなもので、豊田市のホームページを見ても、全ての箇所をピンポイントに見つけたということではなかったようです。可能性があるというところを実際に調査に行って掘ると、そのうち幾つかで漏水があったということのようです。管路自身の劣化状況だとかを調べるものではなかったというふうに思っております。

吉田町については、昨年、今年と、低区、あるいは高区というふうに区間を分けまして、 漏水調査のほうはやっております。老朽管の調査とはイコールではありません。漏水しているかどうかということで、漏水の有無は、比率的には老朽管と比例するものではあると思っておりますが、老朽管についての更新は、基幹管路を中心に、前年までの4年計画、それから、本年度からの4年計画で、基幹管路のうち、導水管、送水管を中心に昨年までやっておりましたし、本年度からは配水本管を中心にやっている状況であります。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 6番、蒔田昌代君。
- 〇6番(蒔田昌代君) 6番、蒔田です。

AIを使った調査というのは漏水が主ということでお聞きして、通常の事態とは違うということをお答えいただきましたが、神戸大幡地区において老朽化している箇所があったんですが、これは、神戸大幡地区以外の他の場所というのは、今現在どういうような状況になっているんでしょうか。

- 〇議長(大石 巌君) 上下水道課長、内田宏一君。
- **〇上下水道課長(内田宏一君)** 上下水道課でございます。

神戸大幡地区以外ということは、先ほどの町長からの答弁の中でもお答えをさせていただいておりますが、町全体では62%、基幹管路のうち、導水管と送水管を対象とした数字は62%でございます。

神戸大幡と申しますのは、吉田町の立地する特性といたしまして、どうしても水源が大井 川に近いところから地下水をくみ上げておりますので、大井川に近いほう、つまり、神戸大 幡地区に水源自体もあるし、そこから浄水場へ運ぶ導水管であるとか、配水池へ運ぶ配水管が、どうしても神戸大幡地区に多いという地域的な特性がございます。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 6番、蒔田昌代君。
- 〇6番(蒔田昌代君) 6番、蒔田です。

また、ちょっと話が変わりますが、近く、この頃、隣のというよりか、菊川市で断水がありました。これは災害時のやつではないんですが、この断水が復旧するのに、結局1週間程度かかってしまったということで、市民がすごく困ったということがありました。

漏水場所、やっぱり漏水が原因で、その場所が特定できなくて、何か水が出なくなったんだけれどもどうしたのかということで、市民から連絡があって、漏水場所を探していたらしいです。探していたけれども、なかなか分からなくて、分かったのが2日後だった、どこだったかというのが分かったということを聞きました。

漏水場所、もう本当に地下に潜っていた場所だったので、なかなか分かりづらかったというので、ちょっと困った様子なんですが、市民も困っていたようですが、探す側も困っていたようなんですが、給水復旧、安心していられるように対応を考えているかということから考えると、この国土強靭化計画の中で、いろいろこういうインフラはやっています、こういうことをやっています、これに対して準備しているのは分かるんですが、実際、災害が起きた場合に、情報の伝達について協議とかはされているんでしょうか。例えば、どこにいつから、どこに来ます、何が、給水車が配置します、そういった情報をどういったふうに流していくのか、また、どのような手段を使って町民に知らせていくのか、そういったことはこの中でどうなっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

- 〇議長(大石 巌君) 上下水道課長、内田宏一君。
- **〇上下水道課長(内田宏一君)** 失礼しました。上下水道課です。

計画の中では、災害が発生した後、あらゆる手段を用いて、適時適切な情報を提供することで町民の混乱を避け、円滑に応急給水が実施できるように広報活動を行うこととしています。

あらゆる手段というのは、その時点で活用できる広報手段を最大限活用するということになっています。具体的には、例えばマスコミ等への情報提供により、テレビやラジオ等で放送してもらうこと、それから、同報無線、それから、広報車で放送して回る、4つ目としてホームページ、5つ目としてLINE、6番目としては、あるいは避難所等への掲示等の方法も考えられるかと思います。

広報する内容としては、災害発生直後には水道施設の稼働状況、それから、拠点給水による飲料水の確保の状況、これはどこで給水をしているかという場所になります。それから、応急対策の方法であるとか、町民への協力要請としては、漏水箇所があれば通報いただきたいというようなお願い事も含まれてございます。

応急給水が開始された後は、水道施設の被害状況も皆さんにお知らせをする、それから、 応急給水の給水場所であるとか、時間を限るようであれば、何時から何時までの間給水をす るというようなことを広報していきたいと思います。

先ほど御紹介のあった近隣市町の例は、私も新聞で読んでおります。災害だけでなくて、 事故等による不意の断水場合には、水の出が次第に悪くなっていくという中で、町からの発 表がないと、自分の家だけで水の出が悪くなっているのかと、敷地の中で、自分の家だけど こかで漏水しているんじゃないかと、何で水が出ないんだろうと、だんだん不安になってい くというのは、あの新聞を読んで私も改めて痛感をいたしました。これを参考にさせていた だいて、情報提供のタイミングを逸しないように努めていきたいと思います。

また、これも仮にの話になりますけれども、同様のケースが吉田町で起きた場合に、早いうちに情報提供することで、あるいは、住民の方から漏水箇所の特定につながるような情報も得られるかもしれませんので、その点も併せて情報提供の在り方というのは考えていきたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 6番、蒔田昌代君。
- ○6番(蒔田昌代君) 6番、蒔田です。

情報提供というのがやはり一番大事、災害時、ふだんももちろんそうなんですが、情報提供という体制をやっぱり一番力を入れていただきたいと思います。やっぱり、本当に、先ほどおっしゃったように、町民が一番不安になっている状況なので、水が出ない状況というのはとても不安であると思います。これがいつ起こるか分からないので、夏場に起こったらどうなんだろうとかいろいろ考えていますと、対応の早さ、情報を早期に出していただいて、対応をこういうふうにしますということを町民に知らせてもらうのが一番大事だと私は思うので、それを要望したいと思います。

また、そういった場合は、災害時の場合ですが、やはり担当する課というのですが、それ は連携等取るために何か町としてやっていることとかはあるんでしょうか。

- 〇議長(大石 巌君) 上下水道課長、内田宏一君。
- **〇上下水道課長(内田宏一君)** 上下水道課でございます。

役場の中での防災のときの組織が決まっておりますので、我々は上下水道部として動きますけれども、例えば情報を発信してもらう課であるとか、日本水道協会といいまして、全国の水道の事業体が組織するところになりますけれども、そこへの応援要請なんかもそこを通じてやっていただくようになります。それは、防災訓練の中で情報の班だとかというのが決まっておりますので、そこで訓練をしております。

- 〇議長(大石 巌君) 6番、蒔田昌代君。
- ○6番(蒔田昌代君) 6番、蒔田です。

防災訓練の中で各課の役割があって、その中の訓練が行われているということを確認できました。

この日本水道協会というところから災害時にお水が来るのか、それとも、町内でそこでいろいろ準備してあるので、そこで賄っていくのか、どういうふうに、今なっているのでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

- 〇議長(大石 巌君) 上下水道課長、内田宏一君。
- **〇上下水道課長(内田宏一君)** 上下水道課でございます。

水については、よほど大きな災害、例えば、能満寺の片岡原の上にあるタンクが崩壊して 水がこぼれてしまうというような、本当に大きな災害でもない限り、水については自前の水 というふうに思っております。

例えば、給水の手伝いで給水車を運転手と職員をつけて派遣してもらうであるとか、それ

から、町内に多数発生した漏水箇所を直すのに、その方々に来ていただくとかというような技術的なこと、それから、給水の実務的なことに応援を頼むであって、提供する水自体は、今は自前でできるというふうに考えております。それは、先ほどタンクがもし壊れてしまったらというようなこと言いましたけれども、タンクの耐震は100%耐震化果たしております。それから、浄水場の耐震化も100%果たしておりますので、これが壊れることはまず考えておりません。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 6番、蒔田昌代君。
- ○6番(蒔田昌代君) 6番、蒔田です。

では、実際、給水体制になったら水は自前で、給水タンクというのは町が用意してあるものを運んで、トラックか何かにつなげて持ってくるという体制を取っていくということでよろしいですか。

- 〇議長(大石 巌君) 上下水道課長、内田宏一君。
- **〇上下水道課長(内田宏一君)** 上下水道課でございます。

ちょっと私、先走った説明をしたものですから、誤解を招いたかもしれませんが、まず、 自前のものでは、先ほど御質問いただいた中にもありましたけれども、応急給水コンテナと いうのをまず今整備をしています。これは四角錐のような形、ピラミッドのような形をイメ ージしていただくと分かるかと思うんですが、外袋がポリエチレンの繊維になっていまして、 内側にポリエチレンのパックがあります。普段はぺたんこになっています。片手で持てるく らい軽いんですが、これ水を注水しますと、ちょうどピラミッドのような形になります。 350リットルの水を入れることができます。350リットルといいますと、ちょうど重さでいう と350キログラムになります。ですので、軽トラックの荷台で運べるんです。形がちょうど ピラミッド型ですので、ハンドル切っても重心が傾くことがなくて、要は、軽トラックを仮 に自主防災会の方に御協力いただければ、早い時点でいろんな箇所にたくさんの給水所を設 けることができます。

町では給水タンクは持っておりますが、これが車と連動した給水車というのは持っておりませんので、これについてはよその市町からの応援を待つしかないということになりますけれども、最初にあるこの応急給水コンテナを活用することで、早い時点で複数の箇所に給水所を設けることが可能となっています。このほうが即効性があるというふうに考えています。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 6番、蒔田昌代君。
- ○6番(蒔田昌代君) 6番、蒔田です。

この給水コンテナなんですが、この計画の中では、災害時用給水コンテナというのは38個となっているんですが、今のところ1個で2%となっているんですが、これが何かちょっと少ないかなと、今準備している段階なのか、少ないかなと思うんですが、これが進まないというか、これが増えていかないという原因とかは、置き場所とか、そういった何かあるんでしょうか。

- **〇議長(大石 巌君)** 上下水道課長、内田宏一君。
- **〇上下水道課長(内田宏一君)** 上下水道課でございます。

計画どおりの数でございますので、進んでいないということではございません。

国土強靭化計画をつくりましたのが本年3月でございますので、実質的には本年度からの動き出しということになっております。

本年度、今日現在までに既に今年の分の購入発注済ませておりまして、今年の計画である 6袋がやがて納品されるということになっておりますので、仮設的な応急のコンテナではあ りますが、値段もそう安いものではありませんので、年次計画で買い進めていくということ になっています。令和7年度の目標率もそこに記載してあるとおりです。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 6番、蒔田昌代君。
- ○6番(蒔田昌代君) 6番、蒔田です。

では、その下の応急給水車ポンプ整備率、2台で、昨年度で1台整備したことから50%になっていますが、令和7年度までには100%にしたいということなんですが、このポンプ車というのはどういう仕組みで、どこに保管してあるんでしょうか。実際整備したということなので、機械というふうに思ってしまうんですが、どうでしょうか。

- 〇議長(大石 巌君) 上下水道課長、内田宏一君。
- **〇上下水道課長(内田宏一君)** 上下水道課でございます。

お話のあったように、これ機械でございまして、ポンプ車、車ではございません。車に積むことが可能な車載ポンプということになっています。大きさは、そんなに大きいものではございません。

災害があったときに、水を低いところから高いところに持ち上げるということが、なかなか人力では難しいです。ポンプがあれば、それをホースをつなぐことで低いところから高いところへくみ上げることができます。例えば、福祉施設の貯水槽なんかに水を注ぎたいというときには、このポンプが役立ちます。

この動力が、例えば軽トラックのバッテリーの電源から得ることができます。軽トラックのバッテリーは荷台の下に割とむき出しである状態が多いものですから接続も簡単です。このポンプにホースを上下つなぐことで、低いところから高いところに水をくみ上げることが可能となります。大きなものではございませんので、片岡原の倉庫の中に保管をしてございます。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 6番、蒔田昌代君。
- ○6番(蒔田昌代君) 6番、蒔田です。

今、いろいろ答えていただきました。

吉田町には、災害時、本当に大きい災害ではないですけれども、2年前の10月でしたか、 大きい台風が来て大変な思いをしました。そのときに、自宅で井戸を掘ってお水を使ってい る方もいらっしゃるんです。町の上水道は使っていないんだけれども、井戸を掘って水を吸 い上げているんですが、やはり災害時になるとそういったのも機能しなくなってくるので、 そういった方たちも、そういう給水のあるときには、町に給水車が配備されたときにもらい に行ってもいいのかどうかというのを、ちょっと確認したいと思います。

- 〇議長(大石 巌君) 上下水道課長、内田宏一君。
- **〇上下水道課長(内田宏一君)** 上下水道課でございます。

当然に御利用いただきたいと思います。命に関わることでございます。給水の可否は上水 道に加入しているかどうかを問いませんので、よろしくお願いします。

- 〇議長(大石 巌君) 6番、蒔田昌代君。
- ○6番(蒔田昌代君) 6番、蒔田です。

やはり神戸大幡地区というのは水が豊富に出るところなので、今、普通の用水路でもぼこぼこお水が出ているところもあるので、あの辺り、神戸大幡で井戸を掘って、それを自家用水にして自分の家で使っているという家が多くあります。また、川尻のほうでもそういったお宅があるので、自分の家が出なくなったら自分の家で何となしなければと、そういった方々も思っていると思いますが、そういった方々にも、お水が出なくなった場合は、町のそういう給水体制があれば、そういったところに来ていただくというのも、またそれも広報して、お知らせしていただけたらなと思います。

そういう方たちというのは自分の家で何とかしなきゃいけないと思って行動してしまうので、我慢していたり、命に関わることもあるので、また町としても災害時の断水に関しては、本当に情報提供を早くしていただいて、どこでどうなっているというのを早期に流していただいて、町民の、より安心して水が受けられるように、ライフラインを確立できるように、水は結構大きいものですから、水の件については、よく断水について、私は今回ちょっと断水について、災害時も含めて断水について述べさせていただきましたけれども、情報の早期の提供と、どこに取りに行ったらいいですかというのも町民迷うと思うので、そういったこと、いつどこでどういう体制でやりますということをはっきりと早く、いろんな情報手段がありますので、確立していますので、流していただいて、町民の不安を取り除いていただきたいと思います。

では、ちょっと早いですが、これを要望とします。

以上で私の一般質問を終わります。

**〇議長(大石 巌君)** 以上で、6番、蒔田昌代君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長(大石 巌君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時49分

# 開会 午前 9時00分

#### ◎開議の宣告

○議長(大石 巌君) 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会20日目、最終日であります。

ただいまの出席議員は13名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

O議長(大石 巌君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、これまでに議決した議案を除くその他の議案の審議に入ります。

## ◎議案第35号の質疑、討論、採決

〇議長(大石 巌君) 日程第1、第35号議案 専決処分事項の承認を求めることについて (吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないよう お願いをします。

また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いいたします。

質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

〇議長(大石 巌君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(大石 巌君) 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(大石 巌君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第36号の質疑、討論、採決

〇議長(大石 巌君) 日程第2、第36号議案 専決処分事項の承認を求めることについて (吉田町税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、平野 積議員。

**〇12番(平野 積君)** 今回の条例改正において、熱損失防止改修工事等が完了した日から 3月以内に固定資産税の減税のための修正書を提出しなければならないという条文がござい ます。

本議案は、専決によって4月1日から施行されておりますけれども、私の知る限り、これが周知されていないというふうに思います。これは町民に対してはもう周知されているのかどうかというところを、ちょっとお願いします。

- 〇議長(大石 巌君) 税務課長、中村真也君。
- ○税務課長(中村真也君) 税務課でございます。

今、平野議員から御質問がありました住民に対する周知の関係ですけれども、これについてはホームページのほうに、本日の議会で皆さんの承認をいただいた後に、速やかに改正内容を反映させたいと、このように思っております。

- 〇議長(大石 巌君) 12番、平野 積君。
- ○12番(平野 積君) 一応専決しているわけですよ。ほかの市町も専決しているんだと思いますけれども、もう4月1日の時点で既にこういうお知らせをホームページに載せているところは、結構出ています。にもかかわらず、専決したにもかかわらずこの承認が得られないとオープンにならない、周知しないというのは、ちょっと住民のために、例えば4月の初めに終わったらもうぎりぎりになるわけですよ、例として言えばね。だからそういうことをやっぱり、住民のことを考えれば即、公開すべきだと思いますけれども、どうでしょう。
- 〇議長(大石 巌君) 税務課長、中村真也君。
- O税務課長(中村真也君) 税務課でございます。

今の件ですけれども、今、近隣市町の状況を6月2日の時点で見てみましたところ、2市については既に4月の早い段階でホームページのほうをアップされておりました。

それ以外の4市につきましては、いまだ、ホームページのほうにアップがされているのが 1件ございました。それ以外はアップされていません。当然、議会の承認が必要で、議会の 皆様の御承認があった後に掲載するという考えでおりましたので、この後は速やかに掲載を すると。

それから、住民への周知につきましては、当然御相談にいらっしゃった方々にはチラシのほうの配付で対応していきたいと思います。耐震改修、それからバリアフリー改修、それから省エネ改修、これらを1枚のチラシにまとめたものを作りましたので、それをもって御相談にいらっしゃった方々には提示をして対応していきたいと、このように思っております。

- 〇議長(大石 巌君) 副町長、平井光夫君。
- **〇副町長(平井光夫君)** 今、平野議員から御指摘あったというところ、我々専決しているわ

けですから、専決したということをもって、できるだけ速やかにやっぱり本来は住民にも周知すべきだろうと思っております。その点ちょっと、周辺の市町の対応はいろいろ、ばらばらではあると思うんですが、今後については専決した時点でできる限り早く住民に、町民の方に周知するようにしたいと思っております。御指摘ありがとうございました。

- ○議長(大石 巌君) ほかに質疑はありませんか。 8番、山内 均君。
- ○8番(山内 均君) 私としては、全協のときに、ちょっと内容はお聞きしました、こういうものが含まれるとか。いろいろ調べていった中ではまた不足する部分もあると思いますけれども、ただ、この熱損失防止改修等住宅または工事についての、要するに固定資産税の減額措置、この要件の中に平成26年1月1日以前からまずそこに住宅があること、建物があること。住宅と併用住宅でも住居部分が2分の1以上のものと。その面積がまず50から280平方メートルであること。あと、令和6年3月31日までに自己負担額が1戸当たり60万円を超える熱損失防止改修工事が行われたものであること。もう一つは、省エネ基準に新たに適合した工事であり、窓の断熱、それを必至でやりなさいと。そのほか、床とか壁とか天井に対してはプラスして、そしてそれが60万円以上の金額に対して、60万円以下では駄目ですよと、細かい部分はありますけれども、その辺でもう少し今言った細かい部分の補足、細かいやつがちょっとあるんですけれども、補足の部分があれば教えてください。
- 〇議長(大石 巌君) 税務課長、中村真也君。
- **〇税務課長(中村真也君)** 税務課でございます。

まず、工事の要件ですけれども、今山内議員がおっしゃったように、今まで50万円であったものが60万円超えに引き上げるということです。それから対象住宅の要件ですけれども、従前は2020年10月1日以前に建築された住宅であったものが、今回の改正によりまして平成26年4月1日以前に建築された住宅に拡充をされました。適用期間ですが、2年間延伸をされまして、面積当たりの50から280平方メートルになっておりますが、この今言った細かいところですけれども、そのうちの税の軽減の対象となる面積は120平方メートルまでということになってございます。

以上です。

- 〇議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- **〇8番(山内 均君)** ありがとうございます。そういう細かい部分で非常に大事な、実はこの条件、建物の条件はいろいろあると思いますけれども、こういう減額、これに関しては国が、要するに政府が地球温暖化防止で強烈な、前へ推し進めていますよね。その中で、建築基準法に関しても、もう確実にそっちへシフトされていくと、我々もかなり制約を受けながら細かい部分でやっていきますので、恐らく大事なものであるということでお聞きをしています。

固定資産税の軽減措置については、温暖化防止に有効に活用するために、とにかく先ほど言われました町の人、町民の人たちの告知、それと同時に私がお願いをしたいのは建築関係の人たち、建築関係の人たちにお願いをしたいんですね。建築関係の人たちというのは、常にお客さんと相手をしますので、そういうものの細かい資料があれば、それをできるだけ温暖化に向けて対象を広げていくと、そういうものを我々も考えていますので、ぜひその点でやっていただきたいと思います。

このうち、先ほど言われました周知に関して、特に細かい部分をやっていただきたいとい

うのもそうなんですけれども、特にこの減額の措置に関しては、法律の法規の中では恐らく 申告制ですよね。やった者が、工事をやったけれども申告を忘れたとか、そういうものに関 しては適用にならないんじゃないですか、対象にね。そういうのをできるだけ減らすために、 とにかく建築関係と町のほうで対応しながら、それが漏れないような形、できるだけ漏れな いような形、全員が受けられるというような形をちょっと考えているんですけれども、町の ほうではそういうものに関しては考え方はありますか。

- **〇議長(大石 巌君**) 税務課長、中村真也君。
- ○税務課長(中村真也君) 税務課でございます。

今の件ですけれども、今後につきましては、先ほど重複をいたしますけれども、耐震改修、それからバリアフリー改修、省エネ改修、それぞれ税の優遇制度を1枚にまとめたチラシを作成して窓口に配架するとともに、また「TOUKAI-0」の関係事業、都市環境課との連携も強化しながら、両課互いに協力し合って周知のほうを図ってまいりたいと考えております。

- 〇議長(大石 巌君) 8番、山内 均君。
- **○8番(山内 均君)** 特に今回のいろいろな改正に関しては、恐らく政府が考える地球温暖 化政策に対しての防止ですよね、それに対しても強烈にいくということになりますので、ぜ ひみんなが公平にそういう恩恵を受けられるように、そしてできるだけ周知しながら、温暖 化に向けての対策については、できるだけ頑強にいっていただきたいと、そう思っています ので、ぜひその辺をお願いをしたいと思うんですけれども、町のほうでは特に住民の方に知らせなければならないことはありませんか。
- 〇議長(大石 巌君) 理事、谷澤智秀君。
- **〇理事(谷澤智秀君)** 谷澤です。今、議員のほうから、住民の皆さんに周知、先ほど平野議員からもお話がありました。

特に今回税の控除ということで、こうした控除が受けられるということで、分かりやすくこれからチラシのものを作成既にしているということですので、やっぱりこのチラシ、それからあとホームページ等々しまして、また役場内の関係課のほうにも通知をして、そうした対象となるような方々にはお知らせをしていくということが、まず大事なことだというふうに思っています。

なお、今回の制度改正については、吉田町独自のものではございません。ですので、これは近隣も同様ですし、また全国的にも同じ形になりますので、そうした建築士協会というんですが、そうした上部組織のほうからもそうした情報をまた周知等もなされているかと思いますので、まず吉田町としましては、住民の方にしっかりと分かりやすい形で情報提供していくということが大事かというふうに思っておりますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長(大石 巌君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(大石 巌君) これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(大石 巌君) 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(大石 巌君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

### ◎議案第37号の質疑、討論、採決

O議長(大石 巌君) 日程第3、第37号議案 専決処分事項の承認を求めることについて (吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(大石 巌君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(大石 巌君) 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(大石 巌君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

# ◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長(大石 巌君) 日程第4、第38号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(大石 巌君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(大石 巌君) 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(大石 巌君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

# ◎議案第39号の質疑、討論、採決

〇議長(大石 巌君) 日程第5、第39号議案 吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大石 巌君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大石 巌君) 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(大石 巌君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

#### ◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長(大石 巌君) 日程第6、第41号議案 令和4年度消防積載車の取得についてを議題 とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(大石 巌君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(大石 巌君) 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(大石 巌君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_\_

## ◎議員派遣について

○議長(大石 巌君) 日程第7、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第123条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付した「議員派遣の件」のとおり、現時点で期日等が確定している行事について、派遣したいと思います。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付してあります「議員派遣の件」のとおり派遣すること に御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**〇議長(大石 巌君)** 異議なしと認め、議員派遣については、お手元に配付してあります 「議員派遣の件」のとおり派遣することに決定をしました。

\_\_\_\_\_

#### ◎議会閉会中の継続調査について

〇議長(大石 巌君) 日程第8,議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所 管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ、会議規 則第71条の規定によって、お手元に配付したとおり、議会閉会中の継続調査の申出がありま す。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。 [「異議なし」の声あり]

〇議長(大石 巌君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しま した。

\_\_\_\_\_

#### ◎町長挨拶

〇議長(大石 巌君) 以上で、令和4年第2回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

**〇町長(田村典彦君)** 本定例会、議員の皆様には御苦労さまでございました。 お体もお疲れでしょうから、体を休められて、また9月の定例会でお会いしましょう。

\_\_\_\_\_\_

## ◎議長挨拶

○議長(大石 巌君) ありがとうございました。

本日、ここに令和4年第2回吉田町議会定例会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、6月1日以来、20日間にわたり諸議案の審議をいただきました。本日ここに全ての議事が終了し、おかげをもちまして閉会の運びとなりました。これも、議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚くお礼を申し上げます。

最後に、議員各位の、また町当局の皆様の御健勝を心から御祈念申し上げ、誠に意を尽く しませんが、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

# ◎閉会の宣告

○議長(大石 巌君) 以上をもちまして、令和4年第2回吉田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前 9時20分